市　章

市の花　かたくり

市の木　松

市の鳥　おしどり

佐野市役所

平成19年3月

〒327-8501　栃木県佐野市高砂町1
TEL(0283)24-5111(代)
FAX(0283)22-9104
http://www.city.sano.lg.jp

佐野市総合計画　【基本構想・基本計画】

栃木県　佐野市

佐野市総合計画

基本構想・基本計画

栃木県　佐野市

平成19年3月

佐野市総合計画

基本構想・基本計画

栃木県 佐野市

市長あいさつ

本市は、平成17年2月28日に、佐野市、田沼町、葛生町が合併して誕生した新しい市であります。

この度、新市のまちづくりの基本方針といたしまして、平成29年度を目標とする佐野市総合計画を策定いたしました。

近年の地方行政を取り巻く環境は、本格的な地方分権時代の到来、市民との協働、少子高齢化の進行など大きく変わってきております。

この計画は、このような社会情勢の中、合併時に策定いたしました「新市建設計画」を基本としながら、合併によるスケールメリットを活かし、効率的な行財政運営を図るため、市民の皆様との役割を明確にし、行政経営の観点からも21世紀型の自治体の実現を目指して策定したものであります。

「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」を本市の将来像として、その実現のために、５つの基本目標を設定し、その下に14の政策、40の施策を掲げ総合的、計画的なまちづくりを進めていきたいと考えております。

今後は、この計画に掲げた施策の推進を行政経営の視点からも図っていき、創意と工夫による自主的・主体的な行財政運営を市民の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、ご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆様、市議会、策定懇談会、まちづくり会議をはじめといたします関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成19年３月

佐野市長　岡　部　正　英

目　次

基本構想

Ⅰ　はじめに　4

1　計画策定の意義……4

2　計画の構成と目標年次……5

Ⅱ　市勢の概要　8

1　位置・地勢・気候……8

2　交通……8

3　人口と世帯……10

4　就業構造……11

5　本市の特性……12

Ⅲ　本市を取り巻く諸情勢と課題　14

1　時代の潮流……14

2　市民のニーズと期待……17

3　まちづくりの主要課題……23

Ⅳ　まちづくりの基本方針　26

1　将来像……26

2　基本目標……27

Ⅴ　主要指標の見通し　32

1　人口の見通し……32

2　就業人口の見通し……33

3　土地利用の方針……34

基本計画

Ⅰ　地域の特色を活かした快適なまちづくり　40

1　安全・安心のまちづくり……40
（1）消防・防災体制の強化……40
（2）交通安全対策の推進……43
（3）犯罪のない明るい社会の実現……45
（4）消費者支援と組織の育成……47

2　住みやすいまちづくり……49
（1）秩序ある計画的な土地利用の推進と特色ある都市核の形成……49
（2）都市機能を高める道路・公共交通網の整備……52
（3）歴史と自然を活かした魅力ある景観の形成……54
（4）快適で質の高い住環境の整備……56
（5）安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理……58

3　自然環境と共生するまちづくり……61
（1）ごみの発生抑制と適正処理……61
（2）良好な地域環境の保全と地球環境に配慮した生活の推進……63
（3）豊かな自然環境の保全……66

Ⅱ　やさしくふれあいのある健康福祉づくり　70

1　健康のまちづくり……70
（1）心と体の健康づくりの推進……70
（2）地域医療体制の充実……73

2　安心して子育てのできるまちづくり……75
（1）子育て支援機能の充実と環境整備の促進……75

3　助け合い生きがいを実感できるまちづくり……78
（1）豊かな長寿社会の実現……78
（2）障害者の社会参加と自立の推進……81
（3）生活困窮者の生活安定と自立支援……83
（4）すべてのひとにやさしいバリアフリー社会の実現……85
（5）地域福祉を支える人材と組織の育成……87

Ⅲ　魅力と活力ある産業づくり　90

1　産業振興ではたらきやすいまちづくり……90
（1）活力ある農林業の振興……90
（2）鉱工業による地域産業の振興……93
（3）個性的・魅力的な商業の振興……95
（4）勤労者福祉の充実と雇用の安定……97

2　観光振興でひとが集まるまちづくり……99
（1）魅力ある観光資源の開発と整備……99
（2）ひとを集める観光戦略の展開……102

Ⅳ　豊かな心を育む教育・文化づくり　106

1　生涯にわたり学びのあるまちづくり……106
（1）特色ある教育と心の教育の推進……106
（2）安全で安心して学べる教育環境の整備……109
（3）生活を豊かにする生涯学習の推進……111
（4）生涯スポーツ・レクリエーションの振興……113

2　歴史・文化を活かしたまちづくり……115
（1）多様な文化・芸術活動の支援……115
（2）地域の歴史・文化資源を活かした文化の振興……117

Ⅴ　市民みんなでつくる夢のあるまちづくり　120

1　市民参加のまちづくり……120
（1）広報・広聴活動の充実と情報の共有化の推進……120
（2）市民の主体的な活動の支援……122

2　人と人が交流するまちづくり……124
（1）電子自治体の推進……124
（2）国際交流と広域・地域連携の推進……127

3　人権尊重のまちづくり……129
（1）個々の人権を尊重する地域社会の形成……129
（2）男女共同参画社会の実現……132

4　地方の時代にふさわしい行財政運営の推進……134
（1）質の高い市民サービスの提供……134
（2）効率的で健全な行財政運営の推進……137

Ⅵ　総合計画政策体系表　140

Ⅶ　資料　146
佐野市総合計画策定の経過……146
佐野市総合計画策定懇談会委員名簿……148
佐野市総合計画策定懇談会開催状況……148
市民まちづくり会議委員名簿……149
市民まちづくり会議開催状況……149
地区別懇談会開催状況……150

佐野市総合計画

【基本構想】

川又 優輝

Ⅰ　はじめに

I はじめに

1 計画策定の意義

本市は、平成17年2月28日に栃木県佐野市、田沼町、葛生町の１市２町が合併して誕生した新しい市です。

21世紀初頭を迎え、本格的な地方分権時代の到来をはじめ、市民参画・協働の時代の到来、予想を上回る少子高齢化の進行、“ 環境の世紀 ” の到来、高度情報化・国際化の一層の進展、産業を取り巻く環境の急速な変化、成熟化社会への移行等、社会・経済情勢が大きく変化するとともに、これらに伴う「平成の大合併」が全国的に進んできており、市町村行政はあらゆる分野において歴史的な転換期を迎えています。

このような中、本市は市町村合併によって新しいまちづくりを進めることを選択しました。市町村合併はまちづくりを進める上での手段であり、目的ではありません。より強化された行財政体制をはじめ、合併による効果を最大限に活かし、今後、どのようなまちづくりを進めていくかが重要であり、本市に問われている課題でもあります。

現在歩んでいる21世紀は、人口減少をはじめとして、今後さらに大きく、かつ構造的な社会変化を生じさせていく可能性が大きいことを予感させています。この大きな社会変化は、同時に、従来の市民と行政の間に大きな変化をもたらし、これからの市民と行政の間に新しい関係を構築する契機になることも予想されています。

このため、これからの市民と行政の間の新しい関係を模索しながら、本市に住んでいる一人一人が喜び、それぞれの地域が輝き、市民が幸せに暮らしていける新しいまち・佐野市を市民とともに築いていくため、すべての市民にわかりやすく、また参画が得られやすいまちづくりの指針として、合併時に策定した新市建設計画の意図を十分に汲み取りながら、ここに「佐野市総合計画」を策定します。

② 計画の構成と目標年次

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

基本構想

この基本構想は、平成19年度から平成29年度（2017年度）までの11年間を目標とした長期構想として、本市の将来の姿を展望し、その実現に向けての基本的な考え方を表すもので、まちづくりの主役である市民の皆さんの積極的な参画の下、長期的な視点に立った市政の総合的かつ計画的な経営指針となるものです。

基本計画

基本計画は、基本構想の施策の枠組みに基づき、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。社会・経済情勢の急激な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、三期に分けて策定します。

最初の基本計画は、基本構想の策定に併せて、平成21年度（2009年度）までの３年間を計画期間とする前期基本計画を策定します。

また、中期基本計画は平成22年度から25年度（2013年度）までの４年間、後期基本計画は平成26年度から29年度（2017年度）までの４年間として別途定めることにします。

さらに、基本計画の施策の単位ごとに、目指すべき目標指標（ベンチマーク）を定め、これにより説明責任を果たすとともに、総合計画を機軸にした行政評価の仕組みを導入します。

実施計画

具体的な事業の計画を示す実施計画については、平成19年度から平成21年度までの３年間を前期基本計画の策定時に併せて策定します。中期基本計画以後の実施計画については、２年ごとに定めます。

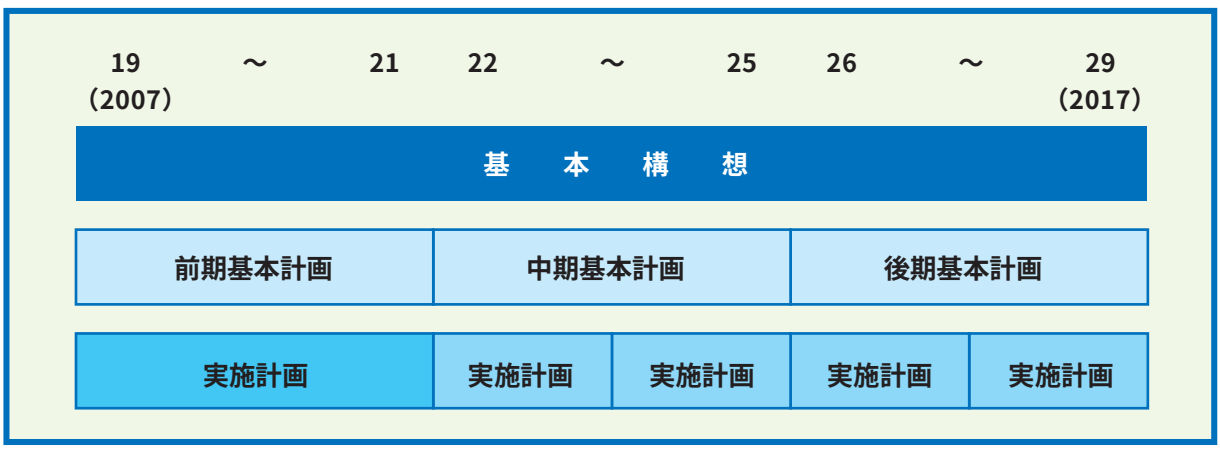

岡 こずえ

Ⅱ 市勢の概要

Ⅱ 市勢の概要

1 位置・地勢・気候

本市は、栃木県の南西部に位置しています。

東は栃木市、岩舟町、藤岡町、西は足利市、群馬県桐生市、南は群馬県館林市、板倉町、北は氷室山や根本山をはじめとする1,100m級の広大な山岳地帯を経て鹿沼市、群馬県みどり市と接しており、面積は356.07km²です。

地形的には、北部から北東部、北西部にかけては山岳・森林地帯、南部と西部は平坦な市街地、農地となっています。

また、市域（赤見～戸室～葛生～白岩）には、約２億６千万年前に形成された石灰岩地帯が広がり、この地域の１万年以前の地層からは、日本サイ等の葛生動物群の多くの化石が出土することで有名です。

気候は、夏に降水量の多い太平洋気候区に属し比較的温暖ですが、内陸部のため気温の年較差・日較差が大きくなっています。また、北部の山間部では、南部及び西部と比べて標高差が約1,000mあるため、冬季には積雪があり、４月初旬においても残雪がみられることがあります。

2 交通

国道50号が佐野地域の市街地の南端に沿って東西に延び、佐野地域の東端をかすめて南北に走る東北自動車道と佐野藤岡インターチェンジで連結しています。この国道50号は、羽田工業団地や佐野新都市開発整備事業区域等を結ぶ主要な産業道路としても重要な役割を果たしています。さらに、国道293号が佐野地域の北部市街地と田沼地域及び葛生地域の南部市街地を結び、本市の中央部を貫く幹線道路となっています。

さらに、今後予定されている北関東自動車道は、田沼地域の市街地と佐野地域の最北部を東西に走り、（仮称）田沼インターチェンジの設置が計画されています。これにより道路交通の要衝としての本市の地位が一層高まっていきます。

鉄道は、東西に走るＪＲ両毛線が本市と小山・足利方面とを結んでおり、また、東武鉄道佐野線が葛生駅を起点として佐野駅を通り、館林市を経て首都東京とを結び、通勤・通学の主要な交通手段となっています。

また、近年、高速バスが新都市地区内に乗り入れを開始し、首都や県都宇都宮市へ直通で結ばれ、新たな公共交通手段として需要が伸びています。

佐野市の位置図・市内交通網図

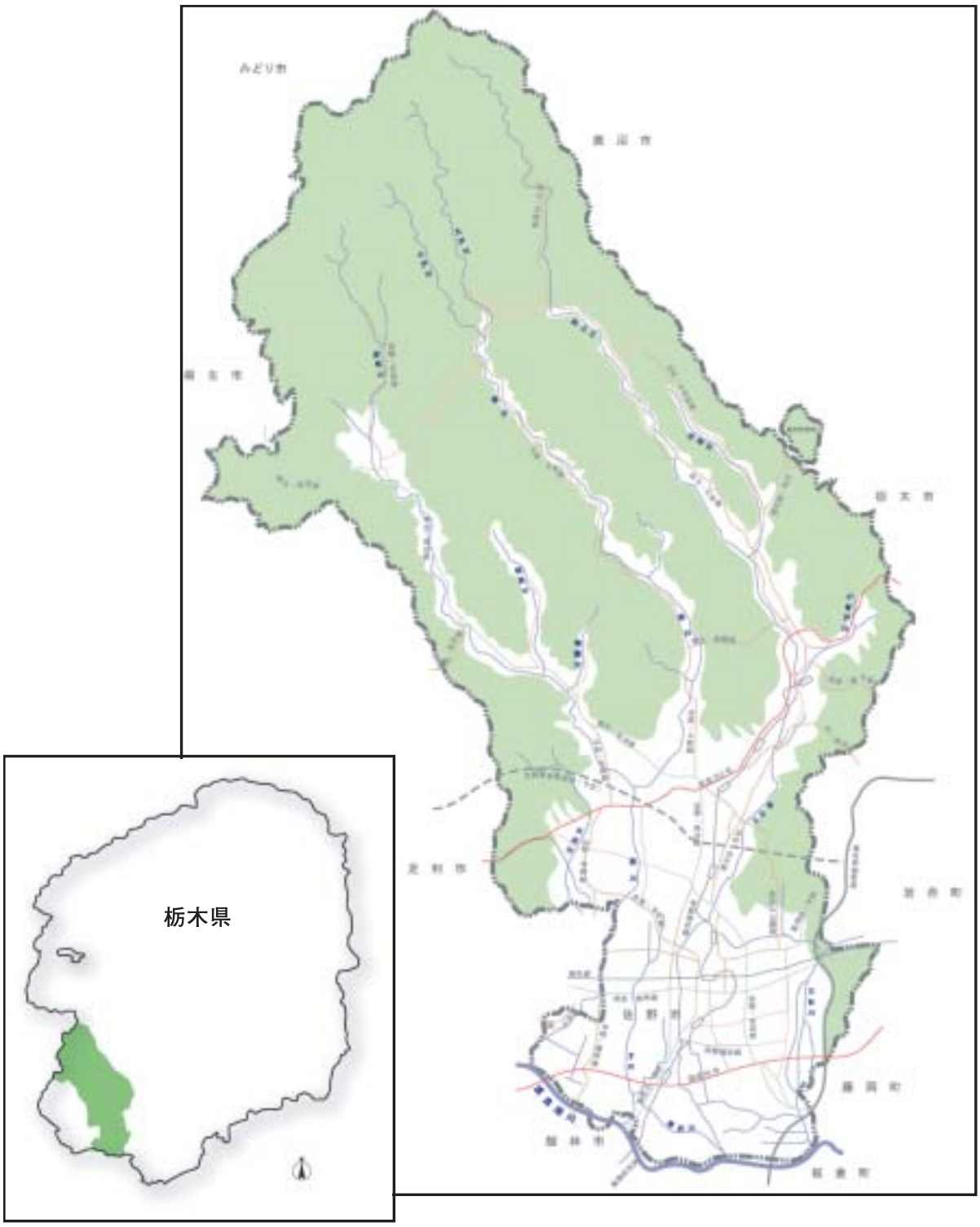

3 人口と世帯

平成17年の国勢調査結果によると、市の総人口は123,926人となっています。

総人口は平成２年までは増加を続けていましたが、それ以降は減少傾向にあります。また、世帯数は43,830世帯で増加を続けていますが、核家族化の進行により１世帯当たりの人員は減少しています。

年齢別構成の推移をみると、本市においても少子高齢化が進行しており、平成17年では、14歳以下の年少人口が13.5%（県平均14.1%、全国平均13.7%）、15歳から64歳までの生産年齢人口は64.7%、65歳以上の高齢者人口は21.8%（県平均19.4%、全国平均20.1%）となっています。

人口・世帯数の推移

単位:人、%

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総人口	人数（人）	126,287	128,276	128,099	125,671	123,926
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
14歳以下	人数（人）	27,084	23,962	21,147	18,396	16,710
	構成比	21.4%	18.7%	16.5%	14.6%	13.5%
15～64歳	人数（人）	84,924	86,792	85,752	82,726	80,143
	構成比	67.2%	67.7%	66.9%	65.8%	64.7%
65歳以上	人数（人）	14,279	17,479	21,199	24,547	27,066
	構成比	11.3%	13.6%	16.5%	19.5%	21.8%
世帯数		35,536	38,357	40,769	42,122	43,830
一世帯当たり人員（人）		3.55	3.34	3.14	2.98	2.83

注:総人口には年齢不詳人口を含む。また端数処理の関係で構成比の合計が100.0%にならない場合がある。　資料:国勢調査

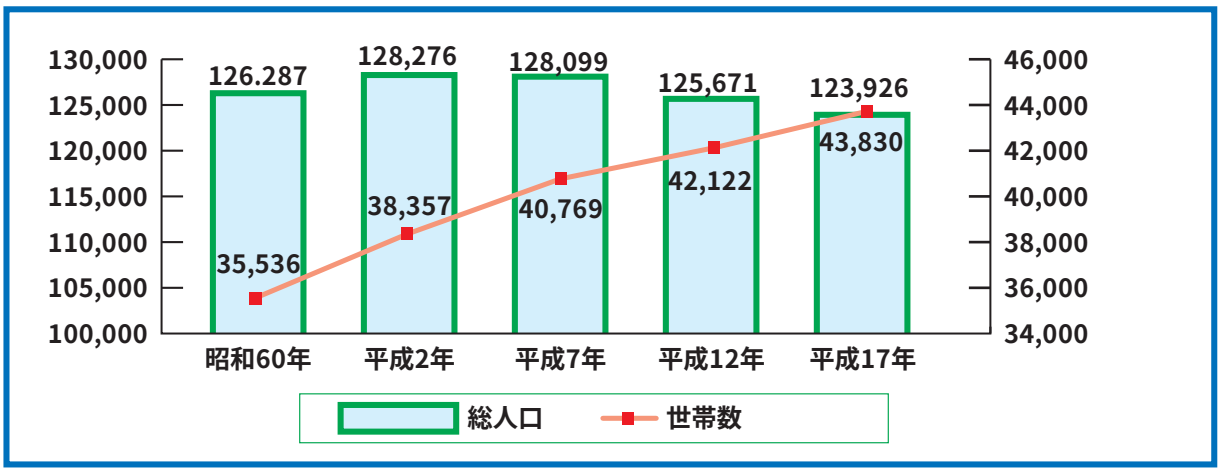

（単位:人、世帯）

4 就業構造

就業人口は、県全体に比べ第２次産業の割合が高くなっているのが特徴となっています。就業人口の総数は、平成７年以降減少となっています。産業別では、第１次産業、第２次産業の就業人口は減少し、第３次産業の就業人口は増加しています。

産業別就業者の推移

単位:人、%

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就業人口総数	就業者（人）	62,307	65,130	65,853	64,110
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1次産業	人数（人）	4,470	3,456	3,298	2,752
	構成比	7.2%	5.3%	5.0%	4.3%
第2次産業	人数（人）	29,693	31,010	29,302	26,995
	構成比	47.7%	47.6%	44.5%	42.1%
第3次産業	人数（人）	28,131	30,642	33,232	34,121
	構成比	45.1%	47.0%	50.5%	53.2%
分類不能	人数（人）	13	22	21	242
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%

注:端数処理の関係で構成比の合計が100.0%にならない場合がある。　資料:国勢調査

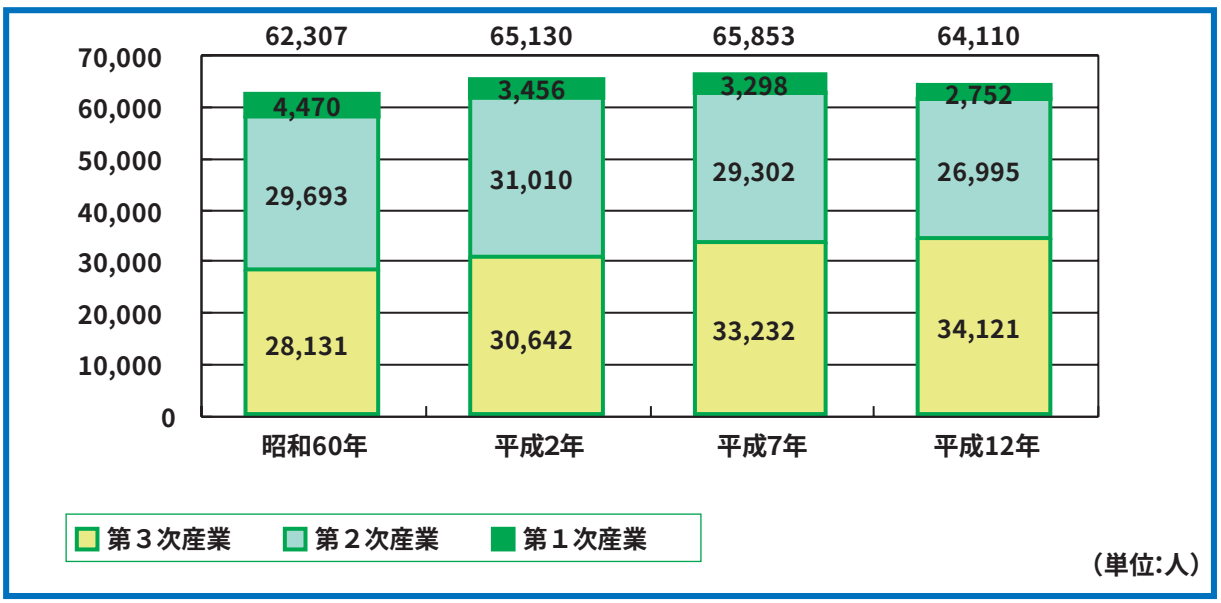

5 本市の特性

（1）首都東京から７０km圏にある交通の要衝です

本市は、首都東京から70km圏内にあり、市内には東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジがあります。現在建設中の北関東自動車道は群馬、栃木、茨城を横断的に結ぶ高速道路で、市内には（仮称）田沼インターチェンジが建設される予定になっており、本市は２つのインターチェンジを有することになります。

また、鉄道網ではＪＲ両毛線と東武佐野線が乗り入れているほか、東京駅や新宿駅等の都心部や、成田空港等と結ばれる高速バスも運行され、道路と鉄道の広域高速交通網が整備されてきており、北関東の玄関口として、交通の要衝地となっています。

（2）にぎわいのある北関東の中核都市です

交通の要衝であることのほか、本市には観光資源が多数あります。佐野厄よけ大師や佐野新都市地区の大型商業施設等を含め、年間１千万人程度の入込み客があり、この高い集客力は市のにぎわいを創出しています。

また、佐野ラーメン、仙波そば、ゴルフ場、美術館、みかも山公園、道の駅“どまんなかたぬま”等々、多様な交流を促進する資源があり、にぎわいに満ちた北関東の中核都市としての機能を有しています。

さらに、雇用と生産の拠点となる５つの工業団地、定住の拠点となる土地区画整理事業の推進、佐野短期大学をはじめとする教育環境の充実等、快適で文化的な定住環境の整備が進んでいます。

（3）緑あふれる自然環境の優れたまちです

関東平野の最北端に位置する本市は、足尾山地の山裾が広がる豊かな自然に恵まれており、未来に残すべき美しい自然景観を有しています。万葉の昔から歌に詠まれる三毳山、美しい自然の造形美と豊かな歴史を楽しめる唐沢山、利根川水系100選に選ばれた旗川源流の落差約45mの三滝、名水百選の出流原の弁天池等があり、ハイキングやサイクリングを楽しめる緑豊かな自然環境に恵まれています。

また、自然災害が少ないことも本市の特性であり、企業立地にもリスクの少ないまちとなっています。

（4）貴重な歴史・文化資源に恵まれています

本市には、栃木・群馬両県にわたって勢力を誇っていた藤原秀郷、自由民権運動と渡良瀬川鉱毒問題に一生を捧げた田中正造等、日本史の上でも重要な人物が名を連ねており、さらに、天明鋳物、飛駒和紙、牧歌舞伎等、重厚な歴史とこれらにまつわる伝統工芸や伝統芸能、人間国宝田村耕一に代表される陶芸等、有形・無形の文化遺産にあふれています。

Ⅲ 本市を取り巻く諸情勢と課題

Ⅱ 本市を取り巻く諸情勢と課題

1 時代の潮流

本市をめぐる社会・経済情勢の変化はめまぐるしいものがあり、まちづくりの各分野において、検討すべきかつ対応していかなければならないいくつかの潮流があります。

今後のまちづくりにおいては、広域的、全国的、さらには世界的な視点から、時代の流れがもたらす様々な課題に的確かつ柔軟に対応していくことが必要です。

■ 潮流1　地方分権時代の到来

現代の大きな潮流となっている地方分権は、行政の権限を住民に身近な市町村にできるだけ移し、地域自らがその実情に応じた行政を展開できるようにすることです。

したがって、これからの市町村には、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を決め、具体的な施策を自ら実行することができる政策形成能力が強く求められることになります。また、権限の移譲により、事務量の増加や専門性が要求されるため、地域の実情に即した行政サービスが展開できる体制の整備と人材の育成・確保が必要になります。

■ 潮流2　少子高齢化の進行と人口減少

出生率の低下や平均寿命の伸長に伴い、これまでの予測を上回る速度で少子化、高齢化が進行しており、本格的な少子高齢社会を迎えています。

また、増加を続けてきたわが国の総人口は、既にピークの状態を迎えていて、人口減少社会に入ろうとしています。

少子化の進行は、若年人口の減少につながり、これが社会活動の停滞を招いたり、まちの活力低下につながることも考えられます。

さらに、高齢化が進むことによって、高齢者介護を取り巻く問題や医療、年金等の財政負担が増大し、行政サービスの中でその比重が高まることになります。

このため、地域全体での子育て支援体制の確立や、高齢になっても元気で安心して生活できる環境づくり、高齢者や障害者にやさしいまちづくり等、生涯を託せる地域づくりの視点が重要になっています。

■ 潮流3　持続可能な循環型社会への移行

大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活や経済活動に伴い、地球の温暖化やオゾン層の破壊、海洋の汚染等、地球規模での環境問題が深刻化しているほか、国内でも公共用水域の水質汚濁、ダイオキシン、環境ホルモン問題等が指摘され、人々の環境保全に対する意識が急速に高まっています。

本市においても、市民の快適で安全な生活を確保し、生産基盤や生活の場として、さらに、やすらぎやレクリエーション、交流の場として活用するため、北部の山林等に代表される貴重な地域資源である自然環境等を一体的に保全していく必要があります。また、省資源・省エネルギー・リサイクル等を進め、自然と共生していく循環型社会の形成が求められています。

■ 潮流4　地域産業・経済の再構築

地域の産業・経済は、多くの業種で困難な状況にあります。農林業は、安全で確かな農林産物の生産と地域の特徴と個性ある産品の普及・開発を進め、工業は、地域でこれまで培ってきた技術力を活かし、独創性を発揮したものづくり産業としての振興を進め、商業は、地域の顔としての商店街の活性化と便利な拠点性の向上を図ることが求められているほか、新たな雇用の場の創出と雇用の安定が急務となっています。

本市においても、これらの課題解決のため、地域の魅力や存在感を高め、いっそうの地域の活力を醸成していくことが必要になっています。

■ 潮流5　高度情報化の進展

情報通信技術（ＩＣＴ：Information and Communication Technology）の飛躍的な進歩等は、パソコンや携帯電話等の情報機器とインターネットの急速な普及を促し、情報ネットワーク社会が急速に拡大しています。

情報通信基盤の整備は、地域の文化や特産品情報の発信、生産者と消費者の交流促進、在宅勤務や遠隔地勤務体制の普及等による就業機会の拡大、教育機会の拡充や障害者の社会参加機会の拡大、地方における高度な医療の受診機会の拡充や在宅医療の充実等、様々な面で時間と距離の壁を取り除き、社会のあらゆる分野に効果をもたらす可能性を拡大させています。このため、これからは、高度情報通信基盤のより一層の整備を進め、高度情報ネットワーク社会の構築に取り組む必要があります。

■ 潮流6　グローバル化の進展

経済のグローバリゼーション（世界的展開）は、国際分業の深化を進め、財・人・資本・情報の流れを速め、国境を越えた地域間競争を促進しています。

また、テロや情報通信技術を通じたネット犯罪等、危険がごく短期間に世界中に及ぶリスクが高くなり、リスク回避のための予防手段を講じる必要性が高まっています。

このようなグローバル化の流れは、地域社会の振興や身近な住民生活に既に大きな影響を及ぼしていることから、本市においても、これらに対応したまちづくりに積極的に取り組むとともに、地域社会の中で有効に活用していくことが求められます。

■ 潮流7　価値観の変化と生活様式の多様化

現在の社会は、長期にわたる景気の低迷や、経済活動のグローバル化のもとで、大量生産・大量消費に象徴される産業構造から、産業のソフト化、サービス化、知識集約化、情報ネットワーク化による新しい産業構造へと移行しつつあります。

そのような中、人々の価値観も生産中心主義、量的価値重視から、生活、文化、環境、安全等の人間的・質的価値重視へと変化し、一人一人の価値観や生活様式も多様化しつつあります。そして、生活を楽しみ、自らの主体的で個性的な生き方を通して、生活の質を高める方向へと変化しています。

このため、本市においても、生活の質的向上の視点を重視した取り組みを進めていくとともに、生涯学習・文化・スポーツ・レクリエーション活動をはじめ、自然や歴史とのふれあい活動、内外の人々との交流等、自己実現の場や機会を増やしていくことが求められます。

■ 潮流8　協働のまちづくりの時代の到来

自分たちの地域は自分たちでつくるという気運が高まりつつあり、住民自らの手による特色あるコミュニティ活動や地域づくり活動、地域課題の解決に向けた実践的な住民活動とともに、住民と行政との協働のまちづくりが活発化してきており、ボランティアやＮＰＯ（民間非営利組織）の活動に代表されるように、全国各地で成果を上げています。

本市においても、コミュニティ活動や生涯学習等様々な分野で市民が主体となった活動が活発に展開されていますが、このような市民主導、市民と行政との協働のまちづくりは、地方分権時代の自律するまちづくりの原動力となるものであり、より一層の住民力の結集が求められます。

② 市民のニーズと期待

市の現状評価や定住意向をはじめ、今後期待するまちづくりの方向、各分野における重点施策要望等、市民の意識構造の実態を把握するとともに、計画づくりの基礎資料を得るために、２種類のアンケートを行いました。各アンケートの概要は以下の通りです。

	佐野市まちづくりアンケート	市政に関するアンケート
実施時期	平成17年10月	平成17年8月
配布数	2,000	2,000
有効回収数	1,036	1,047
有効回収率	51.8%	52.4%

（1）市への愛着度

―佐野市まちづくりアンケート―　から

市民の市に対する愛着度を把握するため、「愛着を感じている」、「愛着をやや感じている」、「どちらともいえない」、「愛着をあまり感じていない」、「愛着を感じていない」の中から１つを選んでもらいました。

その結果、「愛着を感じている」と回答した人が45.2%、「愛着をやや感じている」という人が28.4%、これらをあわせた“愛着を感じている”という人が73.6%と７割強にのぼりました。これに対して、“愛着を感じていない”(「愛着をあまり感じていない」6.3%及び「愛着を感じていない」2.1%の合計)は8.4%と１割弱となっており、総じて市への愛着度は高いといえます。なお、「どちらともいえない」は15.3%でした。

これを属性別に“愛着を感じている”割合をみていくと、全体(73.6%)よりも10ポイント以上差があるのは、業種別の農業で85.0%と高くなっています。

また、「愛着を感じている」と明確に回答した割合を属性別にみると、年齢別では加齢とともに割合が高くなる傾向にあり、一番低い20歳代(30.5%)と一番高い70歳以上(57.5%)で27ポイントの差がみられます。業種別では、農業で65.0%と最も高く、製造業・建設業で38.0%と最も低くなっています。居住地別では、旧佐野市が48.3%、旧田沼町が40.9%、旧葛生町が37.0%となっています。

市への愛着度（全体、性別、年齢別、業種別、居住地別）

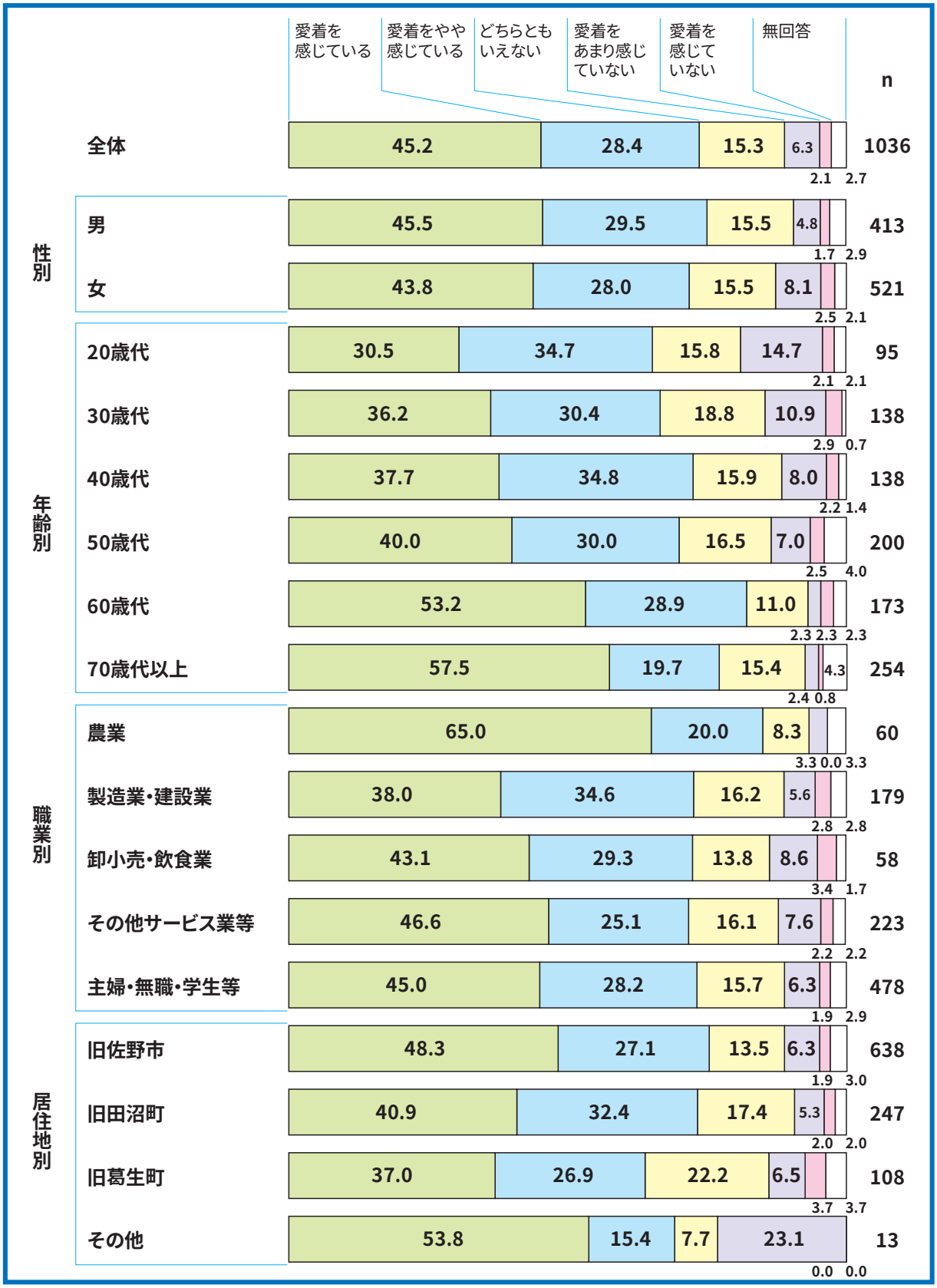

（2）今後の定住意向

市民の定住意向を探るため、「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば住みたくない」、「住みたくない」の中から１つを選んでもらったところ、「住み続けたい」と答えた人が最も多く52.8%、これに「どちらかといえば住み続けたい」(17.5%)をあわせた70.3%の人が“住み続けたい”という意向を示しました。一方、「どちらかといえば住みたくない」(3.7%)及び「住みたくない」(1.2%)と答えた“住みたくない”という人の合計は4.9%と、前問の“愛着を感じている”(73.6%)よりも定住意向は若干低い結果となっています。なお、「どちらともいえない」は21.5%でした。

これを属性別に“住み続けたい”割合をみていくと、全体(70.3%)よりも10ポイント以上差があるのは、年齢別の20歳代で44.2%と低く、一方、70歳以上では83.4%、業種別の農業では85.0%と高くなっています。

年齢別でみると、明確に「住み続けたい」と回答した割合に顕著な違いがみられ、70歳以上で73.2%の回答結果が得られた一方で、20歳代では26.3%にとどまる結果でした。

業種別では、農業で「住み続けたい」と回答した割合が81.7%と非常に高い傾向がみられます。

今後の定住意向（全体）

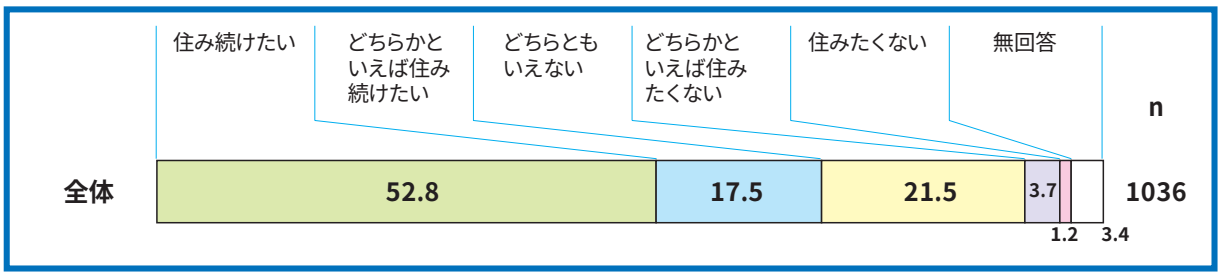

今後の定住意向（全体、性別、年齢別、業種別、居住地別）

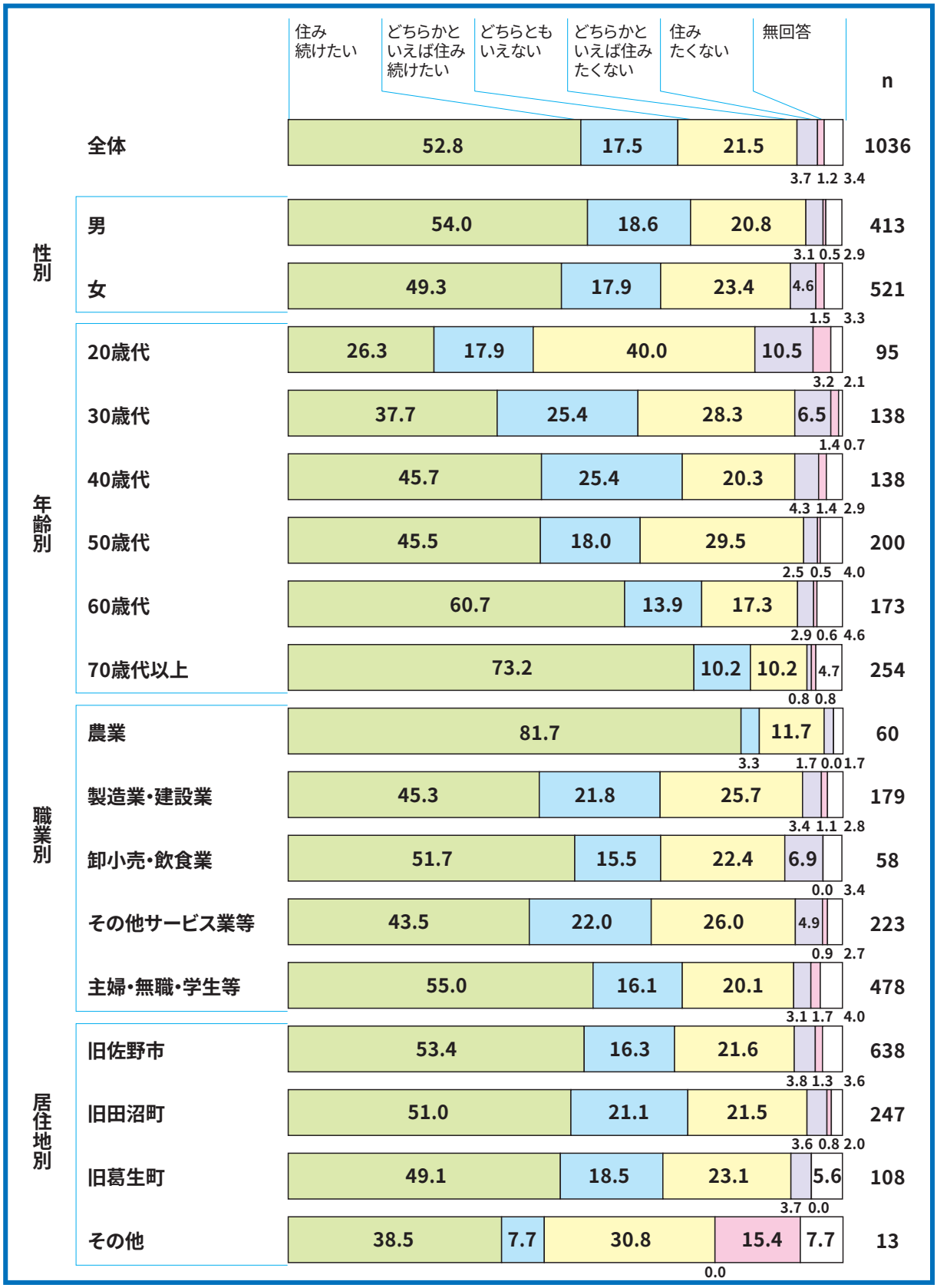

（3）市の現状評価（身のまわりの生活環境）

―市政に関するアンケート―　から

本市の各環境について、どの程度満足しているかを把握するため、自然環境や生活基盤、医療、買物、教育、施設等各分野にわたる22項目を設定し、項目ごとに「よい」、「ややよい」、「ふつう」、「やや悪い」、「悪い」の５段階で評価してもらい、その結果を加重平均値による数量化で評価点(満足度：最高点10点、最低点-10点)を算出しました。

これによる全体での満足度評価は、「ごみやし尿の収集」(2.20点)が最も高く、次いで第２位が「悪臭」(1.75点)、第３位が「街なみや自然景観」(1.09点)等の順となっています。

また、満足度評価の低い方からみると、「河川や側溝の汚れ」(-2.04点)が最も低く、次いで「防犯対策」(-1.91点)、「防災対策」(-1.71点)と続きます。総合すると、満足度がプラス評価の項目が10項目、マイナス評価の項目が12項目となっています。

市の現状評価について(全体／満足度)

単位：評価点

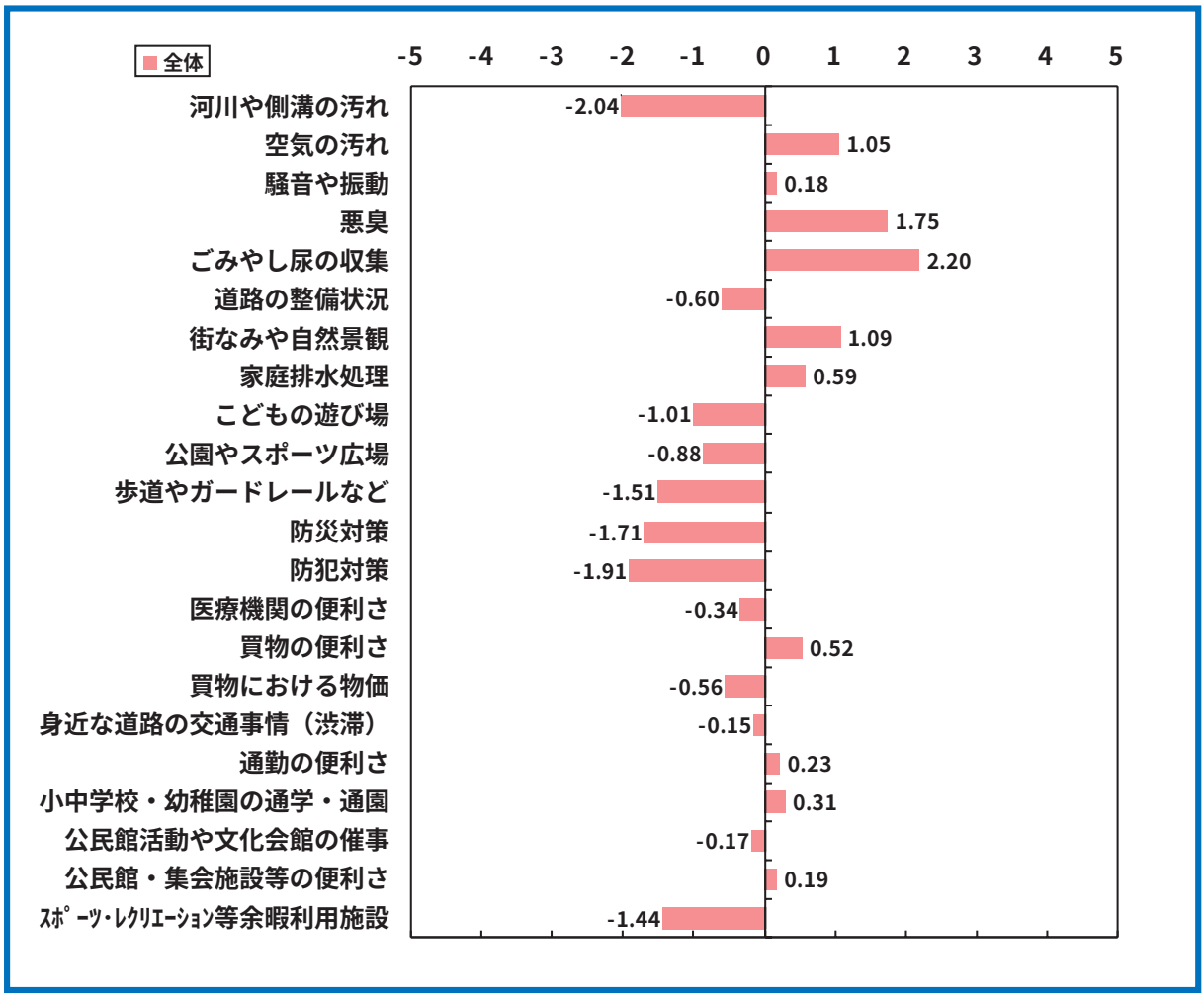

（４）市において必要と思われる施策

―市政に関するアンケート―　から

本市において特に力を入れなければならない施策についてたずねたところ、「中心市街地の活性化」(21.5%)が他をやや引き離して第１位に挙げられています。以下「道路整備」(16.4%)、「老人福祉の取り組み」(16.2%)、「公共交通の整備」(15.9%)、「救急医療体制の充実」(15.8%)等の順となっています。

特に力を入れるべき施策(全体／複数回答上位15位抜粋)

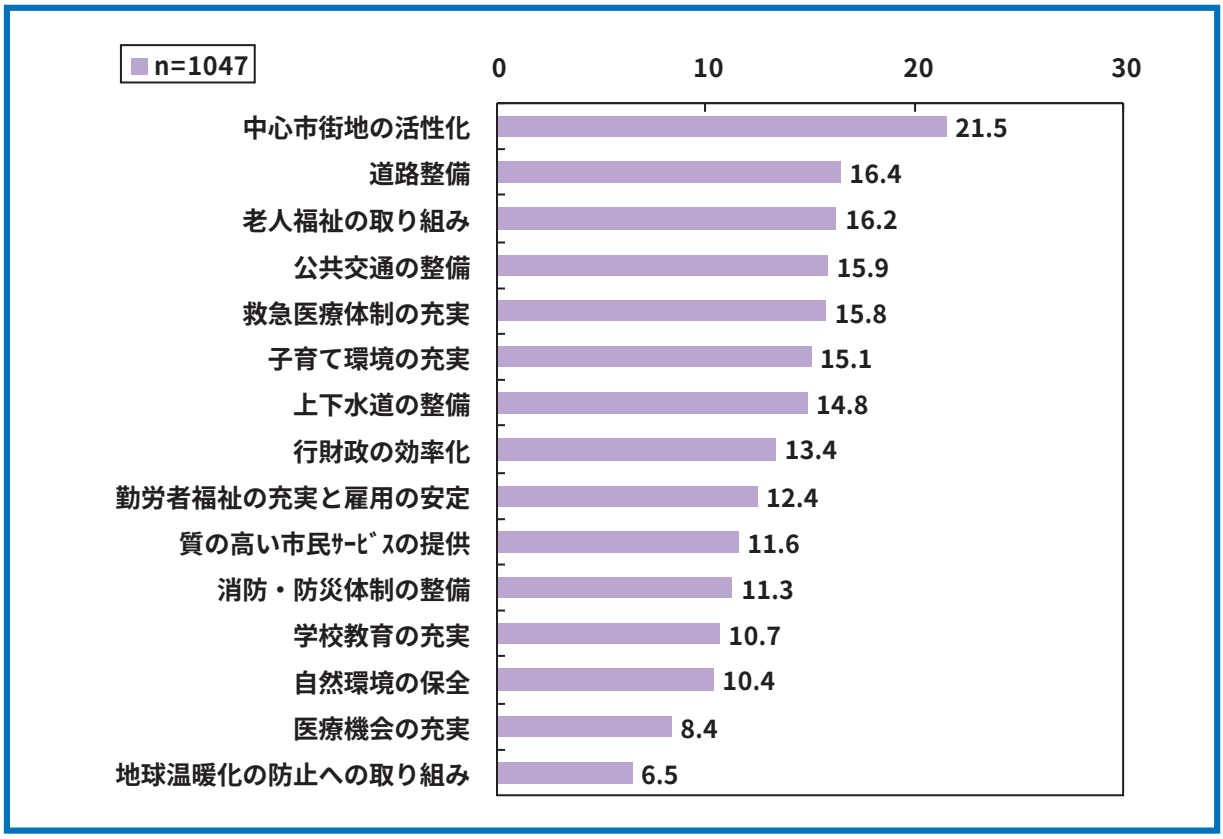

3 まちづくりの主要課題

本市の現況特性、時代の潮流、市民のニーズと期待から、まちづくりの主要課題は次のように整理されますが、職員の意識改革をさらに進めるとともに、一層の行財政改革の推進、市民との協働のまちづくり、庁舎も含めた公共施設のあり方等について、全体の施策を進める上で、より強く留意していくことが必要です。

（1）地域の特性を踏まえた快適な生活環境の形成

安全な生活基盤の整備を進め、既成市街地や佐野新都市開発整備事業区域、北関東自動車道（仮称）田沼インターチェンジ周辺を有機的に結び一体化を図るとともに、都市化の進展や生活様式の高度化に対応した道路や公園、下水道等生活環境施設の整備を進め、ゆとりとうるおいのある居住環境を整備していく必要があります。

また、森林等の恵まれた自然環境の保全・活用を図るとともに、豊かで安心できる暮らしの実現のためには、環境に与える負荷を軽減し、資源・エネルギーを有効に利活用し、持続的な発展が図れる循環型社会の構築を図る必要があります。

（2）少子高齢社会に対応したやさしいまちづくりの推進

少子化に対応して、この地で子どもを育てたい、育てて良かったと思える社会をつくっていく必要があります。また、高齢化が進む中で、高齢者が元気で安心して住み続けられる生活環境を確保するため、保健、医療・救急、福祉サービスの充実をはじめ、各種行政サービスの高度化を図っていく必要があります。

（3）広域的な交通・立地条件を活かした産業機能の充実

大消費地である首都東京に近いという地理的優位性を活かして、農林業の振興を図っていく必要があります。また、地場産業・既存産業の振興に加え、既存商店街の再生を図るため、中心市街地の活性化に努めていく必要があります。

さらに、北関東自動車道（仮称）田沼インターチェンジの整備による地域の発展と可能性を踏まえ、物流拠点の整備を進めるとともに新たな産業の立地、鉱工業、観光等の振興を図っていく必要があります。

（4）地域を支える多彩な人材の育成

まちづくりには、まちづくりを支える多彩な人材が必要となるため、人材の育成を図っていく必要があります。また、市民ニーズの多様化・高度化に対応して生涯学習環境の整備充実も重要となります。

さらに、各地域に伝わる歴史・文化資源、文化活動等について、改めて本市の共通の財産として位置づけ、保護・振興を図るとともに、新しい市民文化の創造を図っていく必要があります。

（5）連携と交流、自律による地域づくりの推進

各地域の特性、誇りや愛着を活かして、市民の一体感・連帯感を醸成していく必要があります。

また、行政は積極的な広報広聴活動・情報公開を行い、市民と行政の役割分担を明確にした地域づくりを、市民参画や市民との協働の中で進める必要があります。

さらに、行政経営の視点から「21世紀型自治体」の実現と都市自治を確立していく必要があります。

Ⅳ まちづくりの基本方針

Ⅳ まちづくりの基本方針

1 将来像

「育み支え合うひとびと、
水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」

地方分権により、地方公共団体は一層の自己決定・自己責任、自治能力の向上が求められるとともに、政策形成能力のより一層の充実が必要になっています。

さらに、少子高齢化、高度情報化、男女共同参画といった時代の流れを見据えて対応を図ることにより、安心して暮らせる“まち”、明るい展望が持てる“まち”となることが期待され、市民一人一人が生涯を通じて、快適で便利な生活を享受できるまちづくりを推進する必要があります。

本市は、緑豊かな森林や美しい清流等自然環境に恵まれた地域と、これらによりうるおう農業が展開する地域、また住宅や産業基盤等が集積した都市的地域を併せ持つとともに、各地域独自の歴史と文化、地域性を共有し、これらを活かした地域運営の展開と活性化が図られることが期待されています。

また、国土の広域交通体系が交差する立地条件にあり、首都圏に位置し、現在進められている佐野新都市地区の開発整備や将来的には北関東自動車道（仮称）田沼インターチェンジ及び周辺開発拠点地区の整備、中心市街地の再整備に取り組むことにより拠点性の高い都市が形成され、魅力と活力にあふれた市となることが期待されています。

さらに、行政は情報公開に努め、説明責任を果たすことにより、積極的な市民の参画を得て、市民と行政が協働して、人間性豊かな地域社会（コミュニティ）のもとに、まちづくりをしていくことが重要です。

こうしたことから、本市の将来像は「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」とし、市民一人一人が、ふるさとの歴史・文化に誇りを持ち、新しい夢を育み、生き生きと暮らせる住みよいまちづくりを目指します。

② 基本目標

「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」という将来像を実現するように、より戦略的に計画を遂行していくため、次の５つの基本目標により、総合的、計画的なまちづくりを推進していきます。

基本目標１：地域の特色を活かした快適なまちづくり

災害に強いまちづくり、交通事故や犯罪がなく、危機管理体制の整った安全なまちづくりを関係機関が一体となり推進します。

また、市の均衡ある発展を目指すため、３つのゾーンの特性を活かした秩序ある土地利用を図ります。また、都市機能を一極集中型でなく、複数の都市核により分担するとともに、既成中心市街地に加えて佐野新都市地区、北関東自動車道（仮称）田沼インターチェンジ周辺を都市核として整備し、それぞれを交通・情報ネットワークで有機的に結ぶことにより、本市として地域の特性を活かすとともに、鉄道やバスなど公共交通の利便性の向上を図り、一体性のあるまちづくりを推進します。
さらに、生活に密着した道路や下水道の整備等により、快適な生活環境の形成や都市環境の整備を目指します。

そして、足尾山地の山裾を形成する豊かな森林と渓流、田園景観からなる美しい自然環境は、本市の誇るべき宝であり、うるおいとゆとりのある生活基盤を提供するものです。緑や水の保全を図るとともに、循環型社会の形成を図り、自然を愛し育みながら快適なまちづくりを推進していきます。

基本目標２：やさしくふれあいのある健康福祉づくり

健康でやすらかに暮らせるまちを目指し、病気予防施策や医療・介護体制の充実・向上を図ります。また、少子高齢社会に対応し、多様な子育て支援の充実により本市で子育てをしたいと考える人を増やすとともに、高齢者が生きがいを持って快適に生活できる環境を整えます。少子高齢化時代の中で、安心して生活を送るには、万一の時に介護や医療等の心配がなく、心が通いお互いを支え合う地域社会が必要となります。このため、市民サービスの向上はもちろんのこと、ボランティアや企業等がそれぞれの立場で社会に貢献しやすい環境づくりを目指します。

基本目標３：魅力と活力ある産業づくり

恵まれた立地条件を活かして首都圏消費者を対象にした農業の推進を図るとともに、地産地消、特産品の販売促進、開発、担い手確保対策の促進等を図ります。林業においても、生産基盤の整備などによる林業の振興を図っていきます。

また、鉱工業の活性化を図るため、経営体質の改善、技術力の強化、製品の高付加価値化等を促進します。

中心市街地の活性化を進め既存商業の再生を図るほか、新規商業施設を核に広域的な商業拠点の形成を図ります。

さらに、北関東自動車道の整備とともに、東北自動車道と併せて、これら高速交通体系を最大限に活用して広域的な物流拠点等企業誘致や観光産業の振興に努めます。また、今後、発展するとみられる情報産業のほか、生活・医療・福祉等新しい需要に対応した生活関連産業の育成と拡充を図り、活力ある産業のもとに、市民の豊かな暮らしを支えていきます。

加えて、人材の育成に努めるとともに、多くの観光資源や歴史・文化資源等を活かして、市外への情報発信を行い本市のイメージアップとＰＲに努めます。

基本目標４：豊かな心を育む教育・文化づくり

暮らしが多様化してゆとりが生まれ、自分自身の生活を重視するこれからの時代は、身近な芸術・文化活動や生涯学習活動によって得られる「文化」が、人生に豊かさをもたらす重要な要素にもなります。情報化、国際化等時代潮流の変化に対応して、市民が自主的、主体的に生涯にわたって学び続けることができるように、生涯学習の支援・充実に努めます。

学校教育においては、心豊かな人づくりを目指し、“ ゆとり ” と “ 学力 ” のバランスに配慮しながら、学習環境の整備に努めるとともに、地域が教育に積極的に関われるよう体制整備を進めていきます。

また、各地域に伝わる歴史・文化資源、文化活動等について、本市の共通の財産として位置づけるとともに、保護・振興を図り、新しい市民文化の創造を目指します。

このようにして、生涯にわたっての学習・スポーツ活動を進めるとともに、新しい文化と従来の文化的資産や芸術的資産を融合し、日々の暮らしの中に取り入れ、楽しみ、味わい、創造することにより、豊かな心と教育文化を育むまちづくりを推進します。

基本目標５：市民みんなでつくる夢のあるまちづくり

社会が成長から成熟へ移行していく中で、活力と魅力にあふれた豊かなまちを形成していくためには、より一層、地域の特性を活かした個性あるまちづくりが必要となっており、市民自らもまちをつくりあげる主体としての役割意識と責任ある態度が求められてきています。また、ＮＰＯやボランティア活動への参加を通じたまちづくりへの貢献も重要性を増しています。このため、市民と行政との新たな関係を構築するとともに、行政計画の計画段階から市民と行政が情報を共有し、知恵を出し合い、役割を分担し、その実践に向けた体制の充実と市民満足度の高い行政の推進を目指します。

さらに、国際化の進展に即して、様々な国際交流活動を推進し、国際化に対応できる人材の育成を図るとともに、広域・地域連携を推進します。

人権の尊重はまちづくりの基本であることから、市民一人一人がお互いの人権を尊重し、すべての文化や考えを互いに交流し、ともに支え合い、人権が尊重されるまちづくりを推進していきます。

加えて、地方分権時代に対応して、行政体制の整備を図り、創意と工夫による自主的・主体的な行財政運営を推進していきます。

牧子 舜生

V 主要指標の見通し

V 主要指標の見通し

1 人口の見通し

本市の人口は近年減少傾向にあります。現在進められている佐野新都市地区の開発整備や将来的には北関東自動車道（仮称）田沼インターチェンジ周辺開発拠点地区の整備、土地区画整理事業の推進等の人口増加要因もありますが、最近の経済情勢とこれまでの傾向を勘案すれば、計画期間においては、人口はゆるやかな減少傾向で推移していくものと推計されています。

また、年齢階層別人口をみると、出生率の低下と平均寿命の伸張により、今後、高齢者（65歳以上）人口の増加が一層顕著となり、平成29年には29,940人と、構成比でも26.2%を占めることが想定されます。年少（0～14歳）人口、生産年齢（15～64歳）人口については、平成29年にそれぞれ15,670人（13.7%）、68,600人（60.1%）になるものと想定されます。

世帯数については、今後さらに核家族化や世帯の多様化が進展することが見込まれることから、平成29年には46,870世帯になり、一世帯当たり人員は平成17年の2.83人から2.44人まで低下することが想定されます。

これらの状況を考え合わせ、減少率の低下に努めて、平成29年の人口は、

115,000人 と設定します。

将来人口・世帯の推計結果

単位:人、%

		平成17年	平成19年	平成22年	平成26年	平成29年
総　人　口	人数（人）	123,926	122,500	120,590	117,180	114,210
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
14歳以下	人数（人）	16,710	17,500	17,180	16,610	15,670
	構成比	13.5%	14.3%	14.2%	14.2%	13.7%
15～64歳	人数（人）	80,143	78,630	76,390	71,550	68,600
	構成比	64.7%	64.2%	63.3%	61.1%	60.1%
65歳以上	人数（人）	27,066	26,370	27,020	29,020	29,940
	構成比	21.8%	21.5%	22.4%	24.8%	26.2%
世帯数		43,830	44,700	45,580	46,420	46,870
一世帯当たり人員（人）		2.83	2.74	2.65	2.52	2.44

注１：過去４回（昭和60年～平成12年）の国勢調査人口を用いてコーホートセンサス変化率法で推計。
注２：予測結果の人口、世帯数は、それぞれ10人、10世帯単位にまとめている。
注３：構成比について、端数処理の関係で合計が100.0%にならない場合がある。

資料：国勢調査

2 就業人口の見通し

就業人口は、平成７年から平成12年にかけて微減傾向にあり、今後も減少傾向が見込まれ、平成29年の就業人口は61,000人（就業率53.4%）と想定されます。

このうち、第１次産業就業者人口については、高齢化の進展や後継者不足等によって、1,590人に減少し、第２次産業就業人口についても、23,870人に減少するものと想定されます。第３次産業就業人口については、35,540人に増加するものと想定されます。構成比は、それぞれ2.6%、39.1%、58.3%と想定されます。

就業人口の見通し結果

単位:人、%

		平成12年	平成19年	平成22年	平成26年	平成29年
就業人口総数	就業者（人）	64,110	62,990	62,240	61,490	61,000
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1次産業	就業者（人）	2,752	2,210	2,000	1,760	1,590
	構成比	4.3%	3.5%	3.2%	2.9%	2.6%
第2次産業	就業者（人）	26,995	26,220	25,520	24,580	23,870
	構成比	42.1%	41.6%	41.0%	40.0%	39.1%
第3次産業	就業者（人）	34,121	34,560	34,720	35,150	35,540
	構成比	53.2%	54.9%	55.8%	57.2%	58.3%
就業率		51.0%	51.4%	51.6%	52.5%	53.4%

注１：端数処理の関係で構成比の合計が100.0%にならない場合がある。
注２：過去４回の国勢調査結果に基づくトレンド法による予測に、産業動向等を勘案して推計。　資料：国勢調査

3 土地利用の方針

土地は限られた資源であるとともに、現在及び将来にわたって市民の生活や生産等のあらゆる活動の共通の基盤となるものです。そして、その利用のあり方は、市の発展や市民生活と密接に結びついています。

これまで、土地利用関連計画（国土利用計画、農業振興地域整備計画、都市計画マスタープラン、森林整備計画等）に基づいた計画的な土地利用を行ってきましたが、社会・経済情勢の変化や人口の減少等に伴い、既成市街地の空洞化や農業生産環境への影響をはじめとする様々な課題もみられ、広域的・長期的視点に立った、市の均衡ある発展を図るため、計画的かつ調和のとれた土地利用の推進が必要となっています。

また、地域整備においても、それぞれの区域の特性を活かした土地利用を進めることも重要です。

豊かな自然と暮らし、そして産業活動とが調和した良好な地域環境の形成を図るため、土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

土地利用の基本方針

① 山・森林・河川の豊かな自然を大切にし、緑と水に親しむ空間を確保します。
② 貴重な歴史資源・景観を大切にし、それらを活用して文化的風土を高め育てます。
③ うるおいのある住環境・生活空間を確保します。
④ まちの顔となる都市核の整備を図ります。
⑤ 定住と子育てのできる基盤の整備・確保を図ります。
⑥ 農林業、鉱工業、商業、観光の調和のとれた産業基盤を確立します。
⑦ 全市的・広域的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。
⑧ 地域間の均衡のとれた土地利用を推進します。

「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」の実現に向け、市の均衡ある発展を目指すため、土地利用の基本方針に基づき、市域を、市街ゾーン、田園・集落ゾーン、森林ゾーンに区分し、計画的に整備を進めていきます。

土地利用方針図

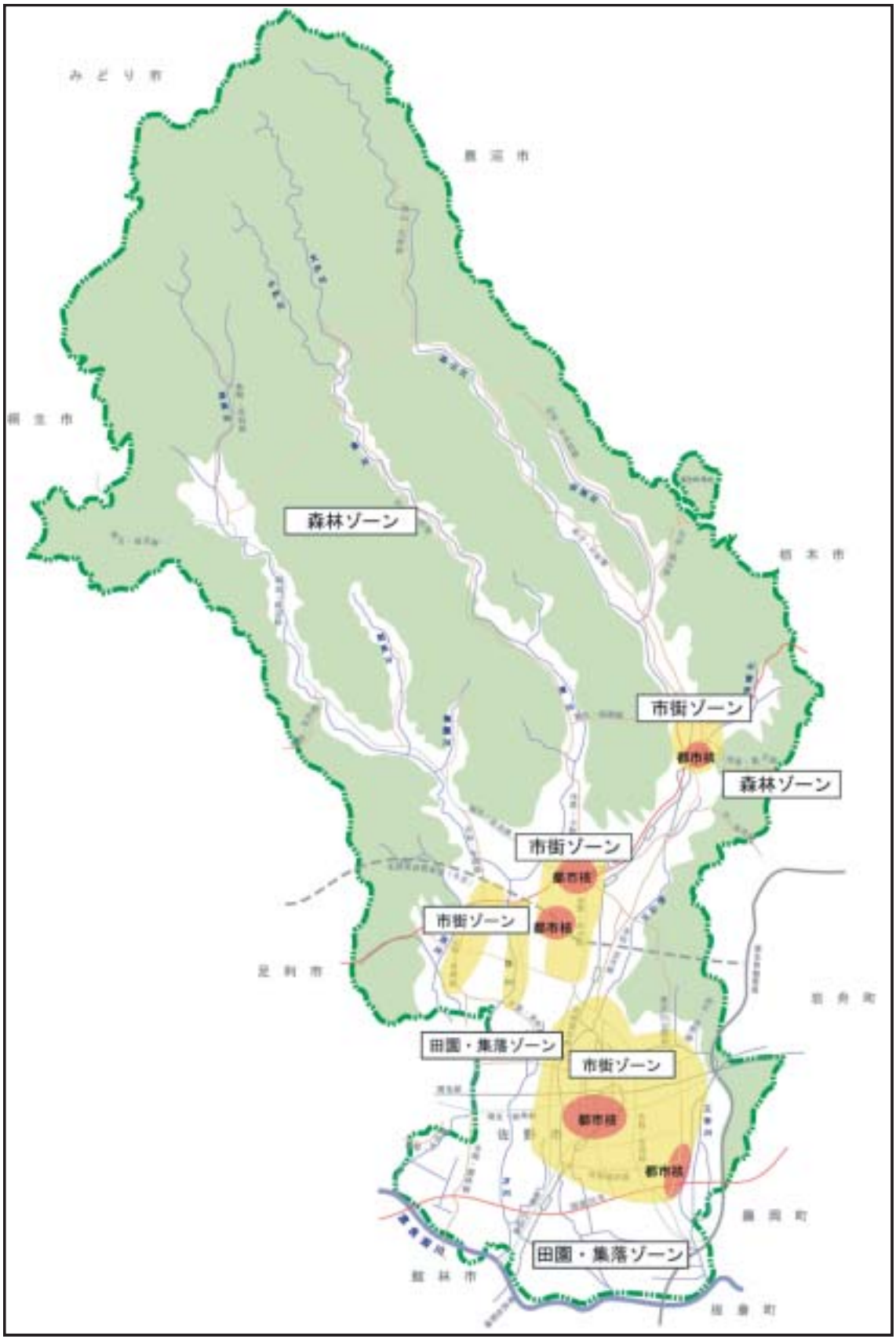
みどり市
桐生市
栃木市
森林ゾーン
市街ゾーン
都市核
森林ゾーン
市街ゾーン
都市核
市街ゾーン
都市核
足利市
佐野市
田園・集落ゾーン
市街ゾーン
都市核
都市核
田園・集落ゾーン
館林市
板倉町

（1）市街ゾーン

道路や公園・緑地、下水道等の整備を推進し、居住環境の整備充実を図ります。

市街ゾーンの中で、佐野地域中心市街地、佐野新都市地区、北関東自動車道（仮称）田沼インターチェンジ周辺地区、田沼地域中心市街地、葛生地域中心市街地の５地区を都市核と位置づけ、中心市街地活性化事業や佐野新都市開発整備事業、北関東自動車道関連事業等、定住機能、商業・業務機能、行政機能、交通拠点機能、余暇・レジャー機能、教養文化機能、新産業拠点機能、物流・流通機能等都市機能を分担配置します。

（2）田園・集落ゾーン

首都圏に位置する立地優位性を活かして、消費者ニーズに即した農業の展開を図ることを基本に優良農地の保全、農地の基盤整備を促進します。

また、田園と集落が共存する地域には、生活排水処理施設の整備を進めるなど生活環境の改善を図るとともに、活力ある農業地域づくりを進めます。

（3）森林ゾーン

森林資源の維持・造成を図るとともに、適正な維持管理に努め、水源流域の保水・保全機能の確保、土砂流出防止等災害保全対策を推進します。また、地域住民の生活や林業の振興を図り、さらに、自然環境の保全に努めます。

唐沢山県立自然公園や根古屋森林公園、あきやま学寮等、多くの自然景観の優れた地域の保全に努めるとともに、その特性を活かして市民や首都圏住民等への観光･レクリエーションの場として活用を図ります。

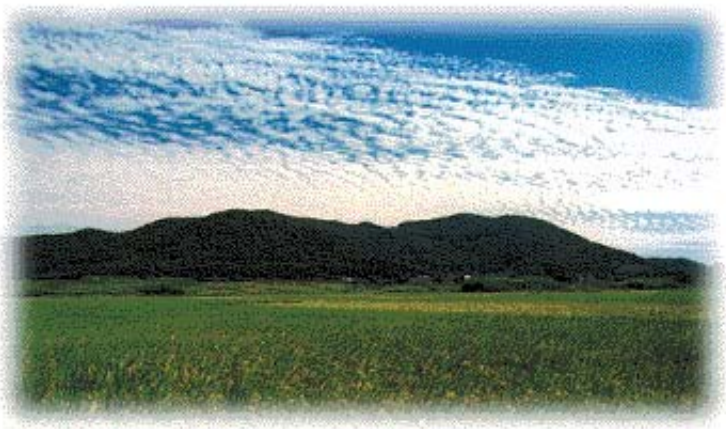

佐野市総合計画

【基本計画】

基本計画では、基本構想で示した佐野市の目指すべき将来像「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」とそれを達成するための５つの基本目標に基づき、まちづくりを具体的に行うための課題を目的（対象と意図（対象をどういう状態にするのか））ごとに整理して体系化した政策体系（政策―施策―基本事業）を構築し、まちづくりを展開していきます。

【将来像】　【基本目標】　　【政策体系】　　（基本事業は政策体系表参照）

「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」

【基本目標】	政策	施策
Ⅰ 地域の特色を活かした快適なまちづくり	1 安全・安心のまちづくり	（1）消防・防災体制の強化 （2）交通安全対策の推進 （3）犯罪のない明るい社会の実現 （4）消費者支援と組織の育成
	2 住みやすいまちづくり	（1）秩序ある計画的な土地利用の推進と特色ある都市核の形成 （2）都市機能を高める道路・公共交通網の整備 （3）歴史と自然を活かした魅力ある景観の形成 （4）快適で質の高い住環境の整備 （5）安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理
	3 自然環境と共生するまちづくり	（1）ごみの発生抑制と適正処理 （2）良好な地域環境の保全と地球環境に配慮した生活の推進 （3）豊かな自然環境の保全
Ⅱ やさしくふれあいのある健康福祉づくり	1 健康のまちづくり	（1）心と体の健康づくりの推進 （2）地域医療体制の充実
	2 安心して子育てのできるまちづくり	（1）子育て支援機能の充実と環境整備の促進
	3 助け合い生きがいを実感できるまちづくり	（1）豊かな長寿社会の実現 （2）障害者の社会参加と自立の推進 （3）生活困窮者の生活安定と自立支援 （4）すべてのひとにやさしいバリアフリー社会の実現 （5）地域福祉を支える人材と組織の育成
Ⅲ 魅力と活力ある産業づくり	1 産業振興ではたらきやすいまちづくり	（1）活力ある農林業の振興 （2）鉱工業による地域産業の振興 （3）個性的・魅力的な商業の振興 （4）勤労者福祉の充実と雇用の安定
	2 観光振興でひとが集まるまちづくり	（1）魅力ある観光資源の開発と整備 （2）ひとを集める観光戦略の展開
Ⅳ 豊かな心を育む教育・文化づくり	1 生涯にわたり学びのあるまちづくり	（1）特色ある教育と心の教育の推進 （2）安全で安心して学べる教育環境の整備 （3）生活を豊かにする生涯学習の推進 （4）生涯スポーツ・レクリエーションの振興
	2 歴史・文化を活かしたまちづくり	（1）多様な文化・芸術活動の支援 （2）地域の歴史・文化資源を活かした文化の振興
Ⅴ 市民みんなでつくる夢のあるまちづくり	1 市民参加のまちづくり	（1）広報・広聴活動の充実と情報の共有化の推進 （2）市民の主体的な活動の支援
	2 人と人が交流するまちづくり	（1）電子自治体の推進 （2）国際交流と広域・地域連携の推進
	3 人権尊重のまちづくり	（1）個々の人権を尊重する地域社会の形成 （2）男女共同参画社会の実現
	4 地方の時代にふさわしい行財政運営の推進	（1）質の高い市民サービスの提供 （2）効率的で健全な行財政運営の推進

I 地域の特色を活かした快適なまちづくり

I 地域の特色を活かした快適なまちづくり

1 安全・安心のまちづくり

（1）消防・防災体制の強化

施策の目的

市民の生命・財産を災害（火災、地震、水害、土砂災害等）から守るとともに、災害発生時の被害を最小限に抑えます。

現状と課題

本市では、高齢化と核家族化が今後さらに進み、単身高齢者世帯が増加することや山間地域の過疎化が進むことが予想されます。これらの条件により、災害が発生した場合の避難や救出が困難になることも考えられます。

現在の備蓄食糧及び飲料水は県の指導する基準を確保しており、自主防災組織設置地区は167町会中、106町会で結成し組織率は63.5%です。内、モデル地区は35防災会となっており、毎年4団体程度を指定しています。

地域の防災力の向上を図るため、防災意識の啓発に努め、各家庭における3日分の備蓄や災害時には地域における自主防災組織の協力が不可欠であることから、自主防災組織の育成を図ることが求められます。

また、迅速な情報伝達手段として防災無線（デジタル方式の移動系及び同報系）を整備していく必要があります。

一方、市内には山地災害危険地区が、1,033地区あることから、被害抑制施設等の整備を国・県と連携して進めるとともに、危険箇所の市民への周知と避難体制の確立に努める必要があります。

利根川水系の渡良瀬川浸水想定区域は公表されていますが、県管理の旗川、秋山川、三杉川、才川等については、洪水予報指定河川に指定されていないため、浸水想定区域等の整備が遅れています。災害発生の防止を図るため関係機関と連携した水防対策が必要です。

さらに、首都直下地震等に備えて、市街地の安全性が高まるよう、建築物や避難施設の耐震化、避難場所の確保、不燃化の推進や都市公園の整備等による防災空間の確保が必要です。

また、災害発生時においては、迅速な出動と適切な消防活動を行うとともに、要援護者に対する救護のあり方を医療機関との連携を強化しながら検討する必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
消防・防災体制の強化	①防災意識の高揚と地域防災力の向上 ②防災･危機管理体制の整備 ③治山･治水対策の推進 ④防災情報ネットワークの充実 ⑤消防力の強化と災害時救急医療体制の整備

施策の基本方針（基本事業）

①防災意識の高揚と地域防災力の向上

自主防災会が、災害発生時に被災者の救出や消火活動の核として機能するように、その組織化を進めるとともに、防災資機材の整備や防災訓練の実施等の活動を支援します。

また、総合防災訓練や意識啓発を行うことで、市民の防災意識の高揚を図り、各家庭において3日分の備蓄を推奨します。

②防災・危機管理体制の整備

市街地の安全性を確保するため、建築物や避難施設の耐震化、避難場所の確保、食糧等の備蓄、不燃化の推進や都市公園の整備等による防災空間の確保に努めます。

また、災害協定市町との情報交換や近隣市町との防災訓練等を実施するとともに、民間団体との災害協定や各種団体との連携を図り、災害応急対策の円滑化に努めます。

③治山・治水対策の推進

国・県との連携による危険箇所の把握により、土砂災害の防止に努めるとともに、危険箇所・危険地域等の情報開示を推進します。

また、災害発生の防止を図るため関係機関と連携した水防対策に努めます。

④防災情報ネットワークの充実

災害・危機事象の発生に対し、迅速かつ的確な対応ができるよう防災情報の充実・一元化を図るとともに、的確な避難情報等を提供できる情報収集伝達システムの充実に努めます。

⑤消防力の強化と災害時救急医療体制の整備

災害発生時に迅速な消防活動ができるよう、消防施設や車両・資機材の整備を進めるとともに、広域消防応援体制の強化、消防水利の充実、地区消防団の確保に努めます。

また、医療機関と連携を図り、災害時の負傷者や急病者に対応する救急搬送体制の充実を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
普段から災害に対する備えをしている市民の割合	39%	51%
自主防災会組織率	63.5%	80.0%

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
防災意識の高揚と地域防災力の向上	自主防災組織育成事業
防災・危機管理体制の整備	防災対策事業
治山・治水対策の推進	水防資機材整備事業
防災情報ネットワークの充実	防災行政無線システム整備事業
消防力の強化と災害時救急医療体制の整備	消防ポンプ自動車購入事業

役割分担

- 「自らの身は自らで守る」という意識をもちます。
- 避難場所の確認や地域等で行う防災訓練等に積極的に参加します。
- 災害発生時に、各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。

地域

- 地域の自主防災組織の結成や防災訓練の実施、防災資機材の整備に努めます。

事業所

- 顧客や従業員の安全確保、業務の早期再開に努めます。
- 地域への貢献の役割を認識し、防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。

- 市民の生命と財産の被害を最小限にするための計画策定と実施推進を図ります（市民の防災意識高揚のための啓発、防災情報伝達ネットワークの充実、飲食料等の備蓄、避難所や避難経路の確保、消防団活動の充実等）
- 崩壊の危険が予想される急傾斜地や河川の危険箇所等については、国・県と連携して整備し、災害の未然防止に努めます。

（2）交通安全対策の推進

施策の目的

交通事故を起こさないようにするとともに、交通事故に遭わないようにします。

現状と課題

北関東自動車道（仮称）田沼インターチェンジの開通（平成23年度予定）で、インターチェンジ周辺地域の車の流入量が増加することが予想されます。

交通事故件数（人身事故）は、平成13年から平成16年の発生件数でみると、年々増加しています（平成13年861件　平成16年963件）。

死亡事故については、平成13年11件、平成14年15件、平成15年13件で、平成16年に７件と減少しましたが、平成17年に再び増加し、13名の方が亡くなっており（対前年比６名、46.15%増）、市民の交通安全に関する意識の低下が懸念されます。特に高齢者については、交通事故による死亡率も高いため、高齢者の交通安全対策に力を入れる必要があります。

また、児童・生徒に対する交通安全教育をさらに強化すると同時に、家庭内でも交通安全に対する意識を高める必要があります。

さらに、交通危険箇所を把握し、その解消を図るため、交通安全施設の整備を推進する必要性があるとともに、交通信号のシステム改善が求められます。

施策の体系

施　策	基本事業
交通安全対策の推進	①交通安全意識の啓発と情報の提供 ②道路･交通安全施設の整備

施策の基本方針（基本事業）

①交通安全意識の啓発と情報の提供

高齢者や児童・生徒に対する交通安全教室を実施し、事故を未然に防止するための安全教育を行います。

また、交通安全指定町会の活動を支援し、地域・家庭ぐるみで交通安全意識の高揚を図ります。

運転者に対しては、街頭で啓発を実施し交通安全意識の高揚を図ります。事業所に対しては、交通安全教育を行うよう働きかけます。

②道路・交通安全施設の整備

カーブミラー、ガードレール、街路灯、区画線、歩道等の道路・交通安全施設の整備を図り、事

故件数の減少に努めます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
交通安全推進町会数	46町会	70町会
カーブミラー設置数	3,035箇所	3,355箇所

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
交通安全意識の啓発と情報の提供	交通安全教育事業
道路・交通安全施設の整備	交通安全施設等整備事業

役割分担

●交通安全に対する高い意識を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。

地域

●町内会、コミュニティを通じて、交通安全を啓発します。

事業所

●交通安全に対する啓発、研修を実施します。

●交通安全意識の普及啓発を図ります。
●交通安全に関する情報を提供します。
●交通危険箇所の改善・改修を行います。

（3）犯罪のない明るい社会の実現

施策の目的

犯罪の発生を抑制し、安全に安心して生活できるようにします。

現状と課題

高齢化や核家族化等により、ひとり暮らしの高齢者世帯の増加や、昼間の在宅世帯が減少することにより空き巣や高齢者をねらった犯罪が増えることが予想されます。

また、最近では、子どもをねらった犯罪が多発しており、未成年者の犯罪件数も増加しています。

佐野新都市地区においては、来訪者が今後も増加することが予想され、車上ねらい等の犯罪も増えることが危惧されます。

各学校では不審者情報を共有化することを行っていますが、これを学校関係者だけでなく一般市民にも広げる必要があります。さらに、不審者情報のみならず防犯上危険な箇所の情報を伝えることも重要です。

従来から、地域社会が有していた犯罪抑制機能の低下や近隣への無関心等から、警察のみならず、行政・市民・防犯組織・学校等、関係機関が一体となった防犯活動や連携、規範意識の高揚を図るとともに、防犯灯の設置等犯罪が発生しにくい環境を整えていくことも重要です。

施策の体系

施　策	基本事業
犯罪のない明るい社会の実現	①防犯意識啓発の推進 ②防犯体制の充実 ③防犯環境基盤の整備

施策の基本方針（基本事業）

①防犯意識啓発の推進

地域・学校・警察等と連携して、防犯教育を実施し、市民一人一人の防犯意識の啓発に努めます。

②防犯体制の充実

防犯活動団体の組織化を進めるとともに、関係団体の活動の連携強化や防犯情報、不審者情報の共有化を進め、行政・市民・事業所・警察等関係機関が効果的かつ活発に防犯活動ができるようなネットワークとシステムづくりを進めます。

③防犯環境基盤の整備

道路・公園・駐車場・各種住宅等について、市民・事業所・警察等と連携協力して、防犯に配慮

した都市環境づくりを推進します。

市防犯協会と連携し、小中学生の通学路の安全に考慮した防犯灯の計画的整備や地域防犯拠点の確保を図り、地域での見守り体制確立に努めます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
市の防犯対策に不安を感じている市民の割合	38%	27%
防犯灯設置箇所数	7,620箇所	8,000箇所

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
防犯意識啓発の推進	防犯対策事業
防犯体制の充実	佐野市防犯協会支援事業
防犯環境基盤の整備	防犯灯設置支援事業

役割分担

●自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識をもって日常生活を送ります（外出時の施錠、車から離れる際のドアロック、こどもに対する防犯教育等）。

地域

●地域の連帯意識を高め、犯罪を抑制する機能を高めます。自治会単位のネットワークづくりと地域の防犯パトロールを実施します。

事業所

●犯罪の発生を抑止する体制整備に努めます。

●防犯に関する啓発、ボランティアの育成、協働して進めていくための仕組みづくりを行います。

●防犯に関する情報の収集と提供を行います。

（4）消費者支援と組織の育成

施策の目的

市民が安心して消費生活を送れるようにします。

現状と課題

近年、詐欺等の手口が巧妙化・組織化・高度化してきています。また、トラブル１件あたりの被害金額が高額化してきています。

市消費生活センターに寄せられた相談実績をみると、平成15年度が1,599件、平成16年度が2,053件、そのうち、60歳以上の方の相談件数が、平成15年度が198件で全体の12.4%、平成16年度が353件で全体の17.2%となっています。

平成16年度をピークに架空請求や不当請求による相談は減少傾向にありますが、高齢者が訪問販売等のトラブルに巻き込まれるケースが増えており、全体の割合からみると高齢者の相談は増加傾向にあり、今後も増加することが予想されます。

今後は、消費者・消費者団体に対する啓発、情報提供を充実させ、消費者・消費者団体活動の底辺の拡大を図る必要があります。

また、消費者団体の組織を充実させ、市消費生活センターの活動をより一層市民に宣伝・啓発する必要があります。

一方、高齢者が訪問販売等のトラブルに巻き込まれるケースが増加しているため、町会・民生委員等との連携を強化する必要があります。

さらに、架空請求や不当請求、悪質商法等の手口が巧妙化・組織化・高度化してきており、消費者相談、苦情処理体制の充実を図る必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
消費者支援と組織の育成	①正しい消費知識の啓発、情報提供の充実 ②相談体制の充実 ③消費者団体の育成と活動支援

施策の基本方針（基本事業）

①正しい消費知識の啓発、情報提供の充実

消費生活講座や広報紙を活用し、正しい消費知識の情報提供や啓発を充実し、自立する消費者の増加を図ります。

②相談体制の充実

相談員の増員並びに能力向上により、相談体制の充実を図ります。

また、県や消費者団体等関係機関との連携を強化して、きめ細かな相談対応を推進します。

③消費者団体の育成と活動支援

消費者団体の活動支援及び育成を図るために研修や情報の提供を行うなど、各団体との連携を強化していきます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
消費生活講座参加者数	175人	200人
消費者団体登録数	166人	200人

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
正しい消費知識の啓発、情報提供の充実	消費者活動推進事業
相談体制の充実	消費者相談対応推進事業
消費者団体の育成と活動支援	消費者団体活性化事業

役割分担

●正しい消費知識を習得し、トラブルに巻き込まれないようにします。
●行政に対して、実態の情報を提供します。

地域、消費者団体

●地域及び消費者団体間で、情報の共有化を行います。
●消費生活情報の提供を行います。
●消費者教育、啓発事業を実施します。

事業所

●責任ある商品やサービスを提供します。
●適正な表示及び取引方法を実施します。

●消費者団体の育成・支援（研修・情報管理・情報提供・相談窓口）を行います。
●市民に対する支援（情報提供・相談窓口）を行います。
●県、県警等関係機関と情報の共有化を図り、連携を強化します。

2 住みやすいまちづくり

（1）秩序ある計画的な土地利用の推進と特色ある都市核の形成

施策の目的

市街ゾーン、田園・集落ゾーン、森林ゾーンの区分により、それぞれのゾーンの特性を活かし、秩序ある計画的な土地利用を図ります。また、特色ある５つの都市核の形成に努めます。

現状と課題

本市においては、北関東自動車道の全線開通により、２つのインターチェンジを有することになり、これまで以上に交通の要衝となります。

市域全体をみると、都市郊外の開発が進められており、中心市街地の空洞化が進んでいます。また、山林・農業経営の衰退により、山林の荒れ地化と耕作放棄地が増加しています。

今までのまちづくりのあり方を見直すため、まちづくり三法（大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、都市計画法）が改正され、都市計画法は規制強化の方向にあります。しかし、土地売却の希望をもつ地権者、農地所有者が多いのも現実です。

耕地面積比率については以前と比べて低下しています。その原因として、市街化調整区域の農地の宅地化が進んだことや、北関東自動車道建設等による売却があります。

一方、市街化区域は新市街地が完成したことにより効率的な土地利用が図られていますが、田沼、葛生地区に都市計画の無指定の区域があり、一部無秩序な開発を招いている側面があります。

こうした地区の課題に対応して、幹線道路沿道、未利用地の利用促進等適正な土地利用が求められています。

また、北関東自動車道の全線開通により、広域交流拠点としての整備を図る必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
秩序ある計画的な土地利用の推進と特色ある都市核の形成	①土地利用の基本方針の明確化と方針に即した土地利用の推進 ②中心市街地の役割の明確化と活性化の推進 ③佐野新都市開発整備事業の推進 ④（仮称）田沼インターチェンジ周辺の土地利用の推進

施策の基本方針（基本事業）

①土地利用の基本方針の明確化と方針に即した土地利用の推進

土地利用の基本方針の明確化と方針に即した土地利用を推進するため、国土利用計画、都市計画マ

スタープラン、農業振興基本計画、森林整備計画等の策定と適正な運用を図ります。

②中心市街地の役割の明確化と活性化の推進

中心市街地の拠点機能の向上を図るため、中心市街地活性化基本計画を策定し、佐野駅舎跡地等整備計画の推進、まちなかへの居住の誘導をはじめ、快適な生活のための環境整備に努めます。

また、来訪者への情報提供やイベントの開催・支援により中心市街地の活性化を図ります。

③佐野新都市開発整備事業の推進

新都市地区内の宅地化率を上げ、定住人口の増加を図るなど、佐野新都市開発整備事業の推進を図ります。

また、短大等高等教育機関の充実・支援、地区計画制度の導入による秩序ある町並みの形成に努めます。

④（仮称）田沼インターチェンジ周辺の土地利用の推進

インターチェンジ周辺の土地利用については、今後の方針を明確にするため、調査・研究を進めていきます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（16年度）	目　標（21年度）
市域における農用地面積	5,080ha	4,980ha
市域における森林面積	21,938ha	21,916ha
市域における宅地面積	2,382ha	2,460ha

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
土地利用の基本方針の明確化と方針に即した土地利用の推進	都市計画マスタープラン策定事業 農業振興地域整備計画策定事業 森林整備計画運用事業
中心市街地の役割の明確化と活性化の推進	中心市街地活性化基本計画策定事業
佐野新都市開発整備事業の推進	佐野新都市土地区画整理事業
（仮称）田沼インターチェンジ周辺の土地利用の推進	北関東自動車道関連調査事業

役割分担

市民

地権者

●法律を遵守して秩序と調和が保たれた土地利用を図ります。

地域・事業所

開発業者

●法律の遵守だけでなく、地域住民との対話やモラルの維持を図ります。

行政

●市の土地利用の基本方針を定め、適切な土地利用の誘導を図ります。
●地権者や開発者への指導と監督を行います。
●地域の特性を活かした計画策定と事業の実施・支援を行います。

（2）都市機能を高める道路・公共交通網の整備

施策の目的

利用者が安全、快適（短時間に、最短距離で、支障がなく）に移動できるようにします。

現状と課題

道路・公共交通網は、安全で便利な市民生活や活発な産業活動を確保し、地域間の連携を強化し、新たな交流を生む基盤となります。

本市においては、北関東自動車道の全線開通により、広域的な道路交通ネットワークの整備が、より重要性を増してきます。

国道・県道については、広域交通網として、また、地域内の生活や経済交流のための交通網としても重要な役割を果たしていることから、今後はさらに未改良部分の整備が望まれます。

一方、本市の公共交通機関としては、鉄道交通とバス交通があります。これら公共交通機関の利便性の向上を図り、利用を促進するための普及啓発等の取り組みが必要です。

施策の体系

施　策	基本事業
都市機能を高める道路・公共交通網の整備	①都市計画道路、その他の幹線市道の整備 ②公共交通の利便性向上

施策の基本方針（基本事業）

①都市計画道路、その他の幹線市道の整備

都市計画道路のあり方を検討し、道路の連絡性を高めるとともに、交通の利便性と安全性の高い道づくりを行います。

また、安全性の向上等に配慮しながら、維持・補修等を計画的に推進します。

②公共交通の利便性向上

市民の利便性を高めるために、市内に新たなバス路線を設置し、交通弱者の移動手段の確保と、バスターミナルを起点としたネットワーク化を図るとともに、鉄道事業者に対して利便性の向上を働きかけます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
都市計画道路整備率	60.5%	65.0%
バス利用者数	314,935人	350,000人

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
都市計画道路、その他の幹線市道の整備	道路網整備基本計画策定事業
公共交通の利便性向上	路線バス運行事業

役割分担

市民

- 積極的に公共交通機関を利用します。
- 清掃活動や緑化等の道路環境美化活動に参加します。

地域・事業所

- 運行上の安全性の確保と他の公共交通機関との連携による快適性、利便性の向上を図ります。

行政

- 公共交通機関の利便性を向上させます。
- 交通手段（道路・バス）の安全性を高めます。
- 公共交通利用促進のための普及啓発を行います。
- 公共交通拠点周辺の整備とアクセス道路の整備を行います。
- 幹線道路を整備し、渋滞解消や利便性向上を図ります。
- 橋梁を整備し、利便性の向上を図ります。

（3）歴史と自然を活かした魅力ある景観の形成

施策の目的

歴史と自然を活かして特色ある景観を保全・創出します。

現状と課題

栃木県景観条例に基づく「大規模行為届出制度」が平成16年度より施行され、一定基準を超える高さや建築面積の建築物や工作物、一定基準を超える面積の開発行為等は事前に届出が義務付けられました。良好な景観を形成する必要性は今後ますます高まるものと想定されます。

本市においては県条例が施行されてから、実質的な景観形成に対する取り組みが開始されたため、市として普及啓発がまだ充分ではないのが現状です。

新都市地区の景観は、一部の道路では電線を地中化し、また、建築物の形や色の制限を行うことにより、景観は良好なものとなっています。

また、旧市街の景観は、区画整理等により町並みを整備したため、良好なものとなっています。

自然景観については、森林や農地の維持管理の低下により、景観が一部損なわれています。

今後は、啓発活動を行い、景観に対する市民の意識向上を図るとともに、景観ガイドプランの策定（規制誘導）が求められます。

施策の体系

施　策	基本事業
歴史と自然を活かした魅力ある景観の形成	①市民意識の向上と啓発の推進 ②自然景観や歴史的町並み景観の保全 ③魅力ある景観の創出

施策の基本方針（基本事業）

①市民意識の向上と啓発の推進

景観ガイドプランの策定のもと、パンフレットの作成、市民アンケート、シンポジウム、町並み景観の表彰等を行い、景観に対する意識の高揚や啓発に努めます。

②自然景観や歴史的町並み景観の保全

市内の景観調査や残しておきたい景観選定、景観を保全するボランティアへの支援を行うことにより、自然・歴史的景観の保全を図ります。

③魅力ある景観の創出

県景観条例を遵守しつつ、地区計画制度、建築協定制度を活用することにより、新市街地の魅力ある景観の創出に努めます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
居住地区の町並みが良好だと感じている市民の割合	46.3%	50.0%

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
市民意識の向上と啓発の推進	景観啓発推進事業
自然景観や歴史的町並み景観の保全	景観ガイドプラン策定事業
魅力ある景観の創出	景観形成推進事業

役割分担

- 地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。
- 景観形成ガイドプラン作成に参画します。
- まちの美観や景観に配慮した住宅を建築します。

- 地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。
- 景観形成ガイドプラン作成に参画します。
- まちの美観や景観に配慮した事業所を建築します。

- 景観に関する条例やガイドプランを策定します。
- 地域住民や事業者への景観形成活動に対し、支援や普及啓発に努めます。
- 景観に配慮した建築物や看板の設置に向けた規制・誘導を行います。

（4）快適で質の高い住環境の整備

施策の目的

快適で質の高い（住みやすい）住環境を創出します。

現状と課題

人口減少社会の進展が予想される中で、市内には様々な特性をもつ地域が形成されています。今後は、それぞれの地域にあった住環境の向上が図れるように、今後10年間の住宅需要を調査し、市民の住宅づくりの指標を策定し、高齢者世帯等への居住支援策を検討し、個人住宅のバリアフリー化やリフォーム促進策を検討し、公営住宅のあり方を検討する住宅マスタープランを策定する必要があります。

また、耐震偽装問題やアスベスト対策等が大きな社会問題となっており、建築確認申請は、より厳格な指導が必要になります。

生活道路については、老朽化の進む市道の整備や幅員の狭い道路の整備が必要となっています。市内には、台風や激しい降雨時に道路が冠水する地域もあるため、その対策を検討する必要があります。

さらに、公園・緑地等のうるおいのある空間を確保する必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
快適で質の高い住環境の整備	①快適で安全な住宅づくりの推進 ②市営住宅の適正な管理･運営 ③生活道路の整備 ④公園、緑地、水辺空間の整備

施策の基本方針（基本事業）

①快適で安全な住宅づくりの推進

快適な住宅づくりを支援するために、人口減少時代に見合った形での住宅マスタープランの策定や、一般住宅への支援プログラムを検討し、推進します。

また、建築基準法に基づく完了検査の徹底を図るとともに、市民の耐震に関する意識の向上を図り、既存住宅の耐震化を促進します。

②市営住宅の適正な管理・運営

市営住宅の適正な管理運営を行い、人口減少時代に入った中での市営住宅のあり方（入居者の基準や統合・廃止を含めた）を検討します。

③生活道路の整備

老朽化している生活道路や狭隘道路の整備を図るとともに、舗装等の維持補修を行い、利便性向

上と安全性を高めます。

また、下水道（雨水）の認可区域の拡大を図るなど、道路排水不良区域の生活道路の整備促進を図ります。

④公園、緑地、水辺空間の整備

土地区画整理や開発行為等により確保した未整備公園のうち、特に住宅密集区域の公園について優先的に整備を図ります。

また、スポーツ施設を有する公園や河川及び緑地を利用した水辺の空間等、地域性と目的に応じた公園等を整備し、うるおいのある住環境を確保します。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
住環境に満足している市民の割合	62.7%	70.0%
市民一人あたりの都市公園面積	10.45m²/人	10.61m²/人

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
快適で安全な住宅づくりの推進	住宅事情実態調査事業
市営住宅の適正な管理・運営	公営住宅ストック総合改善事業
生活道路の整備	市道維持補修事業
公園、緑地、水辺空間の整備	秋山川環境整備事業

役割分担

市民

- 居住まわりの生活環境の維持に努めます。

地域・事業所

- 地域の生活環境の維持に努めます。
- 安全性と快適性に優れた住宅を供給します。

行政

- 安全、安心な住宅供給のため建築確認と完成検査等を確実に遂行します。
- 市営住宅の適正管理を行います。
- 市道・その他の道路及び雨水排水路を整備・管理します。
- 公園、緑地や水辺空間の整備・保全を行います。

（5）安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理

施策の目的

安全でおいしい水を安定供給できるようにします。また、水洗化による生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質保全に努めます。

現状と課題

本市の上水道は、一部の施設で老朽化に伴う更新が課題となっています。

また、水道事業の健全な運営や高度浄水処理の推進と水道未普及地への対策及び非常時での対応が求められています。

このため、関係機関との連携のもと、各種水道施設の計画的な整備を進め、安全・安心でおいしい水の供給に努めていく必要があります。

下水道においては、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業により市全域の下水・生活排水処理施設の整備を進めています。

この間、生活環境は大きく変化し市民ニーズも多様化している中、下水道整備による生活環境の改善に対する要望は強く、早期整備が望まれています。

今後は、供用開始区域における市民の加入促進を図るとともに、利用者の視点に立った生活排水処理施設（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽）の整備計画の見直しを進めていく必要があります。

施策の体系

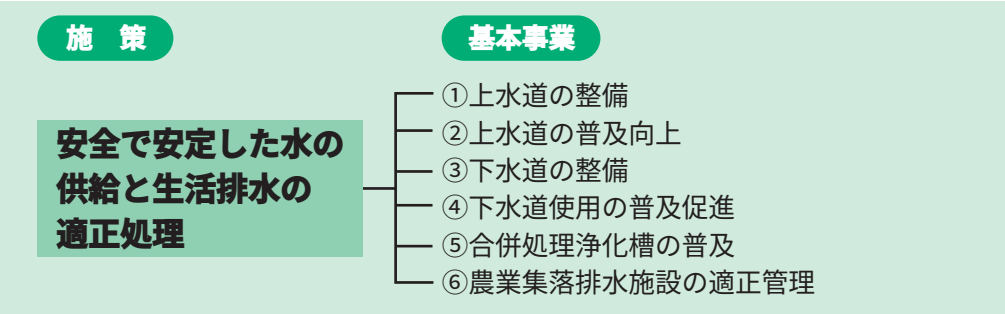

施策の基本方針（基本事業）

①上水道の整備

上水道においては、安全でおいしい水を供給できるように、老朽施設の更新、水質検査の適正管理に努めるとともに、非常用自家発電設備等の整備に努めます。

また、市民の節水意識の高揚に努めます。

②上水道の普及向上

未普及地区については、水道施設整備に向けた調査を行い、その他の地区については、給水普及向上対策事業の促進に努めます。

③下水道の整備

市街地及びその周辺地域の良好な住環境を維持するため、下水道の整備を計画的に進めます。

④下水道使用の普及促進

下水道（農業集落排水施設を含む）が整備された地区の市民に、下水道接続に向けたＰＲをして普及促進に努めます。

⑤合併処理浄化槽の普及

下水道・農業集落排水施設の整備計画のない地域については、生活環境改善と水質保全を図るため、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の働きかけをします。

⑥農業集落排水施設の適正管理

農業集落排水施設の適切な維持管理の方策を検討し、農村地域の生活環境の改善と水質の保全を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
下水道使用率（水洗化人口／人口）	50.20%	65.00%
有収率（上水道）	80.20%	86.60%

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
上水道の整備	石綿セメント管更新事業
上水道の普及向上	管網整備事業
下水道の整備	公共下水道（汚水）整備事業
下水道使用の普及促進	公共下水道水洗化促進事業
合併処理浄化槽の普及	浄化槽設置整備事業
農業集落排水施設の適正管理	農業集落排水施設機能強化対策事業

役割分担

市民

- 節水に努めます。
- 公共下水道が整備された場合は、速やかに加入して使用します。
- 異物（油や生ごみなど）を流さないよう、生活排水に注意します。
- 合併処理浄化槽を使用している場合は、浄化槽の適切な維持管理を行います。
- 単独浄化槽を使用している場合は速やかに合併処理浄化槽への転換を図ります。

地域・事業所

農業集落排水管理組合

- 処理場の日常管理を行います。

行政

上水道

- 安全な水道水を安定して供給します。
- 水道未普及地域を解消します。

下水道

- 公共下水道の整備・普及を図ります。
- 農業集落排水施設の整備、管理に努めます。
- 合併処理浄化槽設置の促進に努めます。

③ 自然環境と共生するまちづくり

（1）ごみの発生抑制と適正処理

施策の目的

ごみの発生を抑制し、分別排出やリサイクルを促進させ、ごみの適正処理に努めます。

現状と課題

本市ではこれまで、広報・啓発活動の推進等を通じてごみの減量化や分別排出の徹底、リサイクルの促進に努めるとともに、生ごみ処理機器の設置促進を進めてきました。

しかし、ごみの排出量は依然として増加傾向にあり、排出されるごみの種類もますます多様化しており、一層の減量化・リサイクル等の促進が求められる状況にあるとともに、不法投棄対策等への対応も重要な課題となっています。

このため、ごみの排出動向や廃棄物・リサイクル関連法を踏まえながら、ごみ処理体制の充実を進めるとともに、市民の理解と協力のもと、ごみの減量化やリサイクル、不法投棄の防止等に一層積極的に取り組み、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
ごみの発生抑制と適正処理	①ごみ減量化のための意識啓発の推進
	②3R（リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用）運動の推進
	③不法投棄の防止対策の強化
	④搬入搬出ごみの適正処理の推進

施策の基本方針（基本事業）

①ごみ減量化のための意識啓発の推進

市民等に対する啓発活動を地域団体や自治会等と協働で行うことで、ごみ問題の意識高揚を図ります。また、ごみ処理費用の受益者負担等費用の適正化の検討を進めます。

②３Ｒ（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）運動の推進

ごみの分別や再利用のＰＲを推進するとともに、地域や事業所等での資源化、再利用化の活動を支援します。

③不法投棄の防止対策の強化

意識啓発及び不法投棄監視体制を強化し、不法投棄件数を減少させます。

④搬入搬出ごみの適正処理の推進

長期的・総合的視点に立った計画的なごみ処理計画を策定し、搬入搬出ごみの適正処理と、ごみ処理施設等の適正な運営を推進します。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
ごみ総排出量（一般廃棄物）	43,073t	37,143t
資源ごみ回収量	7,184t	7,791t

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
ごみ減量化のための意識啓発の推進	ごみ減量推進対策事業
3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の推進	リサイクル啓発事業
不法投棄の防止対策の強化	不法投棄対策事業
搬入搬出ごみの適正処理の推進	一般廃棄物処理基本計画策定事業

役割分担

- ごみの分別を確実に実施します。
- 家庭のごみ発生を少なくします。

- ごみの分別を確実に実施します。
- ごみの発生を少なくします。

- ３Ｒ運動の啓発活動を推進します。
- 集められたごみを適切に処理・処分します。

（2）良好な地域環境の保全と地球環境に配慮した生活の推進

施策の目的

環境基準を遵守し、汚染の未然防止を図るとともに、近隣公害への対応や公衆衛生の向上に努め、良好な生活環境を維持します。また、地域の自然環境や地球規模の環境に配慮した生活や事業活動を行います。

現状と課題

地球温暖化や廃棄物の増加等の様々な環境問題が今後さらに注目されることになり、環境に配慮した事業活動や市民の日常生活での取り組みがますます求められることになります。

市民の環境問題への関心はあるものの、市民主体の環境保全活動は充分とはいえない状況にあります。しかし、市民活動の中にはグランドワーク（秋山川一帯で実施している清掃・草刈活動）等環境保全のためのボランティア活動も行われるようになってきています。今後は、地域や団体で取り組む環境保全のための活動とネットワーク化が必要になっています。

大気・水環境の環境基準達成率は高いレベルにありますが、観測・調査を持続的に実施するとともに、事業所に対する規制や市民に対する啓発を行い、このレベルを維持する必要があります。

また、工場等を原因とした公害が減少した反面、騒音や悪臭等市民が発生源となる近隣公害は増加傾向にあります。道路や公園、河川といった公共の場にごみを捨てるといった事象もあるため、これらに対応し、良好な生活環境を維持する必要があります。

さらに、京都議定書により、国として温室効果ガス排出量削減義務が課されたことに伴い、市としても温室効果ガスの発生源となる家庭や事業所に対する啓発活動を積極的に行い、具体的に行動を起こしてもらう必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
良好な地域環境の保全と地球環境に配慮した生活の推進	①水・大気・土壌環境の保全 ②良好な生活環境の保全 ③地域環境・地球環境に配慮した生活・事業活動の推進

施策の基本方針（基本事業）

①水・大気・土壌環境の保全

下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水による総合的な生活排水処理対策により、汚水処理を推進し、水環境の保全を図ります。

また、公害発生源となる有害物質等の発生を抑え、環境負荷低減対策の指導・推進を図ります。

②良好な生活環境の保全

良好な生活環境の阻害要因を地域で対応するシステムの育成・指導を図ります。
また、地域における環境保全活動や環境美化活動を促進します。
さらに、公害防止の指導、規制、調査を推進します。

③地域環境・地球環境に配慮した生活・事業活動の推進

環境基本計画を策定し、地域環境さらには地球環境に配慮した生活や事業活動の必要性の啓発や、実践の推進を図ります。

また、市は率先して環境保全のための温暖化対策、ＩＳＯ取得（国際標準化機構の認証）を実践し、新エネルギー、低公害車等の導入を図ります。

さらに、エコライフを定義づけ、市民、事業所に環境保全のための行動指針を示し、その実践を推奨します。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
生活環境（河川・側溝、空気、騒音、振動、悪臭）に対する満足度	71.5%	73%
環境に配慮した生活をしている市民の割合	69.1%	75%

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
水・大気・土壌環境の保全	地下水汚染対策事業
良好な生活環境の保全	生活環境保全事業
地域環境・地球環境に配慮した生活・事業活動の推進	環境基本計画策定事業

役割分担

- 自家用車のアイドリングストップの実践や家庭で廃油を流さない、節電等自然環境に配慮した生活を行います。
- 近隣の迷惑となるような騒音、悪臭等を出さない生活を行います。
- 地域等で行う環境保全活動に積極的に参加します。

地域

- 地域の良好な生活環境を維持するため、環境美化や環境保全活動を行います。

事業所

- 公害関係法令を遵守して事業活動を行います。
- 環境マネジメントシステム（ＩＳＯ14001）の導入等環境に配慮した業務システムを確立します。
- 環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組みます。
- 省資源・省エネルギーの推進を図ります。

- 環境保全に関する普及啓発を行います。
- 観測や調査により汚染状態を把握します。
- 特定工場への立ち入り検査や指導を実施します。
- 公衆衛生、近隣公害に対応します。
- 環境マネジメントシステム（ＩＳＯ14001）の導入等環境に配慮した業務システムを確立します。
- 地球環境問題に関する市民、事業所への啓発を推進します。
- 省資源・省エネルギーを推進します。

（3）豊かな自然環境の保全

施策の目的

市内の豊かな自然、生態系の保全、再生を図るとともに、市民の自然とのふれあいや自然保護活動を支援します。

現状と課題

林業の採算性の悪化や後継者不足等で適正な森林管理が行われにくい状況になり、水源かん養や土砂流出防止、二酸化炭素吸収機能等、森林がもつ様々な公益的機能が低下しています。

本市は、市域の６割以上が森林であり、この森林を保護することは水源かん養としての機能を維持するだけでなく、二酸化炭素を吸収し酸素を生み出す機能や、貴重な野生生物の生息を維持するなど、様々な公益的機能を維持することになります。そのため、森林の適正な管理を行う必要があります。

森林保護を目的として、全国的に県レベルで森林環境税を導入する動きが出ています。県でも森林環境税を新たに設置する動きがありますが、今後は市町村でも導入する自治体が増えることが予想されます。

市内の河川の水質は、汚濁が進んでいた三杉川等の河川改修が行われたことや、流域の下水道整備、合併処理浄化槽の設置が進んだことにより、以前と比較してやや良くなっている傾向にあります。

しかし、水生生物が棲みやすいように河川を改修したり、希少動物（オオタカ等）の生息地を保護するなどの生態系の保護、自然環境の修復、再生の取り組みは、遅れている状況です。

また、自然保護団体の支援やボランティアの育成、各団体のネットワーク化を推進し、地域の自然保護活動を支援する必要があります。

さらに、動植物、昆虫、鳥等の生息状況の把握や保護活動は遅れている状況です。どのように保護していくかを検討する必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
豊かな自然環境の保全	①自然環境の保全と再生 ②自然保護活動の充実と環境学習の推進

施策の基本方針（基本事業）

①自然環境の保全と再生

森林を整備・管理する体制の構築と森林整備活動の支援と促進を図ります。

また、農地の果たす役割の重要性を認識し、農地の適正利用と保全を図るとともに、ビオトープ（本来の生態系が保たれた空間）の再生に努めます。

さらに、動植物、鳥、昆虫等の生息状況を把握し、バランスのとれた生態系の維持に努めます。

②自然保護活動の充実と環境学習の推進

自然観察会等、自然とのふれあい活動を推進することで、自然の重要性、大切さを認識してもらいます。

また、自然環境の保全や再生活動を支援し、推進を図ります。

さらに、学校や家庭、地域における環境教育・学習を支援、推進します。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
市内の自然環境に対する満足度	74.8%	80%
自然環境リポーター数	0人	30人

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
自然環境の保全と再生	農村環境計画策定事業
自然保護活動の充実と環境学習の推進	市民環境リポーター育成支援事業

役割分担

- 身近な自然の保護活動・ふれあい活動に参加します。
- 環境学習に参加します。

- 森林を適正に管理します。
- 間伐材等を活用した商品の開発、普及を図ります。自然環境に配慮した開発を行います。

- 自然保護思想の普及啓発を行います。
- 自然保護活動や自然とのふれあい活動に対する支援を行います。
- 生物の多様性の確保や野生鳥獣の適正な保護管理を行います。
- 森林整備の推進・支援を行います。
- 学校や生涯学習の場における環境学習を推進します。

Ⅱ やさしくふれあいのある健康福祉づくり

Ⅱ やさしくふれあいのある健康福祉づくり

1 健康のまちづくり

（1）心と体の健康づくりの推進

施策の目的

市民が心身ともに健康で生き生きと生活できるようにするとともに、疾病の予防に努めます。

現状と課題

本市では、市民一人一人の自主的な健康づくりの促進を基本とし、保健センターを中心として、生涯の各期に応じた保健事業を積極的に推進しています。

また、健康診査や各種がん検診等を通じて生活習慣病の予防や病気の早期発見に努めていますが、健全な医療保険事業を維持する上でも、より一層の予防事業を行っていく必要があります。

しかし、検診を受ける市民の健康の維持・増進のための意識の低さが課題になっています。また、少子化が進む中で、健やかに子どもを産み育てるための母子保健の充実や、社会の複雑化に伴う精神保健に対するニーズの高まりへの対応等が求められています。

今後は、生活習慣病予防の啓発活動や健康診査の受けやすい体制づくりを行い、受診率を高めていく必要があります。

また、「自分の健康は、自分で守り自分でつくる」ということを基本に、健康づくり推進員、食生活改善推進員の育成を図り、健康管理を推進する体制づくりを図る必要もあります。

施策の体系

施　策	基本事業
心と体の健康づくりの推進	①健康づくりの推進と情報の発信 ②検診体制の充実 ③食生活習慣改善の啓発

施策の基本方針（基本事業）

①健康づくりの推進と情報の発信

市民一人一人が自分の身体の状態を把握し、身の回りの健康資源を活用しながら、自らの健康づくりを推進していくことができるよう、広報・啓発活動の充実や教室・講座・イベントの開催、地域における健康づくりと組織づくりの促進等、あらゆる機会を通じて市民の健康管理意識の高揚と自

主的な健康づくりの推進を図ります。

また、精神疾患についての予防活動、正しい知識の普及、社会復帰・自立のための支援に努めるとともに、エイズ・肝炎・結核等の感染症等に対する正しい知識の普及と予防接種事業の充実に努めます。

②検診体制の充実

本市の定期健診の受診率は県平均と比較し低く、特に生活習慣病の発現可能性が高い40、50歳代の意識も低くなっているため、受診率向上を目指して様々なアプローチをしていきます。

基本健康診査やがん検診等各種検診の充実を図るとともに、栄養・運動・休養を柱とした生活習慣病の予防事業をあわせて行い、早期発見・早期治療対策の強化に努めます。

また、妊娠・出産期から学童・思春期にいたるまで、各段階における教育・診査・相談・訪問指導等の各事業の充実に努めるとともに、関連部門が一体となって子育て支援施策の推進を図り、子どもが健やかに産まれ育つ社会づくりを進めます。

③食生活習慣改善の啓発

各種教室の充実を図るとともに食生活改善推進員を育成し、活動の場を広げ生活習慣の改善に努めます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
基本健康診査受診率（40歳以上）	37.6%	46.5%
健康づくりに取り組んでいる市民の割合	61.2%	70.0%

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
健康づくりの推進と情報の発信	余熱利用施設建設事業 健康づくり推進員活動事業
検診体制の充実	老人保健健康診査事業
食生活習慣改善の啓発	食生活改善推進員活動事業

役割分担

市民

- 自らの健康管理を行います。
- 定期健診を受診します。
- 体を動かすなどの健康づくりに努めます。
- 健全な食生活を送ります。
- 健康づくり講演会、教室へ積極的に参加します。

地域・事業所

- 地域活動の充実に努めます。
- 事業所での健康診査、労働環境の向上に努めます。

行政

- 検診の体制づくりを図ります。
- 健康づくりの場所を提供します。
- 健康づくりの情報を提供します。
- 健康相談を行います。
- 人間ドック・検診の助成を行います。
- 生活習慣病予防対策を推進します。

（2）地域医療体制の充実

施策の目的

市民が必要なときに、安心して医療を受けることができるようにします。

現状と課題

医療費の増大により、国民健康保険財政の負担は今後も増加することが予想されます。また、医療の高度化・専門化をはじめ、患者の大病院志向や病院勤務医の開業の増加等により、地域の中核病院における医師不足は深刻化しています。

さらに、市民の健康に関する意識の高揚により、医療サービスに対する要求もより多様化、高度化しています。

現在、市内には、市民病院や国民健康保険診療所をはじめその他の医療機関が地域の医療を担っていますが、市民の地域医療の充実を求める声は強く、市民病院や国民健康保険診療所と医師会または民間医療機関との連携強化をどのように推進するか、また、市民病院や国民健康保険診療所の医師の確保や経営改善対策等今後の運営のあり方を検討していくことが地域医療の充実を図る上で大きな課題となっています。

また、国民健康保険制度の安定的運営を図るために、医療費の適正化と税収の確保に努める必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
地域医療体制の充実	①医療機会の充実 ②救急･高度医療体制の充実 ③国民健康保険制度の適正運営の推進

施策の基本方針（基本事業）

①医療機会の充実

良質な医療を効率的、継続的に受けられるようにするため、市民病院を含めた地域医療体制を整備するとともに、かかりつけ医師を持てるよう市民の意識啓発に努めます。

②救急･高度医療体制の充実

救急医療体制の整備と高度医療機関の充実を図ります。

③国民健康保険制度の適正運営の推進

安定した国民健康保険制度を運営するために、収納率の向上と適正な受診の啓発に努めます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
市内の医療体制に満足している市民の割合	58.2%	70.0%
国保税収納率	88.5%	92.0%

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
医療機会の充実	市民病院経営健全化事業 地域保健医療計画推進事業
救急・高度医療体制の充実	佐野休日・夜間緊急診療所運営支援事業
国民健康保険制度の適正運営の推進	国保税納付促進事業

役割分担

- 多受診をしないようにします。
- 症状に応じて医療機関を利用します（かかりつけの医者を持ちます）。

- 安全で質の高い医療を提供します。
- 医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。

- 国民健康保険診療所の運営による医療サービスの地域格差を解消します。
- 国民健康保険制度の安定的運営を図ります。
- 市民病院を健全運営します。

2 安心して子育てのできるまちづくり

（1）子育て支援機能の充実と環境整備の促進

施策の目的

子どもが健全に育つようにするため、子育てに伴う負担感や不安感を解消するとともに、子育てと仕事の両立ができるよう支援します。

現状と課題

本市ではこれまで、市民ニーズに即した保育内容の充実に努めてきたほか、保健センターにおける相談事業の推進等母子保健事業の充実、ひとり親家庭への就労支援、子育てサロンの充実、ファミリー・サポート・センター事業の実施、学童保育所の増設、児童手当支給対象年齢の拡大等、各種の子育て支援施策を推進してきました。

しかし、今後は少子化が進み、市全体での少子化対策、子育て支援が重要な課題となっており、健やかに子どもを産み育てる環境づくりを市一体となって早急に進めることが求められています。

このため、次世代育成支援行動計画前期計画（平成17～21年度）に基づき、子育て家庭を市全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、就労しながら子育てをする家庭や、就労を希望する家庭の増加に対応する保育所・学童保育所の整備・充実、子育てに不安を感じている家庭への支援対策、要保護児童（被虐待、発達障害）のいる家庭の発見と相談・支援、幼保一元化の対応、学童保育の分野における民間活力の活用、経済的支援対策の充実等、家庭や地域の機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
子育て支援機能の充実と環境整備の促進	①子育てと仕事の両立支援の推進 ②母子保健医療対策の推進 ③援護を必要とする子育て家庭への支援 ④子育ての負担感の軽減と子育て親子の居場所の提供

施策の基本方針（基本事業）

①子育てと仕事の両立支援の推進

仕事をしながら子育てをする家庭への負担感や不安感を軽減し、仕事と子育ての両立の支援を推進します。

また、幼保連携を推進し、就労しながら子育てをする家庭や就労を希望する家庭の増加に対応する

保育所、こどもクラブの整備・充実を図ります。

②母子保健医療対策の推進

子どもの健やかな成長・発達を支援するため、母子保健医療の充実を図ります。

また、出産後間もない時期の養育者を全戸訪問し、育児支援が必要な家庭や育児困難な家庭を把握し、相談・支援を行います。

③援護を必要とする子育て家庭への支援

要保護児童（被虐待、発達障害）の発見とその家庭に対し、相談・指導等支援対策の充実を図ります。

④子育ての負担感の軽減と子育て親子の居場所の提供

地域で気軽に利用できる子育て支援の拠点整備・充実を図ります。

また、子育て支援センターの運営、育児支援家庭訪問事業やファミリー・サポート・センター事業等子育て支援にかかわる総合的なセンターを開設します。

さらに、児童手当等経済的支援の充実を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
子育てに負担や不安を感じている保護者の割合	56.0%	50.0%
ファミリー・サポート・センター会員数	157人	400人
地域子育て支援センター事業の参加者数	1,018人	1,500人

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
子育てと仕事の両立支援の推進	放課後児童健全育成事業
母子保健医療対策の推進	こども医療費助成事業 乳児全戸訪問事業
援護を必要とする子育て家庭への支援	家庭児童相談室設置事業
子育ての負担感の軽減と子育て親子の居場所の提供	トータル子育て支援センター運営事業 子宝祝金支給事業

役割分担

市民

●児童の健全育成のため、家庭の養育力の向上を図ります（児童虐待の防止）。

地域・事業所

地域

●児童の健全育成のため、地域における子どもの事故防止、防犯等、町会による子育て支援を行います。

事業所

●従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくります。

●出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくります。

行政

●保育所や学童保育等児童施設の整備と運営を行います。

●保育サービスをはじめとする子育て支援サービスの充実を図ります。

●児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応等、要保護児童への保護・支援を行います。

●子育て支援センター等における子育て親子への支援を行います。

●母子保健医療体制の充実・乳幼児医療費等の助成を行います。

●子宝祝い金の支給の継続・児童手当等の経済的支援を行います。

3 助け合い生きがいを実感できるまちづくり

（1）豊かな長寿社会の実現

施策の目的

高齢者が健康で生きがいをもって生活できるように努めるとともに、長年培った高齢者の知識や経験を地域で活かすことができるようにします。

また、ボランティアの育成やネットワーク化等、地域で高齢者を支える仕組みをつくります。

現状と課題

わが国では、団塊の世代がすべて高齢期に入る平成27年頃に、高齢者人口が急激に増加し、かつて経験したことがない超高齢社会を迎えることが予想されています。それに伴い、寝たきりや認知症等により介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加、女性の社会進出による家族介護力の低下等が進んでおり、介護に対する不安は老後の最大の不安要因となっています。

本市では、これまで民間事業者等と連携しながら、各種の介護保険対象サービスの提供を進めてきたほか、介護保険対象外の高齢者に対する介護予防・生活支援、生きがいづくりのための各種保健福祉サービスの提供に努めてきました。

また、特別養護老人ホーム等の施設についても確保に努めてきました。

今後は、高齢者の各事業への参加率を高めるとともに、元気な高齢者に対しては、ふれあい交流の場の拡大、虚弱な高齢者に対しては、要介護状態にならないように、また重度化しないようにするための、総合的な介護予防システムを確立する必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
豊かな長寿社会の実現	①社会参加の促進 ②介護保険サービスの充実と介護予防の推進 ③高齢者の自立支援サービスの拡充 ④地域で高齢者を支えるネットワークづくりの推進

施策の基本方針（基本事業）

①社会参加の促進

高齢者の社会参加の促進のため、生涯学習の推進、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

また、生涯現役を合言葉に、高齢者の就業を支援し、社会参加の中で能力を発揮する場づくりに努めます。

②介護保険サービスの充実と介護予防の推進

市と地域包括支援センターとの連携の中で、介護予防事業等の地域支援事業の拡充を図ります。

また、民間活力を活用し、在宅高齢者の支援を図ります。

さらに、基盤整備においても民間活力を活用して、新設・改修により、生活圏域ごとに整備を図り、市民の利便性を確保します。

③高齢者の自立支援サービスの拡充

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の在宅支援の充実に努めます。

④地域で高齢者を支えるネットワークづくりの推進

地域ぐるみでのネットワークの創設・継続を支援し、拡充を図ります。

また、ボランティアの育成・啓発、さらには、ネットワーク化の支援に努めます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
社会参加をしている高齢者の割合	43.8%	50.0%
介護予防事業により重度化を防止できた高齢者数	447人	1,072人

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
社会参加の促進	高齢者ふれあいサロン事業
介護保険サービスの充実と介護予防の推進	高齢者介護予防拠点施設運営事業
高齢者の自立支援サービスの拡充	高齢者外出支援事業
地域で高齢者を支えるネットワークづくりの推進	老人クラブ支援事業

役割分担

市民

- 自分の健康は自分で守るという観点に立って健康生きがいづくりに取り組みます。
- 介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組みます。

地域・事業所

- 高齢者の社会参加（地域活動）を支援します。
- 公民館等、活動の場を提供します。
- 地域の福祉の担い手として、活躍します。
- ひとり暮らしの高齢者について見守り団体（社会福祉協議会・シルバー人材センター・ＮＰＯ法人等）・地域との連携、行政との協働で、支援していきます。

行政

- 高齢者の拠点施設である高齢者福祉センターを保全し、活用を図ります。
- 高齢者の生きがい活動への支援を行います。
- 介護予防事業の充実を図ります。
- 虚弱高齢者への支援を地域包括支援センター等を通じて実施します。

（2）障害者の社会参加と自立の推進

施策の目的

障害の種別・程度に関わりなく、障害者も地域の一員として社会と関わりながら地域の中で生活していけるように支援します。

現状と課題

本市では、関係機関と連携しながら、障害者手帳の交付や各種の相談、経済的支援をはじめ、各種福祉サービスや障害の早期発見、さらには障害者の社会参加や自立の促進に向けた取り組み等を行っています。

しかし、障害者数は増加傾向にあり、障害の重度化・重複化や介護者の高齢化も進んでおり、障害者施策全般の一層の充実が求められています。

このため、障害者自立支援法の制定とそれに伴う各種制度の改正を踏まえ、新たな障害者計画により、ノーマライゼーションの理念（だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方）の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進、バリアフリー（無障壁）のまちづくり等、障害者施策の総合的推進に努める必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
障害者の社会参加と自立の推進	①社会参加のための支援体制の充実 ②就労･就学支援 ③相談体制の充実

施策の基本方針（基本事業）

①社会参加のための支援体制の充実

障害者自立支援法にそって、障害者が容易に社会参加できるような支援体制、そして障害者の自立を推進するための総合的な事業の整備計画を策定します。

②就労・就学支援

障害者（児）の自立を促進するために、就労・就学の場の拡充と環境整備を図ります。

③相談体制の充実

障害者が自立・社会参加をするにあたり、その相談体制の充実を図ります。このため、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援を行います。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
企業等に就労している障害者数	588人	650人
障害者とふれあう機会があった市民の割合	52.3%	60%

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
社会参加のための支援体制の充実	障害者福祉計画策定事業
就労・就学支援	地域活動支援センター事業
相談体制の充実	相談支援事業

役割分担

障害者及びその世帯（自助）

●可能な限り、積極的に社会参加を行います。

市民（共助）

●障害者を理解、尊重して社会参加に関しての手助け、支援を行います。

地域

●障害者が参加できる地域活動の機会をつくります。

●障害者が安心して生活できる環境をつくります。

事業所

●障害者の雇用拡大を図ります。

●障害者に対する認識を深めてもらうための市民に対する啓発を行います。

●ボランティア及びボランティア団体の育成等を行う社会福祉協議会を支援します。

（3）生活困窮者の生活安定と自立支援

施策の目的

低所得者の生活の安定と自立の促進に向け、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、相談・指導の充実を図ります。また、生活保護制度の適正な運用によって、生活保護世帯の自立促進を図ります。

現状と課題

本市においては、今後、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、無年金者の増加、高齢者の増加、障害者の自立生活者の増加等が一層強まり、保護受給者の増加につながっていくことが予想されます。

このため、今後とも関係機関や民生委員・児童委員との連携のもと、経済的自立と生活意欲の高揚を促すための施策を展開していく必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
生活困窮者の生活安定と自立支援	①就労支援体制の確立 ②相談体制の充実 ③生活保護制度の認定と準用

施策の基本方針（基本事業）

①就労支援体制の確立

就労による収入の増加と、それによる自立促進につなげるよう、その支援体制の充実を図ります。

②相談体制の充実

生活保護申請の相談、保護受給中の相談を充実させ、低所得者世帯の生活安定を図ります。

③生活保護制度の認定と準用

憲法第25条の最低生活の保障をするために保護制度の厳格な認定と準用に努めるとともに低所得者へ自立のための支援を行います。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
生活保護受給世帯から自立した世帯数	19世帯	25世帯
生活保護率（千分率）＝生活保護受給人員 数／全人口数	7.91‰（パーミル）	8.50‰（パーミル）

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
就労支援体制の確立	福祉ホットライン事業
相談体制の充実	生活保護適正実施推進事業
生活保護制度の認定と準用	生活援護特別給付金給付事業

役割分担

●勤労意欲をもち、健康な心と体を維持し、生活します。

社会福祉協議会

●生活困窮者に対し一時的な小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。

民生委員

●地域の代表として、市民からの生活相談を受けて行政につなぎます。また、行政と連携して生活保護世帯の自立を支援します。

●生活保護制度の適正な運用により、最低限度の生活水準を保障します。早期に自立を促します。

●準要保護世帯を援助します。

（4）すべてのひとにやさしいバリアフリー社会の実現

施策の目的

精神的な垣根が取り除かれ、差別と偏見のない「心のバリアフリー」を築くとともに、公共施設等の段差解消を図るなど市民が不自由なく快適に安心して過ごせるように推進します。

現状と課題

県においては、ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、公共的施設のバリアフリー化を推進していますが、県と市が連携したバリアフリーに対する取り組みが今後重要となります。

本市の道路や駅、公共施設等においては、段差の解消や歩道の整備・改良等がまだ十分でなく、高齢者や障害者、子ども等が安全に通行・使用できるまちなのか点検する必要があるとともに、環境の整備が必要になっています。

また、商店やスーパー、娯楽・飲食施設等においても、だれもが使いやすい施設の整備等が求められます。こうした整備によって、高齢者、障害者、子ども等の社会活動の拡大を図る環境整備を総合的に進めるとともに、まちづくりのすべての分野においてバリアフリー（無障壁）、ユニバーサルデザイン（すべての人が使いやすい）の視点が必要になっています。

また、市民の理解と地域での支え合いの促進、障害者・高齢者の自立と社会参加への支援、保健・福祉サービスの充実等、すべての人が地域で自立した生活ができるよう努めていく必要があります。

そのため、市民の理解と認識を深め、差別と偏見のない「心のバリアフリー」を築くことが求められます。

施策の体系

施　策	基本事業
すべてのひとにやさしいバリアフリー社会の実現	①啓発（研修・交流）活動の推進 ②ユニバーサルデザインの推進

施策の基本方針（基本事業）

①啓発（研修・交流）活動の推進

障害者や社会的な援助を必要とする人々を特別視するのではなく、一般社会で安心して生活できる条件を整えるなどして、あらゆる人が共に暮らしていける社会づくりを目指すために、ふれあいの場（イベント）や研修会を通して障害者等への正しい理解を深めてもらう「心のバリアフリー」の啓発活動を展開します。

②ユニバーサルデザインの推進

すべての人が安心して過ごせる町並み、施設づくりが一層求められていますが、民間施設も含め、

バリアフリー化の推進を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
市内の公共施設が高齢者や障害者等に配慮されていると認識している市民の割合	45.8%	55%
公共的施設のうち、ハートビル法に適合している施設数	6	10

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
啓発（研修・交流）活動の推進	社会福祉大会開催事業
ユニバーサルデザインの推進	開設公園施設整備事業

役割分担

●一人一人がバリアフリーに関する考え方を正しく理解して、自らも高齢者や障害者等社会的弱者に配慮した行動を実践します。

地域

●高齢者や障害者等が利用しやすいような地域の施設や環境整備を行います。

●高齢者や障害者等が参加できる地域活動の機会をつくります。

事業所

●高齢者や障害者等利用者の立場に立って、安全で使いやすい施設建設や改善を行います。

●ユニバーサルデザインの観点に立った製品を開発します。

●公共施設の新設・改修にあたっては、バリアフリー化を推進します。

●幼児期から、障害者・高齢者とのふれあいを深めることにより、社会的弱者に配慮できる教育等を推進します。

（５）地域福祉を支える人材と組織の育成

施策の目的

人と人とのつながりを大切にし、地域で支え合って福祉課題を解決します。

現状と課題

地域でだれもが安心して福祉サービスを利用し、地域の支え合いの中で、尊厳をもって社会参加し、各人の自分らしい生活が送れるような地域社会を形成するため、行政主導型でない市民参画による地域福祉活動が重要となってきています。

本市では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各福祉団体、コミュニティ団体、ボランティア団体等を中心に、すべての人が豊かな人間関係のもとで安心して生活できるよう身近な助け合いやコミュニティ活動、ボランティア活動を促進するなど、小地域福祉活動を中心とした地域福祉ネットワークづくりに取り組んでいます。

これまで行政の施策を中心として地域福祉を推進してきましたが、今後は地域の福祉力の強化、ボランティアの育成、ＮＰＯ法人の立ち上げ等により、市民と一体となった地域福祉の推進が必要となってきています。

施策の体系

施　策	基本事業
地域福祉を支える人材と組織の育成	①地域福祉を推進する人材の育成 ②地域福祉を推進する団体への活動支援

施策の基本方針（基本事業）

①地域福祉を推進する人材の育成

市民が主体となった地域福祉の実現のため、市民ボランティアの育成、啓発事業を行います。

②地域福祉を推進する団体への活動支援

本市の地域福祉を推進する市社会福祉協議会への支援、また市民ボランティアへの支援を行います。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
地域で福祉活動をしている人の割合	18.1%	25.0%
地区社会福祉協議会の組織化率（20地区内）	8地区	10地区

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
地域福祉を推進する人材の育成	地域福祉計画策定事業
地域福祉を推進する団体への活動支援	社会福祉協議会支援事業

役割分担

- 地域コミュニティ（町会活動）に積極的に参加します。
- 地域における福祉活動を理解します。

- 地域コミュニティとして、まとまって、民生委員やボランティアと適切な役割分担をして地域の高齢者、障害者、子ども、生活困窮者に対する支援活動を主体的に行います。
- 地域福祉活動計画を策定します。
- 地区社会福祉協議会の組織化と活動支援を行います。
- 地域で活動するボランティアの育成、支援を行います。

- 地域福祉計画を策定します。
- 町会（特に町会長）や社会福祉協議会が、地域福祉に対する取り組みがしっかりできるように支援します。
- 地域福祉に関する市民の啓発や教育を徹底します。

Ⅲ 魅力と活力ある産業づくり

Ⅲ 魅力と活力ある産業づくり

1 産業振興ではたらきやすいまちづくり

（1）活力ある農林業の振興

施策の目的

首都圏農業の振興策として、大規模経営や施設園芸を手がけるとともに、山村振興と林業の活性化を図ります。

現状と課題

全国的に農家人口の減少、農業従事者の高齢化、耕作放棄地面積が増加しています。この課題解決と食料自給率の向上、農業生産物の国際競争力を向上させるために、農林水産省は平成19年度から品目横断的経営安定対策を導入することとしています。これにより、支援の対象が意欲と能力のある担い手（認定農業者や集落営農組織）に限定されることになり、農業の構造改革がさらに加速することが予想されます。

本市の農業は、経営耕地面積が減少傾向にある一方、権利移動面積は賃借を中心に増加し、認定農業者への農地の集積が増加しています。

しかし、農産物価格の変動により、農業所得にもその影響がみられ、首都圏農業としてのさらなる活性化策のひとつとして地産地消や特産品の販売促進を図る必要があります。

林業では、山村地域の過疎化、木材価格の低迷が続くなど、地元産材の需要拡大が求められると同時に、間伐に際しての補助要望が強まっています。

今後は、水源かん養や二酸化炭素の吸収等の公益的機能に対する期待がますます高まることが予想されることから、森林の保全と利用を共立し、森林に対する多様なニーズに対応できる持続可能な森林経営の取り組みが求められます。

また、山村地域の活性化を図るため、流域単位での（川上から川下）都市と農村との交流を促進するための体験・参加型の事業検討が必要です。

さらに、森林のもつ多面的機能を維持増進するため、環境税の活用や有害鳥獣被害防除対策（猪、猿、鹿、熊等）が求められています。

施策の体系

施　策	基本事業
活力ある農林業の振興	①担い手農家の育成と支援 ②農地の有効利用 ③生産性向上に向けた農業基盤の整備 ④山村地域の活性化の推進 ⑤林業の基盤整備 ⑥森林整備の促進と林業の担い手の育成

施策の基本方針（基本事業）

①担い手農家の育成と支援

経営規模拡大や生産性向上のための支援を総合的に行い、地域農業の中核づくりに努めます。

②農地の有効利用

農業公社を充実させ、農地の流動化を推進することにより、農地の利用集積を図ります。

③生産性向上に向けた農業基盤の整備

担い手農家等、農業を経営する上で必要な基盤の整備を検討します。

④山村地域の活性化の推進

山村地域の豊かな自然や特産品、地域内の施設を活用し、市内バスを巡回させることで、都市と農村の交流を推進し、農村の活性化を図ります。

⑤林業の基盤整備

林道等の生産基盤を整備することにより、林業の効率的な経営と森林の適正な管理を推進します。

⑥森林整備の促進と林業の担い手の育成

森林の有する多目的機能を十分発揮できるようにするとともに、林業経営基盤の強化を図り、後継者の育成を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
認定農業者数	141人	229人
林道の整備延長	48,790.8m	50,000m

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
担い手農家の育成と支援	農業経営基盤強化促進事業
農地の有効利用	農業公社運営支援事業
生産性向上に向けた農業基盤の整備	農業振興地域整備促進事業
山村地域の活性化の推進	むらづくり団体活動支援事業
林業の基盤整備	経営作業道整備支援事業
森林整備の促進と林業の担い手の育成	間伐促進支援事業

役割分担

農業関係団体

●農業協同組合と農業公社は、農地を兼業農家から借受け、それを専業農家、認定農業者への農地の貸付と促進を図ります。また、農業者が行う生産性向上の取り組みに対する支援を行います。

林業関係団体

●森林管理の代行等を行います。

農業

●質が高く、安全な農産物を生産します。消費者に対する農産物情報の提供を行います。

●専業農家は規模の拡大を図り、兼業農家は専業農家・認定農業者に農地を積極的に貸し付けます。

林業

●森林管理の促進（植林、間伐等）と経営の安定化を図ります。

農業

●認定農業者を増やして、経営感覚に優れた担い手を育成します。

●農業者の経営改善を指導します。

●就農希望者に対する情報提供や支援を行います。

●施設園芸に対する支援を行います。

●生産性向上に向けた基盤整備（ほ場整備、農地の集積化）を行います。

●安全な農産物づくりへの支援を行います。

林業

●林道路網の整備、間伐・造林・植林に対する補助、松くい虫の防除、国産材の利用促進を行います。

（2）鉱工業による地域産業の振興

施策の目的

既存の中小企業活性化活動を進めるほか、市内の工業団地への環境･リサイクル･エネルギーに配慮した企業を誘致（研究開発型企業や流通企業等）し、地域産業の振興を図ります。

現状と課題

経済のグローバル化により、基幹産業でもある製造業の競争力が低下しており、新たな企業誘致（研究開発型企業や流通企業等）や産学官の連携･異業種交流による地域産業の技術の高度化、新分野への取り組みが求められています。

本市においては、北関東自動車道（仮称）田沼インターチェンジが設置されることで、企業を誘致する上での立地条件はさらに向上します。

また、主に鉱業から発生する交通公害や粉塵公害に対する対策と、鉱山跡地の土地利用、民間で行う工業団地造成等に、行政がどう関与していくか、検討する必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
鉱工業による地域産業の振興	①事業活動への助成と支援 ②工業団地進出企業及び既存企業への支援

施策の基本方針（基本事業）

①事業活動への助成と支援

地場産業の育成のため支援を行います。また、産学官の連携･異業種交流等により、エネルギー･環境関連企業等、新たな分野に取り組むベンチャー企業の育成をはじめ、本市工業にダイナミズムをもたらす次世代産業の企業化促進を行政の融資制度等で資金面から援助していきます。

また、鉱工業事業者の健全経営を維持するため、各種団体に対する補助、５Ｓ（整理・整頓・清潔・清掃・躾）運動の支援、産業財産権に対する補助等の支援を進めます。

さらに、関係機関とも連携し起業家の育成、創業支援の体制を充実させます。

②工業団地進出企業及び既存企業への支援

市内工業団地への進出を促進するため、また既存企業が設備投資等を積極的に行えるよう条例に基づく支援を行っていきます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
工業団地進出企業数	68社	75社
製造品出荷額	3,869億円	4,000億円

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
事業活動への助成と支援	ものづくり企業支援事業
工業団地進出企業及び既存企業への支援	企業誘致促進事業

役割分担

- 健全な経営を行います。
- 環境に配慮して事業を行います。

- 優良企業を誘致し、市内の企業数を増やします。
- 企業誘致のインフラ整備を行います。
- 中小鉱工業の経営基盤強化を支援します。
- 地場産業や伝統工芸品産業を活性化します。

（3）個性的・魅力的な商業の振興

施策の目的

市内での開業と安定経営による事業の継続並びに人が集まるような魅力ある事業活動を支援します。

現状と課題

かつて市民の生活に欠かせなかった商店が、モータリゼーションの進展に伴い、進出してくる大型店舗や増加するコンビニエンスストアーに顧客を奪われ、廃業する店舗も見受けられます。

本市商業の活性化のためには、市民のニーズ、商店の実情にあわせながら、市内３駅周辺の中心市街地対策と商業振興施策との基本方針の設定が必要であり、市内全体のバランスのとれた商業施設の配置が求められます。

施策の体系

施　策	基本事業
個性的・魅力的な商業の振興	①商業者に対する支援の充実 ②中心市街地の商業者の育成と支援 ③新規開業による中心市街地の活性化の推進

施策の基本方針（基本事業）

①商業者に対する支援の充実

昨今の経済事情を考慮し、利用しやすい制度融資のあり方、内容（融資額、期間、新制度）を検討し、県保証協会、市内金融機関との連携を密にし、制度の充実を図るとともに効果的な補助事業を展開します。

②中心市街地の商業者の育成と支援

商工会議所、商工会及び各種商業団体との連携のもと、商業者としての人材の育成を図り、中心市街地の商店街（個店）とともに、中心市街地の活性化の継続につながるようなイベントを働きかけます。

また、融資制度の充実を図り、効果的な補助事業の展開と市内循環バスを利活用した誘客の促進を図ります。

③新規開業による中心市街地の活性化の推進

商工会議所、商工会及び各種商業団体との連携のもと、包括的な空き店舗対策を行い、市街地の活性化を推進します。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
制度融資利用件数	320	400
空き店舗数	107	90

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
商業者に対する支援の充実	中小企業融資預託事業
中心市街地の商業者の育成と支援	佐野市中心市街地活性化推進協議会運営支援事業
新規開業による中心市街地の活性化の推進	まちなか活性化支援事業

役割分担

- 顧客のニーズに合った個店の魅力づくりと自助努力を行います。
- 商店街
  組織の強化と、共同販売の推進を行います。
- 商工会議所・商工会
  商業者に対する経営の指導を行います。

- 商店街及び個店の経営の安定化を支援します。

（4）勤労者福祉の充実と雇用の安定

施策の目的

雇用の場の確保に努めるとともに、福利厚生の向上を図り、勤労者の勤労意欲を高めます。

現状と課題

景気は順調に回復傾向にありますが、雇用環境は雇用形態の変化などにより依然として厳しい状況にあります。

本市においても、雇用機会の一定の確保は図られているものの、さらに魅力のある雇用の場の拡充をはじめ、若年労働者の地元就職の促進、高齢者・女性・障害者の雇用促進に努める必要があります。

また、すべての就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、国・県の施策に沿った労働時間の短縮や労働環境の充実等を促すとともに、勤労者福利厚生機能の充実を図っていくことが必要です。

さらに、職業相談の実施（主に社会人対象の進路相談）、中小企業勤労者福祉共済会会員数の拡大、就業者に対する能力開発等の研修支援とともに、勤労青少年ホームについてのあり方や役割の再認識、検討の必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
勤労者福祉の充実と雇用の安定	①勤労者福祉制度の充実 ②雇用機会の提供と就労支援

施策の基本方針（基本事業）

①勤労者福祉制度の充実

勤労青少年ホームについての今後のあり方や役割について検討します。

また、両毛メイトによる福利厚生事業を支援し、利用しやすい制度の検討を行うとともに、新規加入事業者の増加を図ります。

②雇用機会の提供と就労支援

就業者の能力開発の支援や、公共職業安定所と連携し就労相談支援を行います。

また、団塊世代の大勢の退職者の活用を図るために、関係機関と連携し、雇用の確保に努めます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
福利厚生事業参加者数	19,076人	19,600人
両毛メイト参加企業数	846	880

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
勤労者福祉制度の充実	中小企業勤労者総合福祉推進事業
雇用機会の提供と就労支援	佐野地区雇用協会支援事業

役割分担

●職業能力の向上に努めます。

●企業の福利厚生レベルを高めます。
●安定した雇用機会の創出と中高年層や障害者の積極的な雇用を行います。

●雇用機会の増加を図るための支援を行います。
●企業が適正な福利厚生の充実を図れるよう支援します。
●勤労青少年の健全育成及び教養を高めるための交流の場を提供します。

2 観光振興でひとが集まるまちづくり

（1）魅力ある観光資源の開発と整備

施策の目的

既存の観光資源の整備、新しい観光スポットの創設を図るとともに、観光資源を活用した観光ルートをつくりだします。また、ホスピタリティ（もてなしの心）の醸成等受け入れ体制を整備します。

現状と課題

観光産業は、人口減少社会の中で、交流人口を増加させ、地域経済を活性化する産業としての期待が今後ますます高くなることが予想されます。

本市においては、佐野プレミアムアウトレットやイオンショッピングセンター等に、今後も多くの来訪者が見込まれています。

しかし、観光客のニーズの多様化により、観光地間の競争はこれからも激化することが予想され、これまでに人間国宝田村耕一陶芸館や江戸時代から伝わる牧歌舞伎等の伝統芸能を紹介する葛生伝承館等新たな観光資源の開発を進めてきましたが、本市の特性を活かした、個性的な観光資源の発掘、宿泊施設等の観光施設の有効活用、路線バスや市営バスを有効に活用した市内に点在する観光スポットの連携、既存の観光施設の補修、整備、観光案内所等、観光客用の施設の整備が必要になっています。

また、市民の間に、観光を街の活性化につなげていくという意識（もてなしの心）を啓発する必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
魅力ある観光資源の開発と整備	①新しい観光資源の開発 ②既存の観光資源の整備 ③魅力ある観光ルートの整備 ④受け入れ体制の整備

施策の基本方針（基本事業）

①新しい観光資源の開発

知られていない観光スポットを民間と協力して整備し、新しい観光スポットにします。

②既存の観光資源の整備

古くなった観光施設パンフレット等を整備し、あわせて誘客のためのアクセス道路、案内板等を整備します。

③魅力ある観光ルートの整備

市の特性を活かし、観光客のニーズを把握し、観光客のニーズに応えられる観光ルート（見る･食べる･体験）を設定します。

④受け入れ体制の整備

市民一人一人がもてなしの心をもつように啓発活動を進め、観光ボランティアの育成に努めるとともに、案内所の整備を含めた観光施設を民間と協力して整備します。

また、継続的な観光誘客を図るため、観光施設を巡るバス路線を設定するなど、受け入れ体制を充実します。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
新しく開発した観光スポット数	0箇所	2箇所
観光案内所数	5箇所	10箇所

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
新しい観光資源の開発	観光資源開発会議開催事業
既存の観光資源の整備	観光施設改修事業
魅力ある観光ルートの整備	観光ルート整備事業
受け入れ体制の整備	観光施設送迎バス運行事業

役割分担

市民

- もてなしの心の醸成に努めます。
- 観光ボランティアとして協力します。

地域・事業所

- 観光客への案内等観光による市の活性化に協力します。

行政

- 体験型や交流型等の新たな地域観光資源の発掘・創出に努め、潜在的な観光資源を開発します。
- 公共性の高いものについて、行政が企画し開発します。
- 観光地間の道路整備や公共交通の利便性の向上を図り、観光地へのアクセスを向上させます。

（2）ひとを集める観光戦略の展開

施策の目的

市の特性を活かした観光ＰＲを戦略的に展開し、観光誘客を促進します。

現状と課題

入り込み客数の推移をみると、平成12年度の入り込み客数が298万人であったのに対して、平成15年度は614万人、平成16年度は658万人と平成12年度と比較すると、倍増しています。これは、従来の観光スポットの中心であった佐野厄よけ大師に加え、新都市地区のアウトレットやイオンショッピングセンター等が新たなスポットとして加わったことによるものと考えられます。

しかし、市全体の観光振興においては、各地域での地域差が見受けられるのが現状です。

地域のあらゆる観光資源を把握し、連携させることによって、新たな付加価値を見いだすとともに、あらゆる媒体を活用してＰＲに努め、計画的広報活動による観光戦略を展開する必要があります。また、広域的な連携により、広域観光ルートの整備をはじめ、観光客の誘致の積極的な展開、滞在時間を長くする施策、外国人観光客への対策、体験型の観光施設の整備が必要です。

施策の体系

施　策	基本事業
ひとを集める観光戦略の展開	①佐野市の特性を活かした観光PRの推進 ②宿泊、滞在、体験型観光の推進 ③広域連携観光の推進 ④観光事業者との連携強化

施策の基本方針（基本事業）

①佐野市の特性を活かした観光ＰＲの推進

観光キャラバンや誘客イベント等を観光協会、関係団体とともに行い、本市の魅力を知ってもらい、入り込み客数を増やします。

②宿泊、滞在、体験型観光の推進

滞在時間を長くするために宿泊施設、体験施設を民間とともに整備し、連携を図ります。

③広域連携観光の推進

県内はもとより関係自治体、関係団体との連携を強化し、観光客の要望に答え、リピーターの取り込みを図ります。

④観光事業者との連携強化

バス、鉄道事業者をはじめ旅行業者と市内観光関連施設との連携を強化し、オリジナル・パッケ

ージ商品を開発し、入り込み客数を増やします。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
市の入り込み客数	6,900,000人	8,370,000人
市の宿泊客数	46,300人	47,900人

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
佐野市の特性を活かした観光PRの推進	観光キャラバン事業
宿泊、滞在、体験型観光の推進	体験型宿泊施設運営事業
広域連携観光の推進	両毛地区広域行政推進協議会参画事業
観光事業者との連携強化	観光事業者との連携強化事業

役割分担

市民

●一人一人が本市の自然や食文化など観光資源を理解し広くＰＲをしていきます。

地域・事業所

●市の観光ＰＲ活動及び誘客活動に協力します。

行政

●観光ＰＲを積極的に行い、観光協会をはじめ関連機関と連携し誘客を推進します。

Ⅳ 豊かな心を育む教育・文化づくり

Ⅳ 豊かな心を育む教育・文化づくり

1 生涯にわたり学びのあるまちづくり

（1）特色ある教育と心の教育の推進

施策の目的

児童生徒に対して確かな学力の育成・向上を図るとともに、豊かな心の育成と特色ある教育を推進します。

現状と課題

少子化、核家族化、都市化、情報化、家庭の教育力の低下といった状況の中で、問題行動の低年齢化が進んでおり、生命を大切にする心や他人を思いやる心の教育がますます重要となってきています。

また、特区等による、特色ある教育を展開する自治体も出てきており、今後もこれらの取組は増えると予想されます。

本市においては、施設設備の改善充実や、さわやか教育指導員・さわやか健康指導員の配置等の特別支援教育体制の充実により、市立小中学校へ通学できるようになった児童生徒が増えてきています。

さらに、各小中学校での特色ある学校づくりの取組の充実やＡＬＴを導入した英語活動・英語教育の時間が増加しています。

今後は、児童生徒が自ら学び、自ら考える力を身に付けることが大切であり、そのためにも基礎的、基本的な学力の向上をどう図るか、また、障害のある児童生徒の自立や社会参加を促進するために、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した教育の充実をどう図るかが課題です。

また、教職員の資質向上と適正配置、教育相談体制の充実、国際化、情報化等の社会変化に対応する教育の推進、地域の教育力を活かした学校づくりが求められています。なお、複式学級の解消、学区の再編や学校の統廃合等も今後の課題となってくるものと考えられます。

施策の体系

施　策	基本事業
特色ある教育と心の教育の推進	①学校教育活動の充実と特色ある教育の推進 ②教職員の資質の向上 ③家庭での教育力の向上 ④地域での教育力の向上

施策の基本方針（基本事業）

①学校教育活動の充実と特色ある教育の推進

心豊かで自ら学びたくましく生きる児童生徒の育成のために、知・徳・体のバランスを考えた教育活動を推進します。とりわけ、一人一人に「確かな学力」が身に付くよう、各学校での授業研究、ＡＬＴを活用した英語教育・英語活動、特色ある学校づくり、食育への取組等学校での教育活動を支援します。

また、子ども一人一人の教育課題に適切に対応できる学校の校内体制と、関係機関や保護者との連携によるサポート体制の整備等、児童・生徒指導及び特別支援教育の充実に努め、特色ある人材教育と幅広い人的交流を図ります。

さらに、体験活動の充実や相談事業の充実を図りながら、心の教育の推進に努めます。

②教職員の資質の向上

教職員の資質向上のため、教職員自らが主体的に研修に取り組むことができる体制づくりに努めます。

③家庭での教育力の向上

家庭教育にかかわる教室・学級の開催や相談事業・情報提供等を通じ、家庭における教育機能の向上を促進します。

④地域での教育力の向上

地域社会への学校施設の開放をはじめ、児童生徒や教職員の地域社会との交流、地域の居場所づくり、子ども会活動の支援、学社連携融合事業、学校評議員制度等を通じ、開かれた学校づくりを進めます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
市が特色ある教育に力を入れていると感じている市民の割合	19.4%	30.0%
スクールカウンセラー（専門的知識）配置校数	5校	10校

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
学校教育活動の充実と特色ある教育の推進	小学校特色のある学校づくり支援事業 中学校特色のある学校づくり支援事業
教職員の資質の向上	教職員の指導力向上事業
家庭での教育力の向上	保護者のための教育相談事業
地域での教育力の向上	学社連携･融合推進事業

役割分担

市民

児童生徒

●心豊かに、自ら学び、たくましく生きます。

家庭・保護者

●家庭における基本的な生活習慣、しつけを身に付けさせます。

地域・事業所

地域・ＰＴＡ

●地域における児童生徒の健全育成を支援します。

行政

市

●学校経営の支援と関係分野との調整を図ります。

●教職員の適正配置、教職員の資質の向上のための研修の充実を図ります。

学校

●知・徳・体のバランスの取れた児童生徒の育成を図ります。

●地域と連携して地域の課題を解決します。

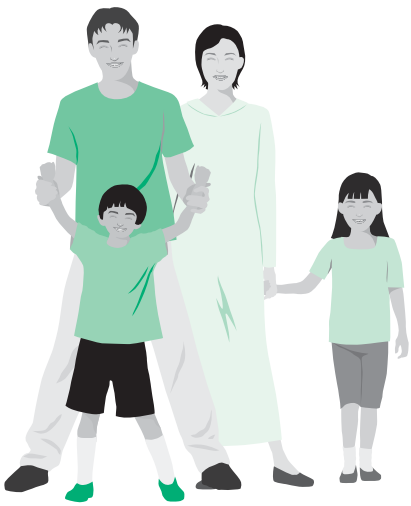

（2）安全で安心して学べる教育環境の整備

施策の目的

児童生徒の安全を確保するとともに、快適に学校施設を利用できるように努めます。

現状と課題

学校によっては今後、児童生徒数が減少すると予想されます。そのため、学校の統廃合の検討や、学校施設を児童生徒以外の地域住民に開放する動きが出てきます。

また、近年、学校内外での犯罪が多発しており、今後も悪化することが予想されるため、学校安全対策としての不審者情報の収集・提供、学校安全支援ボランティアの育成、校内への侵入者対策としての研修会等を実施していますが、今後も地域ぐるみの児童生徒の安全確保が課題となります。

耐震補強については、毎年、耐震診断を行い、改修工事を行ってきたので、着実に校舎等の耐震化が進んでいます。耐震診断の対象は昭和56年６月以前に設計されたものですが、それ以降の建築物についても耐震強度の把握が必要となってきます。今後、学校施設の耐震補強は優先順位をつけて効率的で効果的な整備を実施する必要があります。

また、学校給食センターは老朽化が進み、建て替えや統廃合の検討が必要になっています。

施策の体系

施　策	基本事業
安全で安心して学べる教育環境の整備	①快適な学校施設の整備 ②安全な学校施設等の整備 ③地域ぐるみで行う学校内の安全対策の充実 ④地域ぐるみで行う安全な通学路の確保

施策の基本方針（基本事業）

①快適な学校施設の整備

現規格外の学校備品の更新を順次進めるとともに、ベルマーク等の有効活用を図ります。

また、校内緑化環境の推進に取り組みます。

②安全な学校施設等の整備

年次計画による耐震診断、補強工事とともに、適切な施設維持、修繕対策を行います。

また、安全な学校給食を提供するため、施設の整備についても検討していきます。

③地域ぐるみで行う学校内の安全対策の充実

防犯設備を設置するとともに、地域との連携により、不審者侵入防止に努めます。

④地域ぐるみで行う安全な通学路の確保

防犯ハザードマップ等を活用して危険情報の収集・提供に努めるとともに、学校安全支援ボランティアの充実を図ります。

また、スクールバス、市営バス、路線バス、福祉バス等を利用した児童生徒の通学路の安全対策について検討します。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
学校安全支援ボランティア数	463人	600人
緊急情報メール登録者数	1,987人	3,400人

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
快適な学校施設の整備	小学校教育備品整備事業 中学校教育備品整備事業
安全な学校施設等の整備	小学校校舎耐震補強事業 中学校校舎耐震補強事業
地域ぐるみで行う学校内の安全対策の充実	スクールガード・リーダー配置事業
地域ぐるみで行う安全な通学路の確保	小学校学校安全支援ボランティア事業 中学校学校安全支援ボランティア事業

役割分担

児童生徒・保護者

- 学校施設の維持管理に協力します。

地域

- 学校と連携し、通学路をはじめとする地域の防犯、交通安全活動を行います。

- 耐震補強対策等を行い、学校施設の安全性を高めます。
- 児童生徒の安全を確保するための不審者情報等の収集と提供を行います。
- 防犯、防災、交通安全教育を行います。
- 地域と連携した安全対策を推進します。

（3）生活を豊かにする生涯学習の推進

施策の目的

いつでも、どこでも、誰でも、何でも学べ、市民一人一人が、自発的な課題意識による主体的な学習を通して、自己実現を図るとともに、地域社会への誇りを持ちながら、積極的に地域社会づくりに参画することができる人づくりを目指し、生涯学習によるまちづくりを図ります。

現状と課題

いつでも、どこでも、誰でも、何でも学べ、自己実現を図りながら充実した人生を送ることができる生涯学習社会の確立が求められています。

本市では、市民の学習ニーズに応えるため、地区公民館等において、生涯各期に応じた各種教室・学級等を開催しているほか、学習情報の提供や広報・啓発活動を推進しています。

しかし、社会・経済情勢が急速に変化する中で、市民の学習ニーズはますます多様化、高度化してきており、これへの対応が課題となっており、市民一人一人が自発的意志に基づいて学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に活かされる、まちづくりの一環としての学習環境づくりが求められています。

このため、生涯学習基本構想・基本計画の策定により、全市的な生涯学習推進体制の整備をはじめ、関連施設の整備充実に努めるとともに、市民の学習ニーズを常に把握しながら、多彩な生涯学習プログラムの整備を行い、総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
生活を豊かにする生涯学習の推進	①学習内容の充実 ②学習の場の提供 ③学習成果を活かすことができる仕組みづくり

施策の基本方針（基本事業）

①学習内容の充実

市民の高度化・多様化した学習ニーズに対応した講座等を開催するとともに、市民の主体的な学習活動を支援します。

また、子どもから大人まで生涯各期のあらゆる段階に応じた適切な社会教育活動の充実を図ります。

さらに、生涯学習情報紙の充実やホームページの活用を図り、学習情報の提供に努めます。

②学習の場の提供

公民館等の社会教育施設の機能充実と環境の整備を図ります。

また、青少年の健全育成のための様々な体験活動の機会を充実するとともに、社会教育関係団体

との連携を通じて、様々な分野における社会教育の推進を図ります。

さらに、生涯学習を推進するために、全市・全庁的な推進体制を整備するとともに、生涯学習都市宣言を行います。

③学習成果を活かすことができる仕組みづくり

出前講座の充実を図るとともに、市民同士や講師同士の仲間づくりを推進し、生涯学習指導者の養成を図ります。

また、学社連携・融合の推進とそのコーディネーターの養成を図ります。

さらに、市民自らの手による「楽習カレッジ」等の促進を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
テーマをもって学習に取り組んでいる市民の割合	29.1%	37.0%
学習の成果を還元しようとしている市民の割合	12.8%	14.4%

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
学習内容の充実	生涯楽習フォーラム開催事業
学習の場の提供	生涯学習推進計画策定事業
学習成果を活かすことができる仕組みづくり	楽習出前講座開催事業

役割分担

●学びを通じて自己実現を目指し、その学んだ成果をまちづくりに活かします。

地域団体

●学び合う仲間づくりを図ります。

●地域の課題解決に取り組みます。

●自主的、主体的な学習活動や学習成果の社会への還元を支援します。

●社会教育施設の機能充実を図ります。

（4）生涯スポーツ・レクリエーションの振興

施策の目的

スポーツ・レクリエーション活動の機会充実を図り、一人１スポーツ、１レクリエーションを目標に、生涯にわたって、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる「市民皆スポーツ」の実現を目指します。

現状と課題

スポーツ・レクリエーションは、健康や体力の維持・増進に役立つだけでなく、人々の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を形成するものとして、重要な役割を担っています。

本市では、子どもから高齢者まで初めての人でもだれもが楽しんで参加できるスポーツイベントの実施をはじめ、体育・スポーツ団体組織への育成・援助、スポーツ指導者の資質向上等スポーツ環境の充実に努めてきました。

しかし、近年、健康・体力づくりに対する関心が高まる中、地域住民が主体的にスポーツ、レクリエーションに関わり、地域活動の一環として活動ができるように、体育協会やレクリエーション協会等の各種団体と協力していくことが必要になっています。

また、総合型地域スポーツクラブの育成やすべての市民が生涯にわたってそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動が行える環境づくりが一層求められています。

このため、各スポーツ施設の整備充実を計画的に進めていくとともに、各種スポーツ団体・クラブの育成や人生の各期に応じたスポーツの普及等、スポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
生涯スポーツ・レクリエーションの振興	①市民1スポーツの推進 ②指導者の育成と支援 ③スポーツ施設の整備と運営

施策の基本方針（基本事業）

①市民１スポーツの推進

市民体育祭の充実を図り、各種スポーツ教室を開催し、またスポーツに関する情報を広く市民に提供するとともに、市民からの要望の高いウォーキング、ハイキング等を通してスポーツの振興と健康増進に役立てます。

②指導者の育成と支援

スポーツやレクリエーションを個人のためだけでなく、地域に還元できるような社会の実現に向

けた取り組みができるように、指導者の育成と支援を図ります。

③スポーツ施設の整備と運営

公共運動施設を利用しやすくするとともに、民間スポーツ施設との連携を図ります。

また、老朽化した公共運動施設の整理統合を検討し、既存施設の充実を目指します。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
1週間に1回以上スポーツをしている市民の割合	17.20%	34.20%
総合型地域スポーツクラブ組織化率	42.90%	71.40%
スポーツ施設の利用者数	34,526人	50,000人

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
市民1スポーツの推進	総合型地域スポーツクラブ設立･活動支援補助事業
指導者の育成と支援	体育指導委員設置活動事業
スポーツ施設の整備と運営	運動公園施設整備事業

役割分担

●日頃からスポーツやレクリエーションを自ら実践し、健康づくりに役立てます。

●地域のコミュニケーションを図り、スポーツやレクリエーションを実践します。

●体育協会やレクリエーション協会等の関係団体と連携を図ります。
●総合型地域スポーツクラブの立ち上げと体制整備を行います。
●実践の場所を提供します。

2 歴史・文化を活かしたまちづくり

（1）多様な文化・芸術活動の支援

施策の目的

地域に根ざした文化活動･文化団体等への支援、多様な文化にふれ、楽しむ機会の充実、指導者・リーダーの養成等の充実による豊かな心のまちづくりを目指します。

現状と課題

ゆとりやうるおい等、精神的な充足を求める傾向が強まり、芸術・文化活動に対する関心が高まっています。

本市では、吉澤記念美術館、郷土博物館、文化会館等の施設を利用して様々な芸術・文化事業が行われ、多くの文化団体が参加しており、これら芸術・文化団体の自主的な活動を育成・支援しているほか、多様な文化行事を展開しています。

芸術・文化は、地域の個性や独自性を生み出す重要な要素であり、地域の活性化と密接に結びついていることから、今後とも、各種芸術・文化団体による自主的な芸術・文化活動を一層促進していくとともに、芸術・文化の鑑賞機会や発表機会の拡充、施設の整備充実等に努め、文化性の高いまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
多様な文化・芸術活動の支援	①文化･芸術にふれる機会の充実 ②文化･芸術活動の促進

施策の基本方針（基本事業）

①文化・芸術にふれる機会の充実

郷土博物館、吉澤記念美術館等の企画展や文化会館の自主事業の充実を図るとともに、市民に対し情報の提供を積極的に行います。

②文化・芸術活動の促進

文化団体、郷土芸能保存会等に発表の場と情報の提供を行い、文化芸術活動が行いやすい環境を整備するとともに（財）佐野市民文化振興事業団の運営のあり方について検討していきます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
日頃から文化・芸術活動に触れている市民の割合	37.4%	41.5%
市内の文化・芸術施設の来館者数	216,894人	223,000人

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
文化・芸術にふれる機会の充実	芸術文化鑑賞事業
文化・芸術活動の促進	（財）佐野市民文化振興事業団支援事業

役割分担

●市民が主体的に、文化・芸術に興味を持ち、自ら文化・芸術活動を行います。

●地域における文化活動の振興に努めます。

●文化・芸術活動の情報発信と場の提供を行います。
●文化活動を担う人材や文化団体の育成・支援を行います。

（2）地域の歴史・文化資源を活かした文化の振興

施策の目的

市民に地元の歴史と伝統を知ってもらい、郷土への愛着を育みます。また、将来にわたり歴史・伝統・文化資源を適切に保護・保存し、後世に残します。

現状と課題

本市には、牧歌舞伎等の伝統芸能をはじめ、貴重な文化財が数多く残されています。

しかし、発掘した遺物の保存、新たに指定するような重要な文化財の掘り起しを図る必要があるため、専門性をもった人材を育成する必要があります。

また、郷土の歴史・文化を大切にして、それらを守り後世に伝えていく心を育むために、市民の意識啓発を行うことも必要です。

これら本市ならではの伝統行事や文化遺産は、郷土に対する理解と関心を高めるとともに、本市の歴史や伝統文化を内外に発信する上で大きな役割を担っています。このため、今後とも、適切な調査や保存、まちづくりへの活用を積極的に進め、より多くの人々が本市の歴史や伝統文化等にふれあえる機会を増やしていく必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
地域の歴史・文化資源を活かした文化の振興	①地域の歴史･文化の理解の促進 ②文化財の適切な保存 ③伝統文化の継承

施策の基本方針（基本事業）

①地域の歴史・文化の理解の促進

郷土博物館、吉澤記念美術館等で実施している地域に関する企画展、講座の充実を図ります。

また、学校教育において地域の歴史文化に関する授業等を取り入れ、郷土への愛着を育む機会を充実します。

②文化財の適切な保存

文化財指定の統一化や重要な文化財の指定を促進するとともに、標識、説明板の整備を行い、文化財を保存し、後世に残していきます。

③伝統文化の継承

郷土芸能保存会への支援を通して継承していく人材を育成し、越名舟唄等の郷土芸能を広く伝えるために発表の場を提供し、郷土芸能の継承につなげます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
適切に保存されている文化財件数	250件	265件
文化団体登録人数	2,648人	3,500人

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
地域の歴史・文化の理解の促進	郷土博物館企画展等開設事業
文化財の適切な保存	唐沢山城跡国指定史跡化事前調査事業
伝統文化の継承	伝統文化人材育成支援事業

役割分担

●市民自ら、歴史・伝統・文化財の保護・保存に努めます。

●地域の文化財は、地域で維持管理に努めます。

●本市の歴史・文化に対する理解を深めていきます。
●文化財を保存しその活用を図るとともに地域の伝統文化や文化財を保存するための支援を行います。
●市民の研究活動を支援します。

V 市民みんなでつくる夢のあるまちづくり

V 市民みんなでつくる夢のあるまちづくり

1 市民参加のまちづくり

（1）広報・広聴活動の充実と情報の共有化の推進

施策の目的

行政が保有している情報を市民と共有します。また、市民の意見が行政へ反映されるよう政策形成過程への市民参画を確保します。

現状と課題

今後の行政運営では市民との協働が必要不可欠であり、市民と行政の信頼と責任あるパートナーシップを構築するうえで、行政の情報提供と市民の市政への参画は今後さらに重要なものとなります。

本市では、「広報さの」やホームページ、ケーブルテレビ等を通じて、正確で最新の情報を市民に提供できるように心がけています。

今後も、活力にあふれた豊かなまちを形成していくため、市民と行政が情報を共有し、知恵を出し合い、役割を分担し、その実践に向けた体制の充実を目指して、行政からの一方通行の情報提供でなく、市民と行政が一体となった協働のまちづくりが活発に行われるよう、既存の媒体の充実・活用をはじめとする多様な広報・広聴活動を展開する必要があります。

また、市民から広く市に対する意見や要望が聞けるように、座談会やまちづくりに関する学習機会の提供を図るなど広聴活動を充実させていくことも必要です。

施策の体系

施　策	基本事業
広報・広聴活動の充実と情報の共有化の推進	①広聴活動の推進 ②広報活動の充実 ③情報の提供と公開の推進

施策の基本方針（基本事業）

①広聴活動の推進

市民の声を市政に反映するため、市政懇談会を開催し、パブリックコメント制度を活用し、市政モニター制度の充実を図り、世論調査を定期的に実施することにより市民の意思の把握に努めます。

②広報活動の充実

市政情報の正確な伝達のため、市民ニーズにあった広報紙の発行、ホームページの充実、ケーブルテレビを活用したＰＲ活動を推進します。

③情報の提供と公開の推進

情報公開の推進、情報提供の徹底、資料提供・閲覧の推進を積極的に図り、情報の提供に努めます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
市民が知りたい行政の情報が十分に提供されていると認識している市民の割合	34.1%	50%
市民の意見が行政へ取り入れられていると認識している市民の割合	16.8%	30%

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
広聴活動の推進	世論調査事業
広報活動の充実	広報紙発行事業
情報の提供と公開の推進	文書管理システム導入事業

役割分担

- 市の広報紙など市政に関する情報の把握に努めます。
- 市政モニター、パブリックコメント制度、市民アンケート、市政懇談会などを利用し、政策・施策の形成過程に参画します。

- 市の広報紙を正確に速やかに漏れなく地区住民に配布します。

- 市の行政情報を正確に迅速にわかりやすく市民に提供し、情報を共有化します。
- 市政モニター、パブリックコメント、市民アンケート、市政懇談会などを通して、市の政策・施策形成にできるだけ多くの市民が参画できるようにします。

（２）市民の主体的な活動の支援

施策の目的

市民活動の活性化を図り、お互いに信頼関係を築き、協働のまちづくりを推進します。

現状と課題

近年、都市化の進展や生活様式の多様化を背景に地域のコミュニティ機能が低下してきており、この傾向は本市においても例外ではなく、コミュニティの必要性が見直されています。

特に少子高齢化や核家族化が進行する中で、共生を基本に様々な人々が地域でともに支え合う心豊かなコミュニティの形成は、居心地の良いふるさとづくりの基盤となることから、市民間の共助と協働のネットワークの形成を図りながら、活発なコミュニティ活動が行われるよう、自治組織活動をはじめとする市民の主体的なまちづくり活動への支援が急務となっています。

今後は、団塊世代の市民が増加し、市民活動に参加できる人が増えること、ボランティア参加者数やＮＰＯ団体数が増えてきていること、市民との協働の活動が増えてきていること等、市民の主体的な活動の基盤が整ってきており、この積極的な活用と推進が求められています。

施策の体系

施　策	基本事業
市民の主体的な活動の支援	①市民との協働システムの活用 ②情報の提供と啓発の推進 ③市民活動団体への支援

施策の基本方針（基本事業）

①市民との協働システムの活用

市民活動の理念を定めるとともに、協働のシステムを構築し、活用することで市民との協働を推進していきます。

また、市民と協働できる事業の把握に努め、協働を実践していきます。

②情報の提供と啓発の推進

情報の収集・提供と啓発を充実することで、市民活動へ参加する市民を増やしていきます。

③市民活動団体への支援

市民活動の場の提供や、体制の整備を促進し、市民活動団体への支援の充実と連携の推進を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
ボランティア活動に参加している市民の割合	48.6%	56%
市民と協働できている事業数	33件	50件

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
市民との協働システムの活用	市民協働システム活用事業
情報の提供と啓発の推進	市民協働の情報提供と啓発推進事業
市民活動団体への支援	総合ボランティアセンター運営事業

役割分担

●地域社会を支える主体である市民が、個々の能力等を地域のために還元します。

●地域の課題・問題について地域住民が感心を持ち、町会、ＮＰＯやボランティア団体を活用し、コミュニティで課題の解決を行います。

●市民活動団体に対し、支援を行い、市民協働の体制を築きます。

2 人と人が交流するまちづくり

（1）電子自治体の推進

施策の目的

情報通信基盤の整備を促し、必要な行政情報を必要なときに入手でき、市民のまちづくり活動のための必要な施策の推進に努めるとともに、積極的な情報発信による産業活動の活性化や防災情報体制の整備に努め、情報化社会の変化に対応できるまちづくりを目指します。

現状と課題

情報通信技術の進展により、インターネットの利用者は平成16年度末で7,948万人となり、普及率も62.3%となっています。また、携帯電話の普及により、携帯電話を使ったインターネット接続サービス契約数も平成16年度末で7,515万契約となり、携帯電話契約数の86.4%に達しています。このため、行政サービスもより一層、情報通信技術を最大限活用したサービスの変革が必要となってきます。

総務省は平成18年１月に電子政府の推進やユビキタスネット社会（Ｕ－Ｊａｐａｎ）の構築を目指す「ＩＴ新改革戦略」を発表しました。これにより、国としてますます力を入れて取り組むことになることが予想されます。

本市においては、田沼、葛生地区の一部でケーブルテレビの普及促進の要望があり、これに対応する基盤整備の必要があります。

また、市のホームページに各種申請書のダウンロードサービスを平成16年度から開始しましたが、市民意識調査の結果では、そのサービスを知っている人はまだ少なく、利用促進のためのＰＲが必要となっております。

さらに、情報セキュリティポリシーの策定・運用や個人情報保護を徹底させることにより、情報セキュリティ対策についても強化が必要です。

今後は、情報格差是正のための情報通信基盤の整備・高度化、庁内の各システムの構築、更新等による事務の効率化と市民サービスの向上、職員のＩＣＴ研修の充実による情報機器操作能力の向上と、ＩＣＴ弱者と言われている視覚障害者や高齢者等への対応を検討する必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
電子自治体の推進	①行政の情報化による情報提供 ②行政手続の電子化の推進 ③ICT活用の促進

施策の基本方針（基本事業）

①行政の情報化による情報提供

ホームページを充実させ、市政に関する情報や市民生活に関連する情報を提供します。

②行政手続の電子化の推進

行政手続の電子化の件数を増加するとともに、ホームページからのアクセシビリティの向上を図ります。

また、電子申請・届出システム等の導入を図るとともに、情報セキュリティ対策を実施します。

③ＩＣＴ活用の促進

高速通信基盤の整備と公開端末機器の整備を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
ホームページ上で利用できる行政手続を利用して便利さを感じている市民の割合	26.7%	50.0%
ホームページの閲覧件数	305,614件	320,000件

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
行政の情報化による情報提供	ホームページ及びテレホンガイドシステム運用事業
行政手続の電子化の推進	公共施設予約システム導入事業
ICT活用の促進	公開端末設置事業

役割分担

市民

- ＩＣＴに親しんでもらい、利用することで生活の充実を図ります。
- 情報通信サービス利用に際しての正しい知識の習得とモラルの向上を図ります。

地域・事業所

地域、団体

- ＩＣＴの利活用により地域の活性化を図ります。

事業所

- 多様なニーズに対応した情報コンテンツ（内容）を提供します。
- 利用しやすい情報通信サービスを提供します。

行政

- 生活に密着した魅力ある情報コンテンツを提供します。
- 申請手続類を、迅速、正確及び身近に処理できるシステムを導入します。
- 市民が情報通信サービスを利用できるように普及啓発を図ります。
- 情報を迅速かつ正確に、市民に提供するため、情報通信基盤の整備を図ります。

（2）国際交流と広域・地域連携の推進

施策の目的

市内で日本人と外国人が相互に理解し合って暮らせるようにするとともに、民間レベルでの国際交流を進めます。

また、災害時などにおける都市間の広域連携や大学等高等教育機関との連携事業を効率的・効果的に推進します。

現状と課題

本市においては、今後、製造業・サービス業を中心に外国人の人口が増えること、市内企業の取引の国際化により、海外企業と接触する機会が増えることが予想されます。

過去において、国際交流は行政主導で行ってきましたが、ホームステイ受け入れ可能な市民が増えていること、姉妹都市への短期留学募集も好調なこと等、個人・民間主導になりつつあります。

しかし、様々な取り組みは以前から比べれば行われていますが、まだ、市民レベルでの交流はできていないのが現状だといえます。

今後は、外国人が本市に住む上での、相談の受け皿づくり、市職員の語学力向上（国際化）が求められています。

また、友好交流都市、姉妹都市の交流事業等の見直しを図る必要があります。

大学との連携は、一部の部門で図られていますが、行政と大学の包括的な連携のもと様々な分野で連携事業を推進していくことが必要です。

施策の体系

施　策	基本事業
国際交流と広域・地域連携の推進	①相互理解の環境づくりの推進 ②国際社会へ対応できる人材の育成 ③交流拠点都市づくりの推進 ④大学との地域連携の推進

施策の基本方針（基本事業）

①相互理解の環境づくりの推進

市民と外国人の相互理解を進めるために、国際交流協会の充実を図り、各種の事業を展開します。また、外国人の各種相談に対応するための体制を整備します。

②国際社会へ対応できる人材の育成

中学生の海外派遣事業や国際感覚を養う環境づくりを進めます。

また、国際交流協会を通した民間レベルの交流を推進していきます。

③交流拠点都市づくりの推進

交通の要衝としての地理的条件と歴史的なつながりを活かし、防災をはじめ各種の連携、交流事業の推進を図ります。

④大学との地域連携の推進

大学に存する知的財産を有効に活用し、市民の福祉の向上につなげるための各種事業を推進します。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
国際交流協会主催の各種行事参加者数	2,000人	2,500人
大学との連携事業により市民の福祉の向上につながった事業	0事業	5事業

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
相互理解の環境づくりの推進	国際交流協会支援事業
国際社会へ対応できる人材の育成	ランカスター市中学生相互交流委託事業
交流拠点都市づくりの推進	両毛広域都市圏総合整備推進協議会参画事業
大学との地域連携の推進	佐野短期大学との地域連携事業

役割分担

- 市内在住の外国人と日常的な交流を図ります。
- 交流先の市民との積極的な交流を図ります。

- 積極的に国際交流・国際協力を行います。
- 市内在住の外国人と日常的な交流を図り、相互に理解し合い、尊重し合える環境をつくります。
- 高等教育機関は、内部にある知的財産を活用し、福祉の向上に役立てます。

- 国際交流、都市間交流の情報を提供します。
- 国際化に対応した、国際感覚豊かな人材を育成します。
- 外国人と日本人が互いに文化や考え方を理解・尊重して、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進します（相談窓口の充実など）。
- 大学などと積極的な連携事業を推進します。

3 人権尊重のまちづくり

（1）個々の人権を尊重する地域社会の形成

施策の目的

人権尊重の行動が徹底する社会づくりに努めます。

現状と課題

本市は現在、「人権教育・啓発推進佐野市行動計画」を基本に、行動、実践の時代に入っています。各種団体等では、啓発を進めて、同和問題をはじめ人権問題への理解・行動を促すべきとの意見が出ています。

同和問題については、これまで本市が積極的に市民への啓発や対象地域への生活環境の改善に努め、成果をあげてまいりましたが、結婚問題等で差別意識の残存がみられます。

また、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、ＨＩＶ感染者等に対する人権問題にも取り組んでいます。

人権は「誰もが生まれながらにもっている権利で、人間が人間らしく生きるための、誰からも侵されることのない」基本的権利です。

しかし、現実には、同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障害者・外国人・ＨＩＶ感染者等に対する人権が守られていない現状があります。そこで市民に対して今後も人権の意義や重要性を、知識としての理解ではなく、人権について積極的に関心を持ち、偏見や差別の不合理性や不当性を認識して、人権に配慮した行動につなげるような啓発活動が求められています。

また、市同和対策審議会を人権推進審議会に名称変更し、同和問題を人権問題の重要課題と位置付けながら他の人権問題についても取り組みを進めることになりました。さらに、人権推進審議会では、同和対策審議会から引き継いだ人権条例の制定について諮問を協議し、その結果、将来は人権関係を含めた自治基本条例等を制定するべきとの結論を答申しました。

施策の体系

施　策	基本事業
個々の人権を尊重する地域社会の形成	①人権啓発の推進 ②人権学習の推進と人権教育活動の場の提供 ③人権問題解消のための活動の支援 ④人権問題解消のための相談体制の確立とPR

施策の基本方針（基本事業）

①人権啓発の推進

人権基準の内容を盛り込んだ市民への啓発活動や講演会等を開催し人権啓発の推進を図ります。

②人権学習の推進と人権教育活動の場の提供

市民の人権問題に関する学習意欲を喚起して、人権尊重の行動ができるよう事業の充実・促進を図ります。

③人権問題解消のための活動の支援

人権問題解消のための行動をとってもらうことが啓発の目的であり、活動への参加者が一人でも多くなるよう努めます。

④人権問題解消のための相談体制の確立とＰＲ

身近に、安心して相談ができる体制づくりを進めます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
人権問題の講演会に参加した人数	691人	760人
講演会等の開催数	10回	12回

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
人権啓発の推進	人権推進啓発事業
人権学習の推進と人権教育活動の場の提供	人権学習講演会開催事業
人権問題解消のための活動の支援	人権推進委託事業
人権問題解消のための相談体制の確立とPR	人権擁護委員活動支援事業

役割分担

市民

●人権基準を考えて、それに対する行動を実践します。

地域・事業所

地域、団体

●地域では人権尊重の行動を実践します。また、各種団体等で構成する佐野市人権対策推進実行委員会では、市の人権推進事業に意見を述べるとともに啓発を進めます。

事業所

●事業所内での人権学習、人権啓発を実践します。

●雇用や待遇による差別を解消します。

行政

●市民に対する人権啓発・教育の推進を図ります。

●人権に関する相談体制の充実を図ります。

（２）男女共同参画社会の実現

施策の目的

男女が互いの人権を尊重し、社会の対等な構成員として、ともに社会の様々な分野における活動に参画できるようにします。

現状と課題

市政に関するアンケート調査では、社会全体で平等となっていると答えた市民の割合は２割未満と低く、市民の間に男女の不平等感が存在しています。また、ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス＝配偶者やパートナーからの暴力）等性別を起因とする様々な問題が発生しています。

今後、男女共同参画推進条例に基づき、市民、事業者、教育関係者及び行政が一体となり、男女共同参画を推進していく必要があります。

また、男女共同参画意識の浸透を図るためには、啓発活動をはじめ様々な施策を推進する必要があります。

さらに、市民の自主的な男女共同参画に向けた取り組みを支援するため、活動拠点として（仮称）男女共同参画センターの設置についても検討する必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
男女共同参画社会の実現	①男女平等教育･啓発活動の推進 ②男女共同参画活動の支援と推進体制の整備 ③社会の様々な分野で活動できる女性の育成 ④男女間の暴力等の被害者救済体制の整備

施策の基本方針（基本事業）

①男女平等教育・啓発活動の推進

講演会、研修会、その他の啓発活動を実施し、男女共同参画の理解を深めます。

また、学校教育、社会教育、家庭教育等の教育の場で男女平等の理念に基づく教育を進めます。

②男女共同参画活動の支援と推進体制の整備

職場、学校、地域、家庭等における男女共同参画を推進するための活動の支援と体制を整備します。

③社会の様々な分野で活動できる女性の育成

女性が社会の様々な分野で活動できるよう、積極的改善措置を講じるとともに学習機会の充実を図ります。

④男女間の暴力等の被害者救済体制の整備

男女共同参画の阻害要因である男女間の暴力等に対する相談体制等の整備に努めます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
男女の地位が平等になっていると考えている市民の割合	19.8%	22.5%
審議会等の附属機関における女性委員の割合	20%	30%

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
男女平等教育・啓発活動の推進	男女共同参画啓発事業
男女共同参画活動の支援と推進体制の整備	男女共同参画プラン策定事業
社会の様々な分野で活動できる女性の育成	女性指導者研修会開催事業
男女間の暴力等の被害者救済体制の整備	男女共同参画相談事業

役割分担

- 職場、学校、地域、家庭等で男女共同参画の推進に努めます。
- 家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行います。

地域

- 性別役割分担意識に基づく慣習等を見直し、地域における男女共同参画を推進します。

事業所

- 女性が能力を発揮できる職場環境をつくります。
- 雇用における男女の均等な機会と待遇を確保します。
- 仕事と家庭の両立支援のための環境づくりを行います。

- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- 男女共同参画を市民等と協働、連携しつつ、率先して取り組みます。
- 職場、学校、地域、家庭等での男女共同参画の環境づくりを推進します。

④ 地方の時代にふさわしい行財政運営の推進

（1）質の高い市民サービスの提供

施策の目的

質の高い市民サービスを提供するため、市職員に求められる能力（応対能力、業務遂行能力）を高めるとともに、自ら進んで能力開発を行うことができる職員の育成を図ります。

現状と課題

市民ニーズの多様化により、市職員が備えていなければならない知識が一層増加しています。
平成16年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省において策定した「行政改革推進のための新たな指針」では、各自治体に対して、人材育成に関する基本方針を策定し、人材育成の観点に立った人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めることを求めています。

また、団塊の世代が大量退職し、新規採用職員数は抑えられるため、全体的に職員数は減少します。そのため、職員一人に対する仕事の比重はますます重いものとなります。
質の高い市民サービスを提供するためには、職員に求められる能力（サービス精神、問題解決能力、政策形成能力、目標・成果志向、コスト意識、環境変化対応能力等）を高める必要があります。そのため、研修を充実させるとともに、自ら進んで能力開発を行うことができる職員の育成を図る必要があります。

市単独研修が他市と比較すると極端に少ない状況にあります。これは両毛広域行政推進協議会や栃木県市町村職員研修協議会の研修に頼っていたところが大きいためです。今後は、職員に求められる力、資質とはどういうものか検討しながら、市独自の研修メニューを増やす必要があります。

また、職員の仕事に対する意欲を高め、自分の仕事に誇りをもつて取り組めるよう、良好な職場環境を整える必要があります。行政需要が多様化し、市民ニーズが複雑かつ多様化している現状において、職員の精神衛生上のケアが大切となるため、「メンタルヘルス」研修や相談等の充実を図る必要があります。

一方、本庁舎の総合窓口課ではフロアガイドを配置したり、窓口業務を金曜日に関して通常時より２時間延長して実施しており、サービスが向上していますが、すべて総合窓口課で対応できるわけではなく、申請手続きが複雑で時間がかかるなどの意見もあることから、対応を検討する必要があります。

施策の体系

施　策	基本事業
質の高い市民サービスの提供	①能力向上のための研修の充実 ②能力向上のための自己啓発の推進 ③快適な職場環境の整備 ④窓口サービス業務の充実

施策の基本方針（基本事業）

①能力向上のための研修の充実

人材育成基本方針に基づき研修体系の見直しを行い、地方分権に対応した職員を養成するために階層別、専門別研修（窓口研修等）の充実を図ります。

②能力向上のための自己啓発の推進

自ら進んで能力開発を行うことができる職員を育成するために啓発、情報提供等を行い、自己啓発が行いやすい制度の整備を検討します。

③快適な職場環境の整備

職員の精神衛生上のケアのために、メンタルヘルスの研修や相談体制の充実を図るとともに職場環境についても改善に努めます。

④窓口サービス業務の充実

時代や生活時間の多様化に即した事務体制の改善や窓口環境の整備を図ることにより、窓口業務のさらなる迅速化を図ります。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
窓口対応に満足している市民の割合	77.6%	80.0%
市単独研修開催数	11回	17回

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
能力向上のための研修の充実	研修参画事業
能力向上のための自己啓発の推進	自己啓発活動支援事業
快適な職場環境の整備	職員安全衛生事業
窓口サービス業務の充実	佐野総合窓口課自動交付機運営事業

役割分担

●この施策は、行政サービスを提供する職員の能力開発や、職員が職務に専念できる職場環境づくりという内部管理に関する施策であるため、基本的には行政の役割です。

●この施策は、行政サービスを提供する職員の能力開発や、職員が職務に専念できる職場環境づくりという内部管理に関する施策であるため、基本的には行政の役割です。

●市独自の研修や窓口のマニュアルを充実させ、職員の市民対応能力及び業務遂行能力の向上を図ります。
●市民のニーズを的確につかみ、適切なサービスを提供します。
●職員が職務に専念でき、能力を充分発揮できるような職場環境をつくります。

（2）効率的で健全な行財政運営の推進

施策の目的

総合計画を達成するために適正な職員配置、定員管理を行うとともに、効率的・効果的な事務事業を行います。また、充分な財源を確保し、安定した行財政運営を進めます。

現状と課題

三位一体改革（①国からの補助・負担金の廃止・縮減 "地方交付税の見直し ③国から地方への税源移譲の影響）に伴う財源の減少が予想されます。

一方で、少子高齢社会の進展により、人口をはじめ労働力人口の減少や高齢者の増加が顕著となるため、税収減や社会保障関係経費が増加することが予想されます。

さらに、2007年問題（団塊の世代の退職による諸問題）、権限移譲、地方自治法改正の動き等により、組織や職員配置の見直しが必要となります。

また、１市２町の合併により、旧市町で実施してきた事業の整理統合が充分できていない状況にあります。

今後は、効率的・効果的な事務事業の執行を進めるとともに、自主財源の確保に努め、歳入に見合った歳出構造への転換を図ることが求められているため、簡素で効率的な組織編成や適正な職員配置・定員管理を推進し、事務事業の再編・整理、廃止・統合や民間委託の推進等一層の行政改革が必要です。

施策の体系

施　策	基本事業
効率的で健全な行財政運営の推進	①総合計画に基づく組織編成と定員管理 ②効率的･効果的な事務事業の推進 ③民間委託の推進 ④健全な財政運営の推進

施策の基本方針（基本事業）

①総合計画に基づく組織編成と定員管理

総合計画に基づく行政の推進体制の確立を図るため、効率的な組織の編成と定員管理の適正化に努めます。

②効率的・効果的な事務事業の推進

「佐野市行政改革大綱」に基づき、行政評価を活用して事務事業の再編・整理、廃止・統合を図ります。

③民間委託の推進

民間に委託可能な事務事業を精査し、アウトソーシングや指定管理者制度を活用しながら、行政サービスの質を低下させることなく積極的に民間委託を進めます。

④健全な財政運営の推進

「佐野市行政改革大綱」に基づき、健全性が維持できる計画的な財政運営を図ります。

また、市税や使用料等の収納率向上に努めるとともに、遊休財産の貸付や処分を行い自主財源の確保に努めます。

主な成果指標

成果指標名	実績基準年（17年度）	目　標（21年度）
職員数	1,370人	1,323人
事務事業数	1,538	1,460
経常収支比率（経常経費充当一般財源額÷経常一般財源総額）	84.98%	85%

主要事務事業

基本事業名	主要事務事業名
総合計画に基づく組織編成と定員管理	組織･機構適正化事業
効率的･効果的な事務事業の推進	行革大綱運用事業
民間委託の推進	指定管理者制度推進事業
健全な財政運営の推進	市税収納率向上特別対策事業

役割分担

市民

●少子高齢に伴う就労人口の減少や福祉サービスの増加など、行財政運営を取り巻く環境は今後ますます厳しいものとなっていくことを認識し、行政が行うべきことと、市民が自助努力で行うべきことは何かを明確にして、市民ができることは積極的に行います。

地域・事業所

●団体運営について、補助金等を財源としている運営を見直し、自立運営に努めます。

行政

●自主財源の充分な確保に努めるとともに、限られた財源を有効に活用し、効率的・効果的な行政運営を行うため、予算の重点配分や事務事業の整理統合を推進します。

●総合計画に基づいた行政運営を行うための組織整備や適正な人員配置を行います。

Ⅵ 総合計画政策体系表

Ⅵ 総合計画政策体系表

将来像	基本目標	政策	施策	
「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」	Ⅰ 地域の特色を活かした快適なまちづくり	1 安全・安心のまちづくり	（1）消防・防災体制の強化	①防災意識の高揚と地域防災力の向上
			（2）交通安全対策の推進	①交通安全意識の啓発と情報の提供
			（3）犯罪のない明るい社会の実現	①防犯意識啓発の推進
			（4）消費者支援と組織の育成	①正しい消費知識の啓発、情報提供の充実
		2 住みやすいまちづくり	（1）秩序ある計画的な土地利用の推進と特色ある都市核の形成	①土地利用の基本方針の明確化と方針に即した土地利用の推進
			（2）都市機能を高める道路・公共交通網の整備	①都市計画道路、その他の幹線市道の整備
			（3）歴史と自然を活かした魅力ある景観の形成	①市民意識の向上と啓発の推進
			（4）快適で質の高い住環境の整備	①快適で安全な住宅づくりの推進
			（5）安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理	①上水道の整備
		3 自然環境と共生するまちづくり	（1）ごみの発生抑制と適正処理	①ごみ減量化のための意識啓発の推進
			（2）良好な地域環境の保全と地球環境に配慮した生活の推進	①水・大気・土壌環境の保全
			（3）豊かな自然環境の保全	①自然環境の保全と再生
	Ⅱ やさしくふれあいのある健康福祉づくり	1 健康のまちづくり	（1）心と体の健康づくりの推進	①健康づくりの推進と情報の発信
			（2）地域医療体制の充実	①医療機会の充実
		2 安心して子育てのできるまちづくり	（1）子育て支援機能の充実と環境整備の促進	①子育てと仕事の両立支援の推進
		3 助け合い生きがいを実感できるまちづくり	（1）豊かな長寿社会の実現	①社会参加の促進
			（2）障害者の社会参加と自立の推進	①社会参加のための支援体制の充実
			（3）生活困窮者の生活安定と自立支援	①就労支援体制の確立
			（4）すべてのひとにやさしいバリアフリー社会の実現	①啓発（研修・交流）活動の推進
			（5）地域福祉を支える人材と組織の育成	①地域福祉を推進する人材の育成

基本事業名				
②防災・危機管理体制の整備	③治山・治水対策の推進	④防災情報ネットワークの充実	⑤消防力の強化と災害時救急医療体制の整備	
②道路・交通安全施設の整備				
②防犯体制の充実	③防犯環境基盤の整備			
②相談体制の充実	③消費者団体の育成と活動支援			
②中心市街地の役割の明確化と活性化の推進	③佐野新都市開発整備事業の推進	④（仮称）田沼インターチェンジ周辺の土地利用の推進		
②公共交通の利便性向上				
②自然景観や歴史的町並み景観の保全	③魅力ある景観の創出			
②市営住宅の適正な管理・運営	③生活道路の整備	④公園、緑地、水辺空間の整備		
②上水道の普及向上	③下水道の整備	④下水道使用の普及促進	⑤合併処理浄化槽の普及	⑥農業集落排水施設の適正管理
②3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の推進	③不法投棄の防止対策の強化	④搬入搬出ごみの適正処理の推進		
②良好な生活環境の保全	③地域環境・地球環境に配慮した生活・事業活動の推進			
②自然保護活動の充実と環境学習の推進				
②検診体制の充実	③食生活習慣改善の啓発			
②救急・高度医療体制の充実	③国民健康保険制度の適正運営の推進			
②母子保健医療対策の推進	③援護を必要とする子育て家庭への支援	④子育ての負担感の軽減と子育て親子の居場所の提供		
②介護保険サービスの充実と介護予防の推進	③高齢者の自立支援サービスの拡充	④地域で高齢者を支えるネットワークづくりの推進		
②就労・就学支援	③相談体制の充実			
②相談体制の充実	③生活保護制度の認定と準用			
②ユニバーサルデザインの推進				
②地域福祉を推進する団体への活動支援				

将来像	基本目標	政策	施策	
「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」	III 魅力と活力ある産業づくり	1 産業振興ではたらきやすいまちづくり	（1）活力ある農林業の振興	①担い手農家の育成と支援
			（2）鉱工業による地域産業の振興	①事業活動への助成と支援
			（3）個性的・魅力的な商業の振興	①商業者に対する支援の充実
			（4）勤労者福祉の充実と雇用の安定	①勤労者福祉制度の充実
		2 観光振興でひとが集まるまちづくり	（1）魅力ある観光資源の開発と整備	①新しい観光資源の開発
			（2）ひとを集める観光戦略の展開	①佐野市の特性を活かした観光ＰＲの推進
	IV 豊かな心を育む教育･文化づくり	1 生涯にわたり学びのあるまちづくり	（1）特色ある教育と心の教育の推進	①学校教育活動の充実と特色ある教育の推進
			（2）安全で安心して学べる教育環境の整備	①快適な学校施設の整備
			（3）生活を豊かにする生涯学習の推進	①学習内容の充実
			（4）生涯スポーツ・レクリエーションの振興	①市民１スポーツの推進
		2 歴史・文化を活かしたまちづくり	（1）多様な文化・芸術活動の支援	①文化・芸術にふれる機会の充実
			（2）地域の歴史・文化資源を活かした文化の振興	①地域の歴史・文化の理解の促進
	V 市民みんなでつくる夢のあるまちづくり	1 市民参加のまちづくり	（1）広報・広聴活動の充実と情報の共有化の推進	①広聴活動の推進
			（2）市民の主体的な活動の支援	①市民との協働システムの活用
		2 人と人が交流するまちづくり	（1）電子自治体の推進	①行政の情報化による情報提供
			（2）国際交流と広域・地域連携の推進	①相互理解の環境づくりの推進
		3 人権尊重のまちづくり	（1）個々の人権を尊重する地域社会の形成	①人権啓発の推進
			（2）男女共同参画社会の実現	①男女平等教育・啓発活動の推進
		4 地方の時代にふさわしい行財政運営の推進	（1）質の高い市民サービスの提供	①能力向上のための研修の充実
			（2）効率的で健全な行財政運営の推進	①総合計画に基づく組織編成と定員管理

基本事業名				
②農地の有効利用	③生産性向上に向けた農業基盤の整備	④山村地域の活性化の推進	⑤林業の基盤整備	⑥森林整備の促進と林業の担い手の育成
②工業団地進出企業及び既存企業への支援				
②中心市街地の商業者の育成と支援	③新規開業による中心市街地の活性化の推進			
②雇用機会の提供と就労支援				
②既存の観光資源の整備	③魅力ある観光ルートの整備	④受け入れ体制の整備		
②宿泊、滞在、体験型観光の推進	③広域連携観光の推進	④観光事業者との連携強化		
②教職員の資質の向上	③家庭での教育力の向上	④地域での教育力の向上		
②安全な学校施設等の整備	③地域ぐるみで行う学校内の安全対策の充実	④地域ぐるみで行う安全な通学路の確保		
②学習の場の提供	③学習成果を活かすことができる仕組みづくり			
②指導者の育成と支援	③スポーツ施設の整備と運営			
②文化・芸術活動の促進				
②文化財の適切な保存	③伝統文化の継承			
②広報活動の充実	③情報の提供と公開の推進			
②情報の提供と啓発の推進	③市民活動団体への支援			
②行政手続の電子化の推進	③ＩＣＴ活用の促進			
②国際社会へ対応できる人材の育成	③交流拠点都市づくりの推進	④大学との地域連携の推進		
②人権学習の推進と人権教育活動の場の提供	③人権問題解消のための活動の支援	④人権問題解消のための相談体制の確立とＰＲ		
②男女共同参画活動の支援と推進体制の整備	③社会の様々な分野で活動できる女性の育成	④男女間の暴力等の被害者救済体制の整備		
②能力向上のための自己啓発の推進	③快適な職場環境の整備	④窓口サービス業務の充実		
②効率的・効果的な事務事業の推進	③民間委託の推進	④健全な財政運営の推進		

Ⅶ 資　　料

Ⅶ 資料

佐野市総合計画策定の経過

平成17年

5 月16日	策定方針決定
6 月28日	策定委員会設置 第 1 回策定委員会の開催 ・策定体制・方針の決定 市民まちづくり会議設置 ・公募による委員の募集 策定懇談会の設置 ・市民各界代表者による懇談会
8 月10日	第 2 回策定委員会の開催 ・基本目標・政策・施策の検討
7 月～ 8 月	「未来佐野市」こども作文・絵画コンクールの開催 作文　25人（11中学校）・絵画　78人（28小学校） （10月 8 日）表彰式・意見交換会（中学生） （10月19日～24日）絵画展
8 月10日	第 2 回策定委員会の開催 ・基本目標・政策・施策の検討
9 月20日	市民まちづくり会議の開催　（委員17名公募） 第 1 回　9 月20日 第 2 回　10月11日・12日 第 3 回　10月25日・26日 第 4 回　11月 8 日・ 9 日 第 5 回　11月15日・16日 第 6 回　12月 6 日・ 7 日 第 7 回　12月20日
10月	市民まちづくりアンケートの実施 市民2,000人無作為抽出　有効回収率51.8%
10月 4 日～ 5 日	策定部会開催（40施策） ・施策ごとの目的、成果指標の設定
11月 9 日	総合計画策定について議員全員協議会で協議
11月 8 日～29日	策定部会開催（40施策） ・現状と課題の把握・目標値の設定
11月17日	公開シンポジウムの開催（佐野短大との共催） 「新佐野市合併後のまちづくりを考える」
12月12日～27日	策定マネジメント会議の開催 ・市長と部会長の協議（基本計画期間中の目標値の検討）

平成18年

1 月17日	市民まちづくり会議・策定部会合同会議の開催 「市民まちづくり会議報告書」の提出・意見交換
1 月24日	策定に伴う市長インタビューの実施
1 月31日	第 3 回策定委員会の開催 ・施策（40）の方針目標値等の承認
3 月28日	第 4 回策定委員会の開催 ・施策（40）の基本事業等・人口予測の承認
4 月 5 日	策定部会の開催 ・実施計画事業（主要事務事業）の検討
4 月10日	第 5 回策定委員会の開催 ・実施計画事業（主要事務事業）策定基本方針の了承
6 月19日～20日	第 6 回策定委員会の開催 ・基本構想（案）・基本計画（案）の検討
7 月 3 日	策定懇談会の開催（委員20名） 第 1 回　7 月 3 日　基本構想（案）の検討 第 2 回　7 月28日　〃 第 3 回　8 月 8 日　〃 第 4 回　8 月25日　〃 第 5 回　9 月15日　〃 第 6 回　9 月26日　〃
7 月24日	第 7 回策定委員会の開催 ・基本構想（案）国土利用計画佐野市計画の検討
7 月28日～ 8 月25日	策定地区別懇談会の開催（14地区） 基本構想（案）の説明と意見、要望の把握
8 月 1 日～31日	基本構想（案）についてパブッリクコメントの実施
9 月11日～10月10日	基本計画（案）についてパブリックコメントの実施
9 月19日	第 8 回策定委員会の開催 ・基本構想（案）・基本計画（案）の検討 ・パブリックコメント・地区別懇談会の意見検討
10月 3 日	第 9 回策定委員会の開催 ・基本構想（案）・基本計画（案）の検討 ・パブリックコメント・地区別懇談会の意見検討
10月11日	策定懇談会意見書提出
10月23日	第10回策定委員会の開催 ・基本構想（案）・基本計画（案）の検討 ・パブリックコメント・地区別懇談会・策定懇談会の意見検討
11月 1 日	第11回策定委員会の開催 ・基本構想（素案）・基本計画（素案）の決定と市長へ提出
11月13日	基本構想（案）・基本計画（案）を議員全員協議会に報告
12月19日	市議会議決

佐野市総合計画策定懇談会委員名簿

役　職	氏　名	備　考
会　長	國　分　三　郎	佐野短期大学教授
副会長	長　尾　宏　道	佐野市教育委員会委員長職務代理者
委　員	秋　山　欣　治	佐野医師会会長
委　員	落　合　喜　行	佐野商工会議所副会頭
委　員	髙　橋　一　夫	佐野農業協同組合組合長
委　員	倉　持　　武	田沼町商工会副会長
委　員	廣　瀬　正　道	葛生町商工会副会長
委　員	勅使川原　唯男	佐野青年会議所理事長
委　員	篠　崎　芳　朋	佐野市町会長連合会連合副会長
委　員	小　野　ナ　ツ	佐野市地域女性連絡協議会会長
委　員	亀　山　三　郎	佐野市ボランティア協会会長
委　員	藤　田　　悟	佐野市PTA連絡協議会副会長
委　員	川　田　聰　明	佐野市消防団団長
委　員	中　原　靖　久	連合栃木わたらせ地域協議会議長代行
委　員	長　島　新　二	佐野市老人クラブ連合会会長
委　員	藤　田　忠　正	栃木県企画部地域振興課課長
委　員	酒　井　明　男	栃木県警察本部佐野警察署署長
委　員	大　塚　　上	栃木県土木部佐野土木事務所所長
委　員	若田部　治　彦	佐野市議会議員
委　員	山　口　　孝	佐野市議会議員

（役職順不同・敬称略・平成18年9月26日現在）

懇談会開催状況

開催日	開催場所	検討事項
第1回　18.7.3	本庁舎　大会議室	正副会長選出 ・総合計画の策定について説明（基本方針・策定体制）
第2回　18.7.28	文化会館会議室	・本市を取り巻く諸情勢と課題 ・まちづくりの基本方針の検討
第3回　18.8.8	文化会館会議室	・まちづくりの基本方針 基本目標1・2と施策体系の検討
第4回　18.8.25	勤労者会館会議室	・まちづくりの基本方針 基本目標3・4・5の検討
第5回　18.9.15	文化会館会議室	・国土利用計画佐野市計画の検討 ・基本構想全般の検討
第6回　18.9.26	本庁舎大会議室	・基本構想・国土利用計画佐野市計画検討結果（意見） 報告書の検討

市民まちづくり会議委員名簿

役　職	氏　　名	所属部会
委員長	須　江　國　雄	
副委員長	稲　毛　明　子	第１部会
副委員長	亀　山　将　史	第２部会
委　　員	川　俣　雅　秋	第２部会
委　　員	石　川　藤治郎	第２部会
委　　員	店　網　一　夫	第２部会
委　　員	近　藤　貞　雄	第１部会
委　　員	船　田　純　一	第２部会
委　　員	豊　島　逸　夫	第２部会

役　職	氏　　名	所属部会
委　　員	清　水　貞　之	第１部会
委　　員	船渡川　巳代治	第２部会
委　　員	飯　島　保　子	第１部会
委　　員	武　井　孝　夫	第２部会
委　　員	新　楽　　正	第１部会
委　　員	小　林　郁　夫	第１部会
委　　員	山　田　知　彦	第１部会
委　　員	五　箇　大　成	第２部会

（役職順不同、敬称略、平成17年12月20日現在）

市民まちづくり会議開催状況

開催日	開催場所	第１部会の検討事項	第２部会の検討事項
第１回 17.9.20	本庁第１会議室	・佐野市総合計画の策定について ・新市建設計画について ・まちづくり会議の進め方について ・委員長選出	
第２回 17.10.11（第1部会） 17.10.12（第2部会）	本庁第１会議室	・安全、安心のまちづくり（政策）の検討	・産業振興で働きやすいまちづくり（政策）の検討
第３回 17.10.25（第1部会） 17.10.12（第2部会）	本庁第１会議室	・住みやすいまちづくり（政策）の検討	・観光振興でひとが集まるまちづくり（政策）の検討
第４回 17.11.8（第1部会） 17.11.9（第2部会）	本庁第１会議室	・環境と共生するまちづくり（政策）の検討	・生涯にわたり学びのあるまちづくり（政策）の検討 ・歴史、文化を活かしたまちづくり（政策）の検討
第５回 17.11.15（第1部会） 17.11.16（第2部会）	本庁第１会議室	・健康のまちづくり（政策）の検討 ・安心して子育てのできるまちづくり（政策）の検討	・市民参加のまちづくり（政策）の検討 ・人と人が交流するまちづくり（政策）の検討
第６回 17.12.6（第1部会） 17.12.7（第2部会）	本庁第１会議室	・助け合い生きがいを実感できるまちづくり（政策）の検討	・人権尊重のまちづくり（政策）の検討 ・地方に時代にふさわしい行財政運営の推進（政策）の検討
第７回 17.12.20	本庁第１会議室	・第１、第２部会合同会議 ・市民まちづくり会議検討報告書の協議	

地区別懇談会開催状況

回	日	地　区	場　　所
1	平成18年 7 月28日	田　沼	田沼庁舎
2	7 月31日	旗　川	旗川地区公民館
3	8 月 1 日	田沼南部・栃本	吉水小学校体育館
4	8 月 2 日	田沼北部・三好・野上	三好小学校体育館
5	8 月 3 日	堀　米	城北小学校体育館
6	8 月 4 日	葛　生	葛生あくとプラザ
7	8 月 7 日	赤　見	赤見地区公民館
8	8 月 8 日	吾　妻	吾妻地区公民館
9	8 月10日	戸奈良・新合・飛駒	新合総合センター
10	8 月11日	常　盤・氷　室	常盤中学校体育館
11	8 月21日	犬　伏	犬伏小学校体育館
12	8 月22日	界	界地区公民館
13	8 月24日	植　野	植野地区公民館
14	8 月25日	佐　野	中央公民館